



平成30年度老人保健健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）報告書

高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待の 再発防止に向けた効果的な取組に関する 調査研究事業

報告書



平成31年3月

公益社団法人 日本社会福祉士会

はじめに

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成18年4月に施行されて以降、厚生労働省では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」（以下、法に基づく対応状況調査）として、各年度の高齢者虐待防止・養護者支援に関する市区町村・都道府県等の対応状況等に関する調査を実施し、結果を公表してきました。

平成30年度、日本社会福祉士会では、これまで実施してきた「法に基づく対応状況調査」について集計及び諸々の分析を行い、自治体の要因分析等を促進するとともに、再発防止に向けた効果的な取組等について、調査検討を行い、高齢者虐待の未然防止、早期発見等を図るため、調査研究事業を実施いたしました（老人保健健康増進事業（権利擁護施策）「高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待の再発防止に向けた効果的な取組に関する調査研究事業」）。

この調査では、①国が実施する法に基づく対応状況調査の集計及び要因分析の実施、②地方公共団体の体制整備状況の評価や促進要因抽出を目的とした分析の実施、③法に基づく対応状況調査の課題及び次年度の調査票の検討を行いました。また、近年急速に増加している有料老人ホーム等における虐待事案について、実態把握と分析を行うことで、その特徴や背景、リスク要因、対応上の課題について要因分析等を行いました。

本報告書は、上記のように実施された調査研究事業の成果をとりまとめたものです。
日々変化してゆく社会情勢の中、人々の暮らしや家族の形態が変化し、養護者や施設従事者等の精神的ストレスも増大していく中では、高齢者虐待に関する問題も深刻化する一方です。また、「高齢者の住まい」の一つとして、有料老人ホーム等が選択される機会も増加してきています。本研究事業の成果が、高齢者虐待対応を第一義的に担う市区町村や対応実務を担う地域包括支援センター及びその支援を行う都道府県が今後行っていく高齢者虐待防止・対応施策の進展に、少しでも役立てば幸いです。

平成31年3月

公益社団法人 日本社会福祉士会

高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待の再発防止に
向けた効果的な取組に関する調査研究 親委員会

委員長 高橋 紘士

平成 30 年度老人保健健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）
高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待の再発防止に向けた効果的な取組に関する調査研究事業

目 次

第 1 章 研究事業の概要

I. 目的	1
II. 事業実施の概要	
1. 研究事業の実施体制	2
2. 研究事業の実施概要	2

第 2 章 法に基づく対応状況調査(平成 30 年度実施分)

I. 法に基づく対応状況調査の概要	
1. 目的	5
2. 調査の概要	5
II. 調査結果：養介護施設従事者等による高齢者虐待	
1. 相談・通報～事実確認調査	8
2. 虐待事例の特徴	17
3. 虐待事例への対応状況	38
III. 調査結果：養護者による高齢者虐待	
1. 相談・通報～事実確認調査	40
2. 虐待事例の特徴	52
3. 虐待事例への対応状況	80
IV. 調査結果：虐待等による死亡事例	
1. 事件形態及び加害者－被害者の関係	86
2. 被害者・加害者の特徴	86
V. 調査結果：市区町村の体制整備状況と対応状況	
1. 取組の状況	90
2. 取り組みのパターンと相談・通報及び虐待判断件数	91
3. 市区町村ごとの対応状況と取組状況	95
4. 体制整備の具体的方法	103
5. 市区町村が挙げた課題	112
VI. 調査結果：都道府県の状況	
1. 都道府県における取組状況と市区町村に対する評価	117
2. 都道府県における取組状況と市区町村の取組・対応状況	120
VII. 法に基づく対応状況調査に関する提案	
1. 経緯	122
2. 提案	122

第3章 有料老人ホーム等での虐待事案にかかる調査

I. 質問紙調査の概要

1. 目的	125
2. 調査の概要	125

II. 市区町村調査（有料老人ホーム等における高齢者虐待への体制整備状況）

1. 回答自治体に関する基礎情報	126
2. 有料老人ホーム等における苦情、事故に関する情報の入手方法	127
3. 有料老人ホーム等に対する指導等	129
4. 有料老人ホーム等の実態や現状の把握方法	131
5. 有料老人ホーム等に対する関わりや働きかけ	133
6. 有料老人ホーム等における高齢者虐待対応に関する課題	135
7. 有料老人ホーム等における高齢者虐待への対応に関する都道府県への期待	139
8. 有料老人ホーム等における虐待対応を行う上で感じていること	141

III. 市区町村調査（個別事例への対応状況）

1. 有料老人ホーム等において発生した虐待の状況	144
2. 有料老人ホーム等における虐待への対応状況	149

IV. 都道府県調査

1. 有料老人ホーム等に対する指導方法	173
2. 有料老人ホーム等に対する関わりや働きかけ	173
3. 有料老人ホーム等における虐待対応に関する市区町村への支援の取組	174
4. 有料老人ホーム等における虐待対応に関する市区町村支援の課題	175
5. 有料老人ホーム等における虐待対応を行う上で感じていること	175

V. 有料老人ホーム等における高齢者虐待対応に関するヒアリング調査

1. 調査目的	177
2. 調査対象	177
3. 主な調査項目	177

VI. 有料老人ホーム等における高齢者虐待の現状

1. 有料老人ホームにおける虐待発生状況	179
2. 有料老人ホーム等の運営状況	180
3. 有料老人ホーム等における虐待の発生要因	182

VII. 今後の有料老人ホーム等における適切な虐待対応を行うための課題整理

1. 有料老人ホーム等に関する情報収集の仕組みについて	187
2. 虐待対応におけるサポート体制について	188
3. 市区町村における取組格差解消について	189

巻末資料

1. 「法に基づく対応状況調査」調査項目と選択肢 ······ 193
2. 有料老人ホーム等における高齢者虐待対応に関する質問紙調査 ······ 201
3. 高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待の再発防止に向けた効果的な取組に··· 213
 関する調査研究事業 委員会 委員一覧

第 1 章

研究事業の概要

I. 目的

平成 18 年の高齢者虐待防止法の施行以降、厚生労働省は、市区町村・都道府県を対象に同法に基づく対応状況等に関する調査（以下、法に基づく対応状況調査）を実施している。

平成 29 年度老人保健事業推進費等補助金事業において、次のような現状や課題が示唆されている。

- ① 法に基づく対応の主体となる市区町村等における体制整備が進むことで潜在事例が掘り起こされ、実際の事例に対応することで必要な体制整備が促されるという関係性が指摘されているが、その実施率はあまり向上していない。
- ② 虐待事例（疑い含む）への対応状況においては、初動及び虐待有無の判断、判断後の対応、対応終結のいずれの段階においても、実務上の課題があることが指摘されている。
- ③ 養介護施設従事者等による高齢者虐待については、単年度内で相談・通報がない市区町村は 70.4%、虐待判断事例がない市区町村が 87.4%、年間複数の虐待事例への対応を経験する市区町村は 5% 未満であるといった状況から市区町村単位での対応経験の蓄積は困難である。
- ④ 近年、増加している有料老人ホーム等において虐待が認められた件数が増加している。

これらの課題等をふまえて、本事業では、法に基づく対応状況調査の集計、市区町村をはじめとした虐待対応の現任者等を含めた有識者の意見をふまえた分析を行い、市区町村等が施策等に還元できるよう活用方法を提示することで高齢者虐待防止法に係る地方公共団体の体制整備の促進を図ることを目的とし、具体的には、下記の事業を実施することとした。

1. 法に基づく対応状況調査の集計及び要因分析

法に基づく対応状況調査の回答データに対し、結果整理及び要因分析を行う。なお、そのため必要な調査研究システムの調整を行う。

2. 地方公共団体の体制整備状況の評価や促進要因抽出を目的とした分析の実施

法に基づく対応状況調査データを利用し、地方公共団体の体制整備状況の評価の観点や促進要因を抽出する。

3. 法に基づく対応状況調査の課題及び次年度の調査票の検討

法に基づく対応状況調査に対して、調査実施・回答実務の洗練に向けた課題整理や、市区町村の体制整備の充実強化に向けた調査内容の検討等を行う。

4. 有料老人ホーム等での虐待事案について自治体における正確な実態把握、適切な対応に向けた実態調査、要因分析

近年急速に増加している有料老人ホーム等については、高齢者の住み替えの選択肢として期待がされているが、介護保険 3 施設等と比べ、施設の実態把握のしにくさについての課題が指摘されている。そこで有料老人ホーム等における虐待事案に対して、量的・質的両面から調査、分析を行い、その特徴や背景、リスク要因、対応上の課題等を明らかにする。

5. 報告書のとりまとめと公表

全体の結果を報告書に取りまとめる。また、それらを全国の地方公共団体に送付する等として周知する。

II. 事業実施の概要

1. 研究事業の実施体制

学識経験者、法律関係者（権利擁護に知見のある弁護士）、都道府県担当部署職員、市区町村担当部署職員、地域包括支援センター職員、高齢者施設関係者等により、本事業を推進するための研究委員会を設置した。

併せて、本研究事業において計画した調査・作業等を円滑に実施するため、ワーキング委員会を設置した。

また、以上の実施体制のすべてにおいて、日本社会福祉士会が事務局を務めることとした。

2. 研究事業の実施概要

（1）研究事業プロジェクト委員会の設置

1) 設置目的

研究事業を総括的に推進する基盤としてプロジェクト委員会とを設置した。

2) 作業内容

- ①研究事業全体の方向性の検討
- ②要因分析の手法の企画及び分析項目の選定
- ③体制整備状況の評価・促進要因抽出方法の検討
- ④法に基づく対応状況調査の方法に関する課題検討
- ⑤有料老人ホームの虐待事案についての実態把握、要因分析の企画検討
- ⑥事業結果のとりまとめ

3) 委員構成

学識経験者、法律関係者（権利擁護に知見のある弁護士）、都道府県担当部署職員、市区町村担当部署職員、地域包括支援センター職員、高齢者施設関係者。

4) 各回での検討内容（全4回）

- ①第1回：研究事業全体の方向性の検討

全体スケジュールの確認
作業部会における作業内容の確認
法に基づく対応状況調査データに対する要因分析の内容検討
体制整備状況の評価・促進要因抽出を目的とした分析の内容検討
法に基づく対応状況調査の課題と改善策（前年度事業）の確認
有料老人ホーム等における虐待事案の調査の枠組み・方向性についての検討

②第2回：法に基づく対応状況調査の進捗状況確認

法に基づく対応状況調査データに対する要因分析の内容（改定案）検討
体制整備状況の評価・促進要因抽出を目的とした分析（改定案）の内容検討
研修会の計画策定

法に基づく対応状況調査の課題と改善策の検討

有料老人ホーム等における虐待事案のヒアリング調査の検討

③第3回：要因分析の結果確認・検討

体制整備状況の評価・促進要因抽出を目的とした分析の結果確認・検討
法に基づく対応状況調査の課題と改善策のとりまとめ
有料老人ホーム等における虐待事案のヒアリング調査結果確認・検討
事業結果のとりまとめと資料化の検討

④第4回：要因分析の結果確認・検討

体制整備状況の評価・促進要因抽出を目的とした分析の結果確認・検討
法に基づく対応状況調査の課題と改善策のとりまとめ
有料老人ホーム等における虐待事案の調査結果確認・検討
事業結果のとりまとめと資料化の検討

(2) ワーキング委員会の設置

1) 設置目的

本研究事業において予定されている調査等を円滑に進めるため、ワーキング委員会を設置した。

2) 委員構成

研究委員会委員より7名が兼任した。

3) 作業内容

後述する(3)～(7)の事業内容それぞれにおいて、養介護施設従事者等による高齢者虐待関連部分（有料老人ホームにおける虐待事案の実態把握・要因分析を含む。）、養護者による高齢者虐待関連部分の精査・詳細検討を行った。

(3) 要因分析の実施（詳細は本報告書第2章参照）

1) 目的

法に基づく対応状況調査の回答データに対し、結果整理及び要因分析を行う。

2) 経過

①要因分析

国の調査として得たデータの整理・調整を行った。その後、分析手法・項目の詳細について研究委員会及びワーキング委員会に諮りながら、詳細分析を実施した。

(4) 体制整備状況の評価・促進要因抽出を目的とした分析（詳細は本報告書第2章参照）

1) 目的

法に基づく対応状況調査データを利用し、地方公共団体の体制整備状況の評価の観点や促進要因を抽出する。

2) 経過

プロジェクト委員会及びワーキング委員会に諮りながら、分析事項を決定し、3) の要因分析と並行して集計・分析を行った。

(5) 法に基づく対応状況調査の方法に関する課題検討（詳細は本報告書第2章参照）

1) 目的

法に基づく対応状況調査に対して、調査実施・回答実務の洗練に向けた課題整理や、市町村の体制整備の充実強化に向けた調査内容の検討等を行う。

2) 経過

法に基づく対応状況調査の課題を網羅的に抽出・検討した後整理し、調査結果の活用・還元の観点から改善策を検討・提案した。

その後、プロジェクト委員会及び各作業部会に諮りながら成果を確認し、今後さらに望まれる改善策について整理検討した。

(6) 有料老人ホーム等での虐待事案について自治体における正確な実態把握、適切な対応に向けた実態調査、要因分析（詳細は本報告書第3章参照）

1) 目的

近年急速に増加している有料老人ホーム等については、高齢者の住み替えの選択肢として期待がされているが、介護保険3施設等と比べ、施設の実態把握のしにくさについての課題が指摘されている。そこで有料老人ホーム等における虐待事案に対して、量的・質的両面から調査、分析を行い、その特徴や背景、リスク要因、対応上の課題等を明らかにする。

2) 経過

①質問紙調査（量的調査）

法に基づく対応状況調査（B票）のデータを活用し、有料老人ホーム等における虐待事案の分析を行う。分析結果をふまえ、自治体を対象とした調査票を作成、質問紙調査を実施し、有料老人ホーム等における虐待事案の特徴や背景、リスク要因、対応上の課題を検討した。

②ヒアリング調査（質的調査）

量的調査結果をふまえ、有料老人ホーム等における虐待事案について、自治体等に対し、ヒアリング調査等を行い、虐待事案についてさらに詳細かつ具体的な要因分析及び課題等の検討、整理を行った。

(7) 報告書のとりまとめと資料の公開

(1)～(6)の結果を踏まえて、本事業の全成果について、本報告書にとりまとめた。

なお、報告書は都道府県・市区町村及び関係団体等へ送付することとした。報告書は電子版を作成し、公益社団法人日本社会福祉士会のウェブサイト上に掲載し、関係者への周知と理解・活用の促進を行うこととした。

第2章

法に基づく対応状況調査 (平成30年度実施分)

I. 法に基づく対応状況調査の概要

1. 目的

平成 18 年 4 月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）が施行されて以降、厚生労働省では、各年度における市区町村・都道府県の高齢者虐待への対応状況等を把握するための調査を行ってきた。調査の名称は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」（以下、「法に基づく対応状況調査」という。）であり、各年度における対応状況等を把握することで、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的としている。

2. 調査の概要

（1）調査対象

特別区（東京 23 区）を含む市区町村 1,741 団体、及び都道府県 47 団体（悉皆）

調査対象年度は調査実施年度の前年度（平成 29 年度）であり、同年度中に新たに相談・通報があった事例や、それ以前の年度に相談・通報があり同年度中に事実確認や対応を行った事例、同年度中の市区町村の概況・体制整備状況、及び都道府県の状況等について回答。

（2）手続き

都道府県担当課から管内市区町村（指定都市・中核市を含む）担当課へ調査票（Excel ファイル）を送付し、市区町村担当課において回答後、都道府県担当課へ提出。都道府県担当課は、管内市区町村の「法に基づく対応状況調査」ファイルを確認・修正（都道府県における回答が必要な場合当該回答を行う）後、管内市区町村の回答をとりまとめ、厚生労働省へ提出。

なお、調査の実施概要は図表 2-I-2-1 に示す。

（3）調査票の構成と主な調査内容

1) A 票：市区町村の概況等

2) B 票：養介護施設従事者等による高齢者虐待

①相談・通報対応件数及び相談・通報者

②事実確認の状況と結果

③虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者・虐待者の状況、行政の対応等（虐待の種別・類型、被虐待高齢者・虐待者の状況は、附票（附 B 票）に個人ごとに回答）

3) C 票：養護者による高齢者虐待

①相談・通報対応件数及び相談・通報者

②事実確認の状況と結果

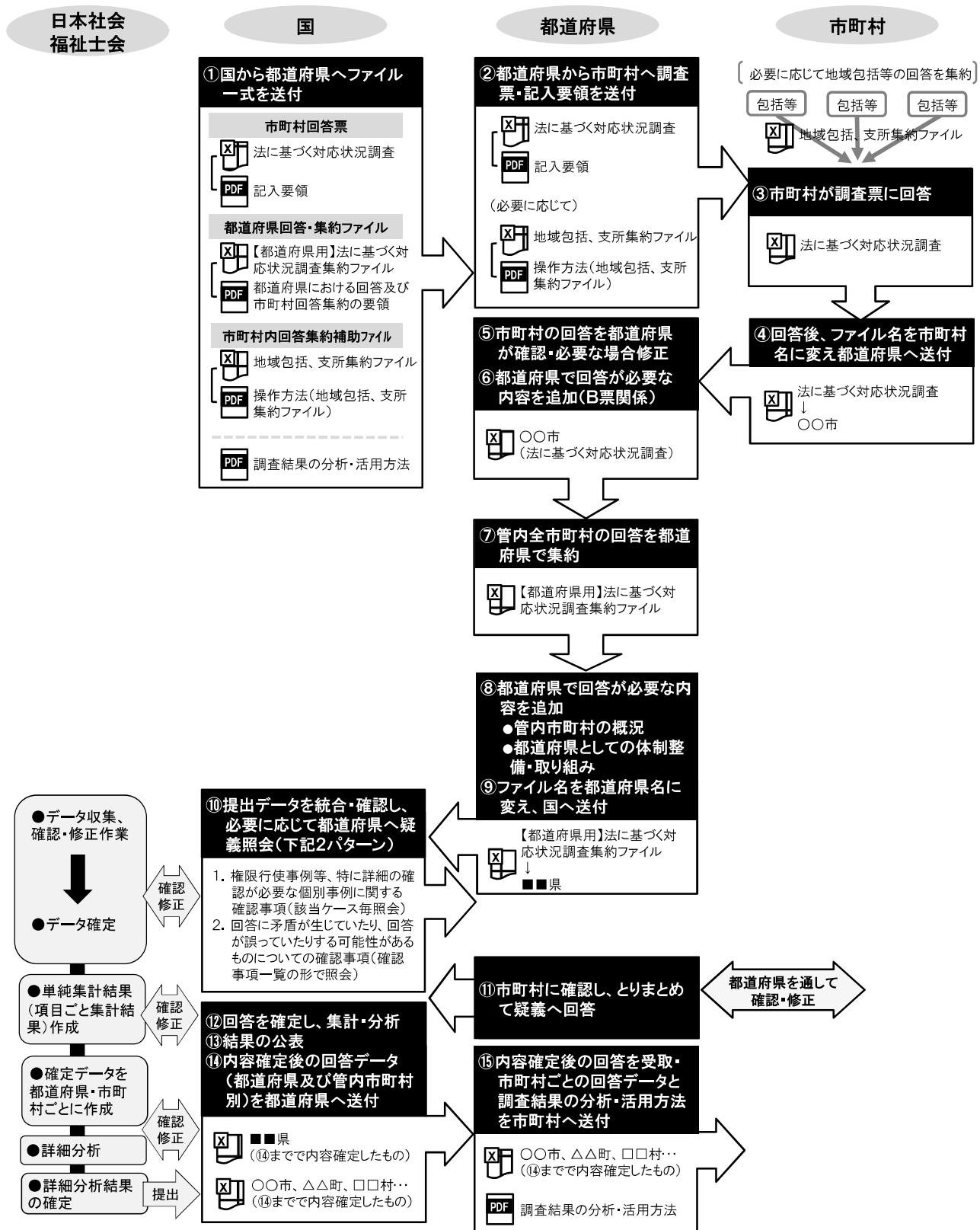
③虐待の種別・類型

- ④被虐待高齢者、虐待者の状況
 - ⑤虐待への対応策
- 4) D票：高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
 - 5) E票：虐待等による死亡事例の状況
 - 6) その他：都道府県の集約時に「市町村における体制整備の取組に関する都道府県管内の概況」を都道府県が回答

(4) 調査項目等の変更

今回実施した調査では、調査内容は前年度調査票を踏襲する形で行われており、調査項目や回答要件等の変更は行っていない。

図表 2-I-2-1 調査の実施概要



II. 調査結果：養介護施設従事者等による高齢者虐待

1. 相談・通報～事実確認調査

(1) 相談・通報件数と虐待判断事例数

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する平成 29 年度の相談・通報件数は、市区町村が受理したものが 1,898 件、都道府県が直接受理したものが 20 件、計 1,918 件であった。市区町村が受理した相談・通報件数は、平成 28 年度の 1,723 件から 175 件（10.2%）増加していた（図表 2-II-1-1）。

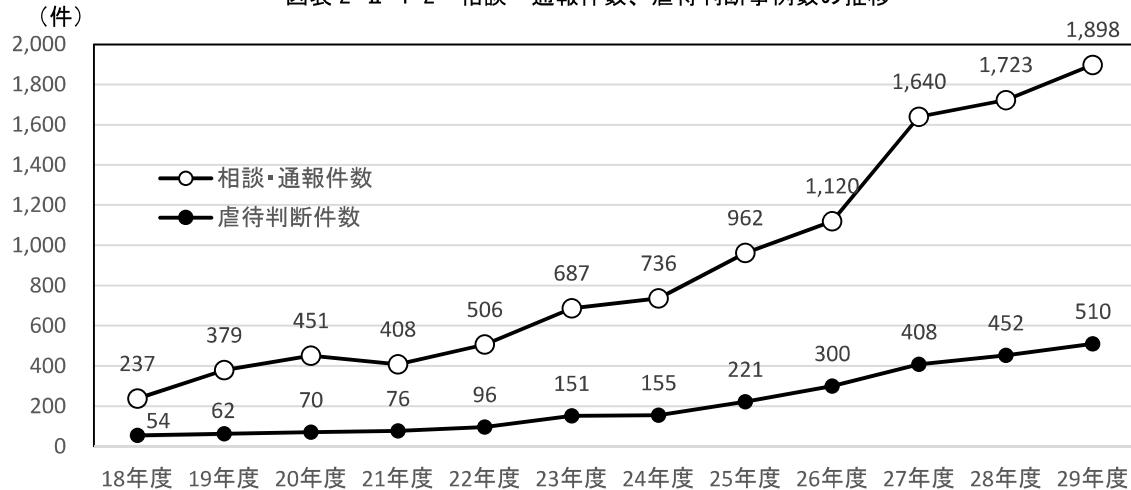
一方、平成 29 年度内に虐待の事実が認められた事例数は 510 件であり、平成 28 年度の 452 件から 58 件（12.8%）増加していた（市区町村への相談・通報件数、虐待の事実が認められた事例数の推移は図表 2-II-1-2 参照）。

図表 2-II-1-1 相談・通報件数

	件数	割合
市町村が受理	1,898	99.0%
都道府県が直接受理	20	1.0%
合計	1,918	100.0%

※本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計

図表 2-II-1-2 相談・通報件数、虐待判断事例数の推移



(2) 相談・通報者

相談・通報者の内訳をみると、「当該施設職員」が23.2%で最も多く、「当該施設元職員」7.7%、「施設・事業所の管理者」13.5%と合わせると、施設関係者が44.4%を占めていた。また、「家族」からの相談・通報は21.0%であり、それ以外からの相談・通報は多くはなかった（図表2-II-1-3）。

相談・通報者「その他」の内訳は、行政職員や行政機関が別件対応中に発見したものや「法人上部組織」、「知人・友人、地域住民等」などの割合が高く、「他自治体」や「同施設入所者・家族」、「別介護事業所職員」なども一定数みられた（図表2-II-1-4）。

図表2-II-1-3 市区町村への相談・通報者内訳

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	管理設者・事業所の （医療機関従事者含む）	医療機関従事者 （医師・看護師・歯科医師・薬剤師・准看護師・准歯科医師・准薬剤師）	介護支援専門員	介護相談員	セイタ・地域包括支援職員	職員会議会	社会福祉協議会	国民健康保険団体
人数	43	458	505	168	294	51	84	17	76	11	9	
割合	2.0%	21.0%	23.2%	7.7%	13.5%	2.3%	3.9%	0.8%	3.5%	0.5%	0.4%	

	都道府県から連絡	警察	その他	不明（匿名を含む）	合計
人数	72	49	235	107	2,179
割合	3.3%	2.2%	10.8%	4.9%	100.0%

※本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計。割合は、相談・通報者の合計人数に対するもの。

図表2-II-1-4 相談・通報者「その他」の内訳

当該自治体行政職員	法人上部組織等	中行政機関が別件対応	民知人・友人・地域住	他自治体	同法人職員	同施設入所者・家族	別介護事業所職員	等従事者の親族・知人	民生委員	後見人・代理人	マスコミ	議員	事故報告	実習・研修関係者	運営適正化委員会・第三者委員会等	弁護士	その他	合計
57	28	26	25	18	16	15	13	10	6	5	5	4	3	3	2	1	29	266
21.4%	10.5%	9.8%	9.4%	6.8%	6.0%	5.6%	4.9%	3.8%	2.3%	1.9%	1.9%	1.5%	1.1%	1.1%	0.8%	0.4%	10.9%	100.0%

(3) 事実確認調査と虐待判断事例数

市区町村に寄せられた相談・通報件数のうち、事実確認調査を行った事例は87.8%であった。事実確認調査を行った結果、「虐待が認められた」割合は25.1%、虐待の「事実が認められなかつた」事例は37.4%、「判断に至らなかつた」事例は25.3%であった（図表2-II-1-5）。

また、事実確認調査を行っていない理由では「調査を予定している又は検討中」や「虐待ではなく調査不要と判断」が一定割合を占めているが、「その他」の内訳では「家族・通報者等の拒否」や「既存情報・間接的情報より要否を判断」なども挙げられていた（図表2-II-1-6）。

相談・通報の受理から市区町村の事実確認調査開始までの期間（中央値）は6日、虐待判断事例における受理から判断までの期間（中央値）は24日であった。（図表2-II-1-7）。

なお、市区町村の事実確認調査により虐待事実を判断した事例は502件である。これに加え、市区町村から都道府県へ「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」と報告された25件のうち2件が、「都道府県が直接相談・通報を受理した事例」21件のうち6件で虐待の事実が確認されているため、平成29年度の虐待判断事例は合計510件となる。

[考察]

事実確認を行った事例でも、4分の1は判断に至っていない。養護者と比較しその数値が(4.4%)高く、事実確認の困難性が高いと考えられ、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修の充実により市町村の対応力を上げていく必要がある。

全体の16.2%で事実確認の開始までに28日以上かかっており、より適切かつ正確な情報を迅速に得ることができるかが課題となっている。

図表2-II-1-5 市区町村への相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	(うち平成29年度内に通報・相談)	(うち平成28年度前に通報・相談)	割合
事実確認調査を行った事例	1,755	(1,659)	(96)	(87.8%)
事実が認められた	502	(461)	(41)	[25.1%]
事実が認められなかつた	747	(718)	(29)	[37.4%]
判断に至らなかつた	506	(480)	(26)	[25.3%]
事実確認調査を行っていない事例	243	(239)	(4)	(12.2%)
虐待ではなく調査不要と判断した	58	(58)	(0)	[2.9%]
調査を予定している又は検討中の事例	73	(71)	(2)	[3.7%]
都道府県へ調査を依頼	7	(6)	(1)	[0.4%]
その他	105	(104)	(1)	[5.3%]
合計	1,998	(1,898)	(100)	100%

※本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となつた事例について集計

図表 2-II-1-6 事実確認調査を行っていない理由が「その他」の内訳

	情報不足	家族・通報者等の拒否	既存情報・間接的情報より要否を判断	施設・事業者側との調整により(事後報告、虐待解消後であった場合等を含む)	他自治体・他制度担当	警察対応	他事例と連動して調査実施のため	その他
件数	25	20	17	12	10	10	4	7

図表 2-II-1-7 初動時の対応期間の分布

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
相談通報受理～件数	407	136	100	246	271	206	104	285	1,755
事実確認開始割合	23.2%	7.7%	5.7%	14.0%	15.4%	11.7%	5.9%	16.2%	100.0%
中央値6日									
相談通報受理～件数	63	10	10	49	58	44	37	231	502
虐待認定割合	12.5%	2.0%	2.0%	9.8%	11.6%	8.8%	7.4%	46.0%	100.0%
中央値24日									

(4) 相談・通報者と事実確認調査、虐待事例の状況

相談・通報者別に事実確認調査の有無・方法をみると、通報者に「警察」が含まれている場合は事実確認を「実施していない」割合が高い。

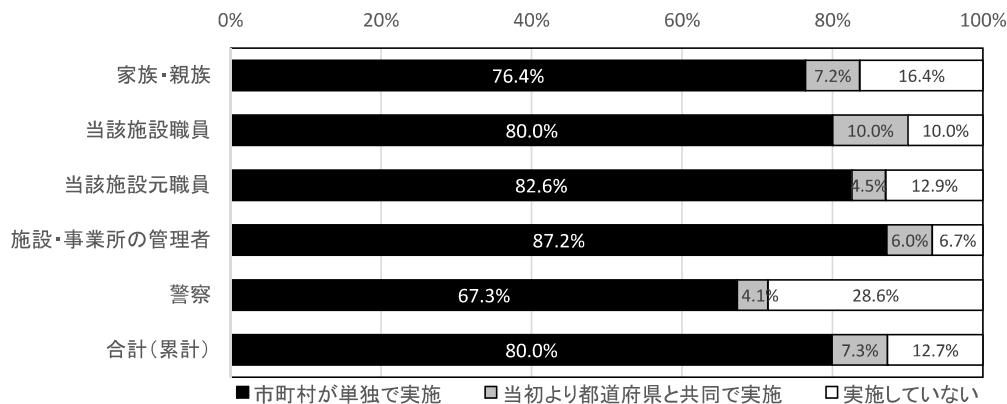
また、相談・通報件数の上位を占めた「家族・親族」や「当該施設職員」、「当該施設元職員」、「施設・事業所の管理者」が含まれる相談・通報において事実確認調査を実施していない理由を確認した。相談・通報者に「家族・親族」が含まれる事例のうち事実確認調査を実施していない割合は 16.4% (70 件) であり、その理由は「虐待ではなく調査不要と判断した」が 27.1%、「調査を予定している又は検討中」が 21.4%、その他の内訳である「家族・通報者等の拒否」が 18.6%を占めた。

「当該施設・事業所職員」や「当該施設元職員」が含まれるケースでは、事実確認調査未実施割合は 10～13%であるが、その理由では「調査を予定している又は検討中」が 40～50%を占めていた。

[考察]

家族・親族からの通報に対し事実確認調査をしていない割合が 16.4%あり、その理由をみると、「その他」の割合が 50%を占める。内訳では家族、通報者等の拒否が 18.6%と最も高い（家族・親族からの通報全体の 1.5%）。ただし、「通報者の拒否」という理由で調査時点では事実確認をしていない点は、今後の課題と考える。

図表 2-II-1-8 相談・通報者と市区町村による事実確認調査の有無と方法



図表 2-II-1-9 相談・通報者と事実確認調査を実施していない理由

	虐待ではなく調査不要と判断した	調査を予定している又は検討中の事例	都道府県へ調査を依頼	その他	事実確認調査未実施件数
家族・親族	件数 19 割合 27.1%	15 21.4%	1 1.4%	35 50.0%	70 100.0%
当該施設・事業所職員	件数 6 割合 12.2%	25 51.0%	1 2.0%	17 34.7%	49 100.0%
当該元職員	件数 3 割合 14.3%	9 42.9%	1 4.8%	8 38.1%	21 100.0%
施設・事業所の管理者	件数 6 割合 31.6%	4 21.1%	0 0.0%	9 47.4%	19 100.0%
警察	件数 2 割合 14.3%	1 7.1%	0 0.0%	11 78.6%	14 100.0%

事実確認調査未実施理由「その他」内訳

	家族・通報者等の拒否	既存情報・間接的情報より要否を判断	情報不足	他自治体・他制度担当	他事例と連動して調査実施のため	施設・事業者側との調整により(事後報告、虐待解消後であった場合等を含む)	警察対応	その他
家族・親族	件数 13 割合 18.6%	9 12.9%	6 8.6%	3 4.3%	1 1.4%	1 1.4%	1 1.4%	1 1.4%
当該施設・事業所職員	件数 1 割合 2.0%	4 8.2%	5 10.2%	2 4.1%	1 2.0%	2 4.1%	1 2.0%	1 2.0%
当該元職員	件数 1 割合 4.8%	1 4.8%	3 14.3%	2 9.5%	1 4.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
施設・事業所の管理者	件数 1 割合 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.3%	7 36.8%	0 0.0%	0 0.0%
警察	件数 0 割合 0.0%	0 0.0%	1 7.1%	2 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	8 57.1%	0 0.0%

事実確認調査の結果について相談・通報者別にみると、「施設・事業所の管理者」が含まれる事例では虐待の事実が認められた割合が 55.1%を占めた。また、「当該施設職員」が含まれる事例では 35.4%、「当該施設元職員」が含まれる事例では 22.2%を占めるが、「家族・親族」が含まれる事例では虐待の事実が認められた割合は 13.4%であった。

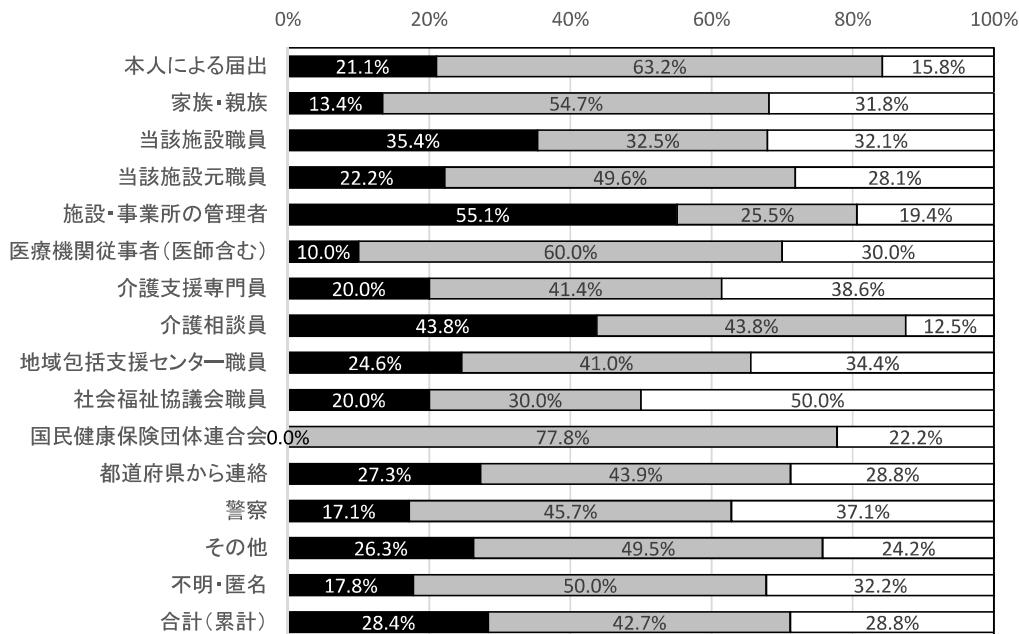
なお、相談・通報件数は少ないものの相談・通報者に「介護相談員」が含まれる事例では虐待の事実が認められた割合は 43.8%を占めた。

[考察]

家族・親族からの通報の内、半分以上が虐待ではないと判断されている。家族は虐待を受けたとの認識のもとに通報していると考えられるが、通報へ至るまでの過程で、施設側が家族への十分な説明や情報開示を行っていれば、少なくとも誤認に該当する部分は解消できていたと考えられる。

警察からの通報に関しては、身体的虐待が刑罰法令に抵触する場合等、警察対応が優先されるケースが多いと考えられる。

図表 2-II-1-10 相談・通報者と市区町村による事実確認調査の結果



■ 虐待の事実が認められた □ 虐待の事実が認められなかつた □ 虐待の事実の判断に至らなかつた

以下では、相談・通報受理から事実確認開始までの期間について、①相談・通報者別、②虐待類型別（虐待認定事例）による差異の有無を確認した。

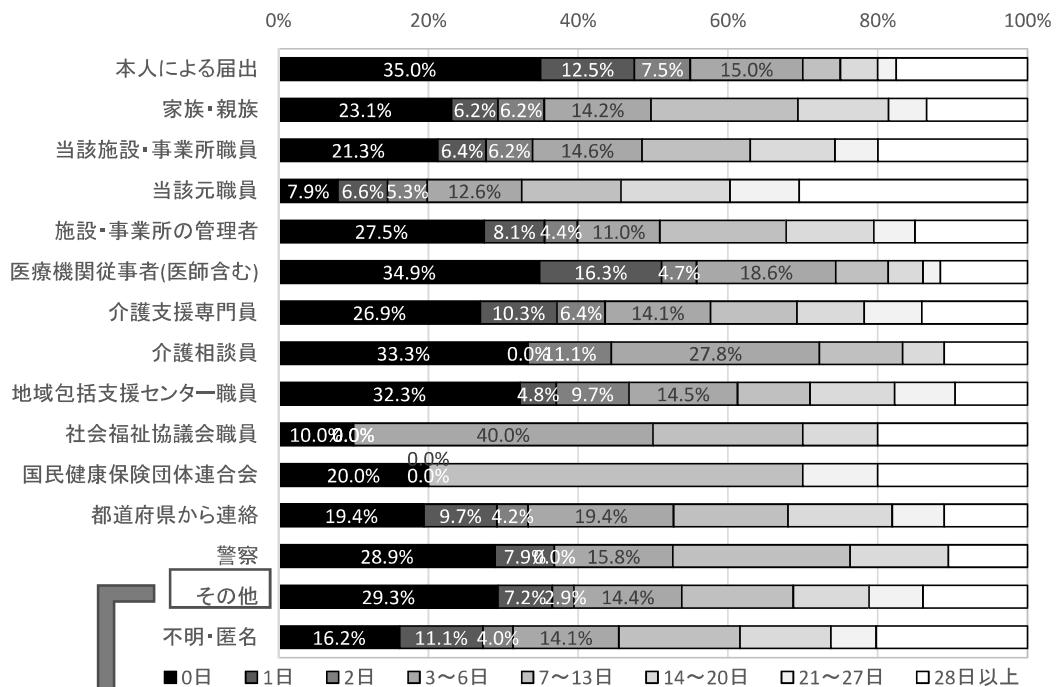
①相談・通報者別にみた相談・通報受理から事実確認開始までの期間

事実確認を行った事例について、相談・通報者別に相談・通報～事実確認開始までの期間（日数）分布を確認したところ、「本人」や「医療機関従事者」等が含まれる事例では相談・通報受理後 2 日以内に事実確認を開始している割合が半数以上を占めていた。相談・通報件数の多い「施設従事者」や「施設・事業所の管理者」では、2 日以内に事実確認を開始した割合は 30～40%程度、「当該施設元職員」では 20%と低くなっていた。（なお、「当該施設元職員」が

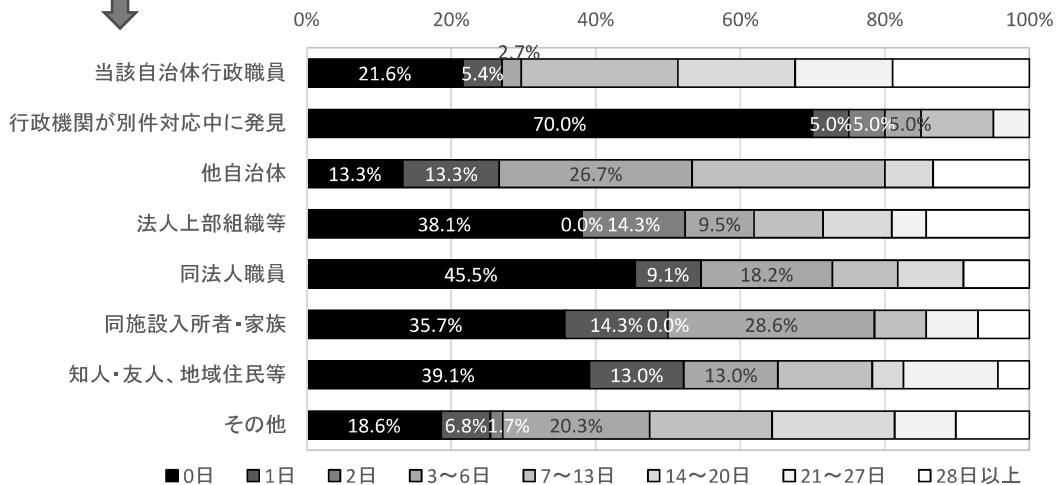
相談・通報者に含まれる虐待認定事例は36件、そのうち過去に何らかの指導等を受けていた施設・事業所は12件(33.3%)、過去に虐待があった施設・事業所は3件(8.3%)であった。)

また、相談・通報者「その他」の内訳を詳細にみたところ、件数は少ないものの「行政機関が別件対応中に発見」した事例のうち70.0%は即日中に事実確認が開始されていた。

図表2-II-1-11 相談・通報者別にみた相談・通報受理～事実確認までの日数の分布



図表2-II-1-12 相談・通報者「その他」内訳別にみた相談・通報受理～事実確認までの日数の分布



図表2-II-1-13 当該施設元職員から通報事案における当該施設・事業所への過去の指導等の有無
(虐待認定事案)

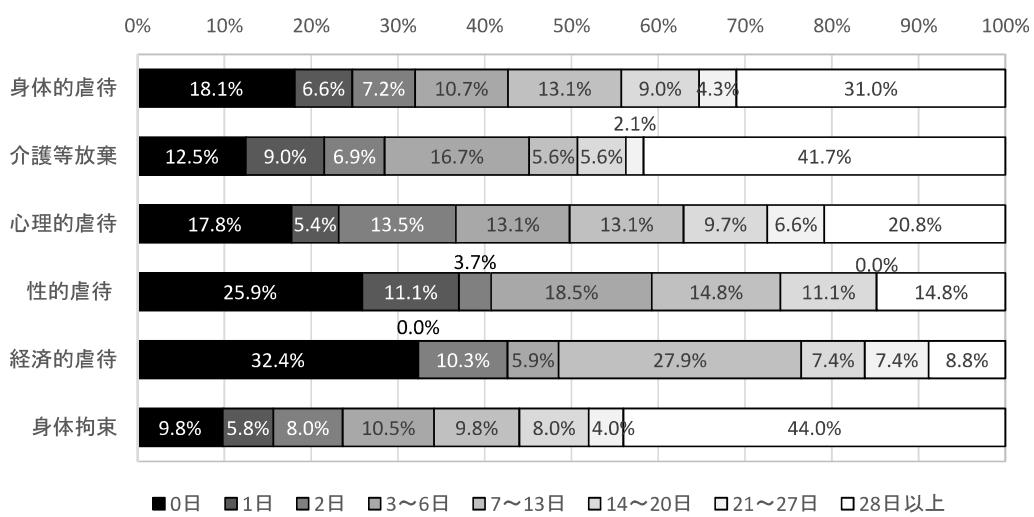
過去の指導等の状況	件数	割合
なし	21 件	58.3%
何らかの指導等あり	12 件	33.3%
虐待認定あり	3 件	8.3%
計	36 件	100%

②虐待認定事例における相談・通報受理から事実確認開始までの期間

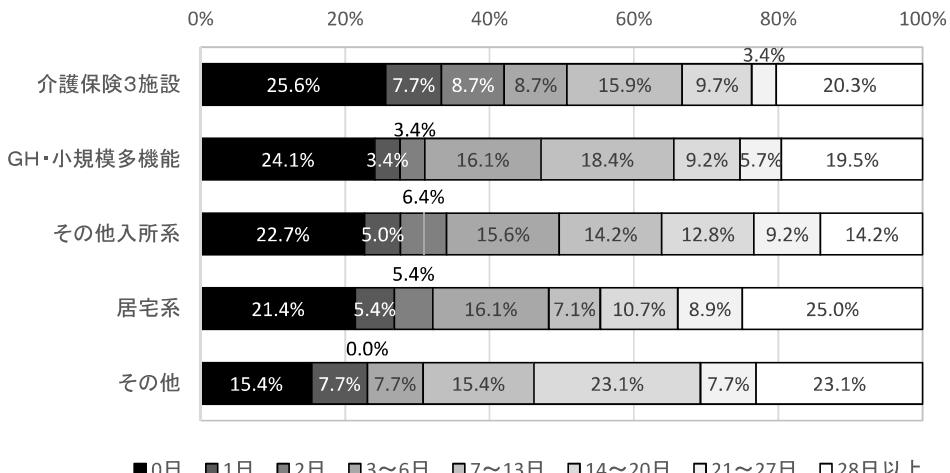
虐待と判断された事例について、虐待類型別に相談・通報～事実確認開始までの期間（日数）分布を整理したところ、虐待類型では「経済的虐待」や「性的虐待」に関しては相談・通報受理後2日以内に事実確認を開始している割合が高くなっていた。

また、サービス種別にみると、介護保険3施設では他サービス種別に比べて相談・通報受理後2日以内に事実確認を開始している割合が高くなっていた。

図表2-II-1-14 虐待類型別にみた初動時の対応日数の分布（虐待認定事例）



図表2-II-1-15 サービス種別にみた初動時の対応日数の分布（虐待認定事例）



(5) 市区町村及び都道府県ごとの対応状況

相談・通報件数及び虐待判断事例数について、市区町村及び都道府県ごとの値を集計し、分布を整理した。

市区町村ごとの分布をみると、「相談・通報件数」が「0件」の市区町村は70.8%、虐待判断事例数「0件」の市区町村は85.9%であった（図表2-II-1-16、図表2-II-1-17）。

都道府県ごとの分布をみると、相談・通報件数で最も多いのは「10～19件」の14自治体（29.8%）であった。また虐待判断事例数では「1～9件」が最も多く28自治体（59.6%）を占めていた（図表2-II-1-18、図表2-II-1-19）。

〔考察〕

70.8%の市区町村で「相談・通報件数」が「0件」であり、「1件から4件」までの23.9%と合わせ94.7%であり、市区町村によっては対応力の底上げが難しい状況がある。今後、市区町村の先進的取組の横展開や養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修の実施などが必要である。

図表2-II-1-16 市区町村ごとの相談・通報件数分布

実施数	市町村数	割合	累積
0件	1233	70.8%	70.8%
1件	232	13.3%	84.1%
2～4件	185	10.6%	94.8%
5～9件	57	3.3%	98.0%
10～19件	22	1.3%	99.3%
20件以上	12	0.7%	100.0%
合計	1741	100.0%	

※市町村が調査対象年度内に通報等を受理した
1,898件に対する集計

図表2-II-1-17 市区町村ごとの虐待判断事例数分布

実施数	市町村数	割合	累積
0件	1496	85.9%	85.9%
1件	153	8.8%	94.7%
2～4件	75	4.3%	99.0%
5～9件	9	0.5%	99.5%
10～19件	7	0.4%	99.9%
20件以上	1	0.1%	100.0%
合計	1741	100.0%	

※市町村の事実確認調査により調査対象年度内に
虐待と判断された502件に対する集計（都道府
県が判断した虐待事例8件は除く）

図表2-II-1-18 都道府県ごとの相談・通報件数分布

実施数	都道府県数	割合	累積
0件	0	0.0%	0.0%
1～9件	6	12.8%	12.8%
10～19件	14	29.8%	42.6%
20～29件	10	21.3%	63.8%
30～39件	7	14.9%	78.7%
40～49件	0	0.0%	78.7%
50件以上	10	21.3%	100.0%
合計	47	100.0%	

※市町村が調査対象年度内に通報等を受理した
1,898件に対する集計

図表2-II-1-19 都道府県ごとの虐待判断事例数分布

実施数	都道府県数	割合	累積
0件	2	4.3%	4.3%
1～9件	28	59.6%	63.8%
10～19件	9	19.1%	83.0%
20～29件	5	10.6%	93.6%
30～39件	1	2.1%	95.7%
40～49件	1	2.1%	97.9%
50件以上	1	2.1%	100.0%
合計	47	100.0%	

※市町村の事実確認調査により調査対象年度内に
虐待と判断された502件に対する集計（都道府
県が判断した虐待事例8件は除く）

2. 虐待事例の特徴

(1) 虐待行為の内容・程度

1) 虐待の種別・類型

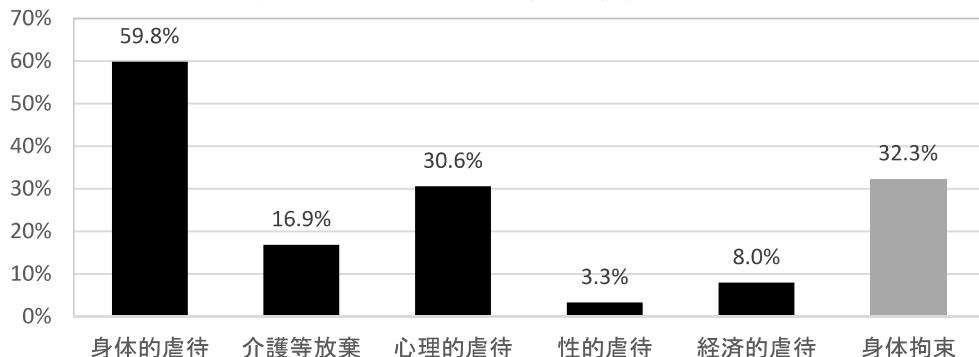
相談・通報が寄せられ、事実確認によって虐待の事実が認められた 510 件のうち、被虐待者が特定できなかった 41 件を除く 469 件において特定された被虐待者数は 854 人であった。

被虐待者が受けた虐待の種別・類型では「身体的虐待」が含まれるケースが最も多く 59.8% を占めていた。次いで、「心理的虐待」が 30.6%、「介護等放棄」が 16.9%、「経済的虐待」が 8.0%、「性的虐待」が 3.3% であった。また、虐待に該当する身体拘束を受けていた割合は 32.3% を占めていた（図表 2-II-2-1）。

なお、虐待類型間の組み合わせをみると、「身体的虐待+心理的虐待」が 7.4%、「身体的虐待+介護等放棄」5.9% を占めていた（図表 2-II-2-2）。

また、虐待の具体的な内容として回答された記述回答を図表 2-II-2-3 に整理した。

図表 2-II-2-1 虐待行為の類型（複数回答形式）



※被虐待者が特定できなかった41件を除く469件における被虐待者数854人に対するもの。

「身体拘束」は虐待に該当する身体拘束として回答されたものを再掲。

（図表 2-II-2-1 参考図表：集計内訳）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	（虐待に該当する身体拘束）
人数	511	144	261	28	68	(276)
割合	59.8%	16.9%	30.6%	3.3%	8.0%	(32.3%)

注：割合は、被虐待者が特定できなかった 41 件を除く 469 件において特定された被虐待者 854 人に対するもの。

図表 2-II-2-2 類型間の組み合わせ

	身体的虐待(単独)	介護等放棄(単独)	心理的虐待(単独)	性的虐待(単独)	経済的虐待(単独)	身体的虐待+心理的虐待	身体的虐待+介護等放棄	介護等放棄+心理的虐待	その他の組み合わせ・3種類以上	合計
人数	389	67	164	19	66	63	50	21	19	854
割合	45.6%	7.8%	19.2%	2.2%	7.7%	7.4%	5.9%	2.5%	2.2%	100.0%

図表 2-II-2-3 具体的な虐待の内容（複数回答形式）

		件数	割合 (種別内)	割合(被虐待者数:854 人比)
身体的虐待 (n=511)	暴力的行為	205	39.8%	23.9%
	高齢者の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為	73	14.2%	8.5%
	「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束	237	46.0%	27.6%
	その他・詳細不明(身体的虐待)	7	1.4%	0.8%
介護等放棄 (n=144)	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為	31	21.5%	3.6%
	高齢者の状態応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為	15	10.4%	1.7%
	必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為	63	43.8%	7.3%
	高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置	32	22.2%	3.7%
	その他・詳細不明(ネグレクト)	7	4.9%	0.8%
心理的虐待 (n=261)	威嚇的な発言、態度	173	66.3%	20.2%
	侮辱的な発言、態度	46	17.6%	5.4%
	高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度	14	5.4%	1.6%
	高齢者の意欲や自立心を低下させる行為	15	5.7%	1.7%
	羞恥心の喚起	7	2.7%	0.8%
	心理的に高齢者を不当に孤立させる行為	21	8.0%	2.4%
性的虐待 (n=28)	高齢者にわいせつな行為をすること	17	60.7%	2.0%
	高齢者をしてわいせつな行為をさせること	8	28.6%	0.9%
	その他・詳細不明(性的虐待)	3	10.7%	0.3%
経済的虐待 (n=68)	金銭を借りる、脅し取る	12	17.6%	1.4%
	着服・窃盗・横領	43	63.2%	5.0%
	不正使用	5	7.4%	0.6%
	その他・詳細不明(経済的虐待)	8	11.8%	0.9%

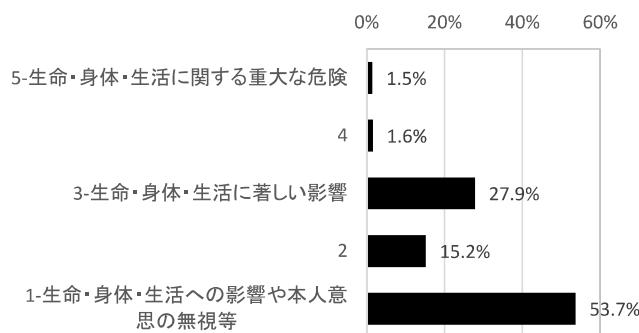
※「具体的な虐待の内容」として回答された記述内容を分類（類型内でもさらに複数回答として集計）。

2) 行政担当者が認識している虐待の深刻度

虐待行為の深刻度については、客観的に測定することが困難であるため、行政担当者が認識した深刻度を5段階で回答を求めた。その結果、「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が53.7%を占めたが、深刻度4や深刻度5（生命・身体・生活に関する重大な危険）など深刻度の高い事例も3.1%を占めていた（図表2-II-2-4）。

また、居宅系事業所を除いて虐待類型との関連をみると、介護等放棄（ネグレクト）事案では深刻度3以上が半数以上を占めていた（図表2-II-2-5）。

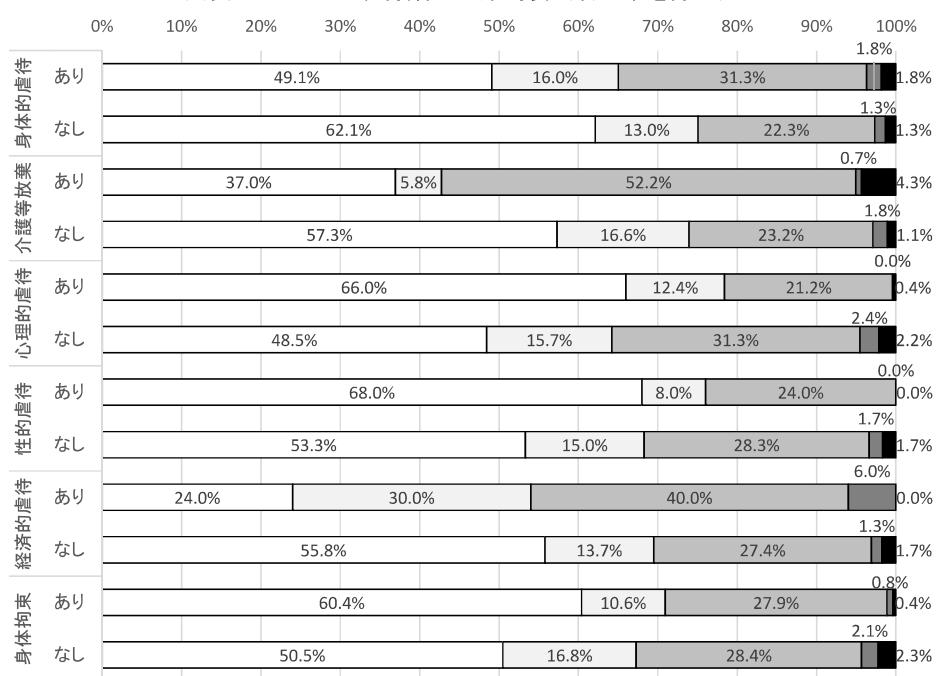
図表2-II-2-4 虐待の深刻度



（図表2-II-2-4 参考図表：集計内訳）

	人数	割合
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	13	1.5%
4	14	1.6%
3-生命・身体・生活に著しい影響	238	27.9%
2	130	15.2%
1-生命・身体・生活への影響や本人意 思の無視等	459	53.7%
合計	854	100.0%

図表2-II-2-5 虐待類型と深刻度（居宅系を除く）



□深刻度1 □深刻度2 □深刻度3 ■深刻度4 ■深刻度5

※居宅系事業所で生じた事例を除く。

※「身体拘束」は虐待に該当する身体拘束として回答されたものを再掲。

ここでは、虐待類型と行政担当者が認識した深刻度ごとに、虐待の状況（自由記述）から主なものを抜粋して整理した。

①深刻度1—生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等

- ・身体的虐待では、「平手で左頬を1回叩いた」、「夜間、排泄介助時に臀部を叩いた」、「利用者に叩かれ、注意のつもりで手を叩いた」、「髪を掴み引っ張る」など。
- ・介護等放棄（ネグレクト）では、「職員不在で介護が受けられないことがある」、「着替えを放置する」、「ナースコールの移動・使用制限」、「本人の訴えを無視し、定期的にしか排泄介助をしない」、「夜間徘徊時に放置」など。
- ・心理的虐待では、「早く死ねと暴言を吐く」、「被虐待者が座る椅子に物をぶつける」、「久津に鈴をつけて行動を妨げている」、「言葉遣いの荒さ、怒鳴る等の威嚇的な発言・態度」、「威圧的な声かけ」など。
- ・性的虐待では、「おむつ姿でトイレ誘導」、「夜間身体に触れる」、「チューしたろかと言う」、「居室のドアを開けたままおむつを交換する」、「利用者にズボンをはかせていない」など。
- ・経済的虐待では、「立場を利用し利用者から金銭を借りる」、「金銭の盜難」、「金銭の横領」、「入居者の預貯金の使い込み」など

②深刻度3—生命・身体・生活に著しい影響

- ・身体的虐待では、「左頬を数発殴る」、「入浴中に熱湯をかけ熱傷をさせた」、「車椅子を固定し、移動できなくした」、「口をふさぐ行為、手や足を持ち、床を引きずる行為」、「リハビリと称して過度のマッサージや運動」など。
- ・介護等放棄（ネグレクト）では、「トイレの便座に座らせたまま長時間放置」、「不適切な介護によりあざが発生していたが、その対応や報告を怠った」、「適切に食事を与えなかつた」、「起床後のおむつ交換をせず、ズボンまで濡れた状態で朝食を食べさせたり、おむつを片付けずに散乱させていた」、「夜間車椅子から滑落した利用者を朝まで放置」など
- ・心理的虐待では、「被虐待者に対する強い暴言、怒鳴り、言葉遣いの荒さ」、「手を上げ威嚇する行為」、「トイレ介助が上手くいかず大声を出す」、「全盲のため、排泄に時間を要するのは当然であるが『時間がかかる』と怒られ、急かされる」、「大声で皆の前で怒鳴る」など。
- ・性的虐待では、「セクハラ」、「胸を触る、抱きつく」、「胸を触る、キスをする」など。
- ・経済的虐待では、「自らの立場を利用し出資させた」、「利用者の通帳から無断で現金を引き出し使用」、「家族を介し借用書を交わして現金を借用」、「年金搾取」など。

③深刻度5—生命・身体・生活に関する重大な危険

- ・身体的虐待では、「被虐待者の居室前の廊下にて、被虐待者を引き倒し蹴った」、「脇腹を殴った」、「東部や顔面を殴打され、鼻骨骨折及び眼底骨折、脳出血」、「顔、肩、手の甲を殴り内出血を負わせた」など。

- ・介護等放棄（ネグレクト）では、「トイレに放置」、「酸素管理を怠る」、「輸血を必要とするほどの内出血あり。原因分析が不十分。職員間の共通認識なし」、「統合失調症、全盲、寝たきりの方の居室の室温が31℃。脱水症の危険性が高い。
- ・心理的虐待では、「利用者を怒鳴る、友達言葉、馴れ馴れしい態度」など。
- ・性的虐待、経済的虐待については該当ケースなし。

なお、虐待の深刻度は虐待対応を行う上でも重要な概念と考えられ、可能な限り認識のバラツキを小さくすることが必要である。そのためには、深刻度に関する評価基準や考え方等に関する研究が別途必要と考えられる一方で、行政担当者には深刻度を評価する際の慎重な判断を期待したい。

〔考察〕

虐待の深刻度について重要なツールとなるが、現時点ではとりわけ心理的虐待は単独で虐待認定されている事例は少ないと、心理的虐待や性的虐待、経済的虐待等では同様の行為が異なる深刻度として判断されており、評価基準が統一されていないこと、行政担当者の認識した深刻度が、通報等受理時点か、事実確認時点か、その後の対応を含めたものかいつの段階で判断すべきか明確ではないことから、今後の課題とする。

現在の虐待の深刻度（5段階評価）

- | |
|------------------------------|
| 「深刻度1—生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」 |
| 「深刻度2」 |
| 「深刻度3—生命・身体・生活に著しい影響」 |
| 「深刻度4」 |
| 「深刻度5—生命・身体・生活に関する重大な危険」 |

(2) 被虐待者の属性と虐待行為の内容・程度

1) 被虐待者の属性

特定された被虐待者 854 人の属性は、性別は「女性」が 70.5%を占めており、年齢は 75 歳以上が 87.1% (85 歳以上が 56.0%) を占めていた。

要介護度は要介護 3 以上が 76.8%であり、要介護 4・5 で 56.4%を占めていた。認知症の有無については、認知症高齢者の日常生活自立度 II (相当) 以上が 75.8% (認知症の有無不明のケースを除くと 88.9%) であった。障害高齢者の日常生活自立度 (寝たきり度) は、「ランク B」が 34.3%で最も多く、「B」と「C」の合計で 46.7%を占めていた (図表 2-II-2-6~2-II-2-10)。

[考察]

被虐待者の認知症自立度 II 以上の割合が 62.2%であり、正しい認知症ケアが必要となる。

また、施設入所後、加齢に伴う身体機能低下により入居者の要介護度が高くなる可能性も考えられる。施設側が想定していた状態像の変化と異なった場合には適切なケアが十分にできなくなることが考えられる。

図表 2-II-2-6 被虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	252	602	0	854
割合	29.5%	70.5%	0.0%	100.0%

*被虐待者が特定できなかった 41 件を除く 469 件における被虐待者数 854 人に対するもの。

図表 2-II-2-7 被虐待者の年齢

	65歳未満 障害者	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳
人数	28	32	47	102	164	228
割合	3.3%	3.7%	5.5%	11.9%	19.2%	26.7%

	90~94歳	95~99歳	100歳以上	不明	合計
人数	174	67	9	3	854
割合	20.4%	7.8%	1.1%	0.4%	100.0%

図表 2-II-2-8 被虐待者の要支援・養介護状態区分

	人数	割合
自立	4	0.5%
要支援1	7	0.8%
要支援2	8	0.9%
要介護1	65	7.6%
要介護2	93	10.9%
要介護3	174	20.4%
要介護4	255	29.9%
要介護5	227	26.6%
(再掲)要介護3以上	(656)	(76.8%)
不明	21	2.5%
合計	854	100.0%

図表 2-II-2-9 被虐待者の認知症高齢者の日常生活自立度

	人数	割合
自立または認知症なし	26	3.0%
自立度 I	55	6.4%
自立度 II	127	14.9%
自立度 III	252	29.5%
自立度 IV	130	15.2%
自立度 M	22	2.6%
認知症あるが自立度は不明	116	13.6%
(再掲)自立度 II 以上	(647)	(75.8%)
認知症の有無が不明	126	14.8%
合計	854	100.0%
【参考】「認知症の有無が不明」を除いた場合の「自立度 II 以上」の割合		88.9%

図表 2-II-2-10 被虐待者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	割合
自立	9	1.1%
J	32	3.7%
A	158	18.5%
B	293	34.3%
C	106	12.4%
(再掲)日常生活自立度(寝たきり度)A以上	(557)	(65.2%)
不明	256	30.0%
合計	854	100.0%

2) 被虐待者の属性と虐待行為の内容・程度

入所系施設における被虐待者の要介護度、認知症の程度、寝たきり度別に虐待の種類・類型を整理した。

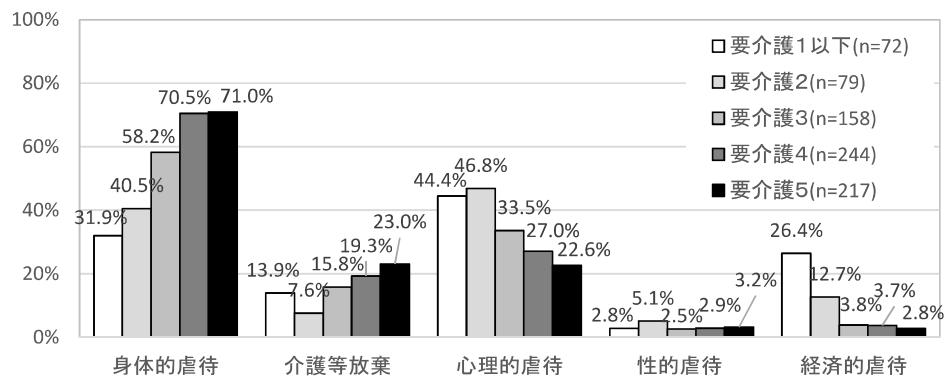
要介護度と虐待類型の関係では、要介護度が重度の高齢者ほど身体的虐待の割合が高く、要介護度 2 以下では心理的虐待の割合が高い傾向がみられた（図表 2-II-2-11）。

認知症の程度と虐待類型の関係では、被虐待高齢者に認知症があり「自立度IV／M」の場合、身体的虐待を受ける割合が特に高くなっていた（図表 2-II-2-12）。

被虐待者の寝たきり度と虐待類型の関係では、「寝たきり度 C」において身体的虐待や介護等放棄の割合が高く、心理的虐待の割合が低い傾向がみられた（図表 2-II-2-13）。

また、被虐待者の属性と虐待の程度（深刻度）の関係をみたところ、認知症の程度が重くなるに従い、深刻度 3 以上の割合が高まる傾向がみられた（図表 2-II-2-15）。

図表 2-II-2-11 入所系施設における被虐待者の要介護度と虐待類型の関係

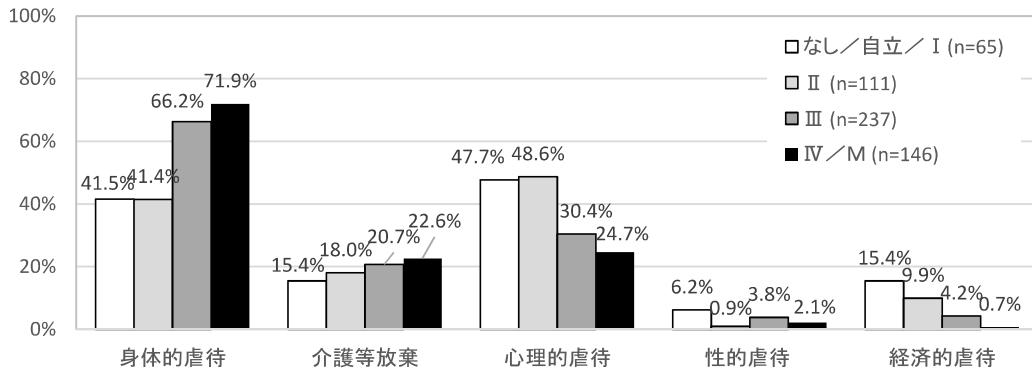


※「入所系施設」は介護保険3施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。要介護度が不明のケースを除く。

(図表 2-II-2-11 参考図表：集計内訳)

	虐待類型				
	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
要介護1以下 (n=72)	人数	23	10	32	2
	割合	31.9%	13.9%	44.4%	2.8%
要介護2 (n=79)	人数	32	6	37	4
	割合	40.5%	7.6%	46.8%	5.1%
要介護3 (n=158)	人数	92	25	53	4
	割合	58.2%	15.8%	33.5%	2.5%
要介護4 (n=244)	人数	172	47	66	7
	割合	70.5%	19.3%	27.0%	2.9%
要介護5 (n=217)	人数	154	50	49	7
	割合	71.0%	23.0%	22.6%	3.2%
合計 (n=770)		473	138	237	50
		割合	61.4%	17.9%	30.8%
				3.1%	6.5%

図表 2-II-2-12 入所系施設における被虐待者の認知症の程度と虐待類型の関係

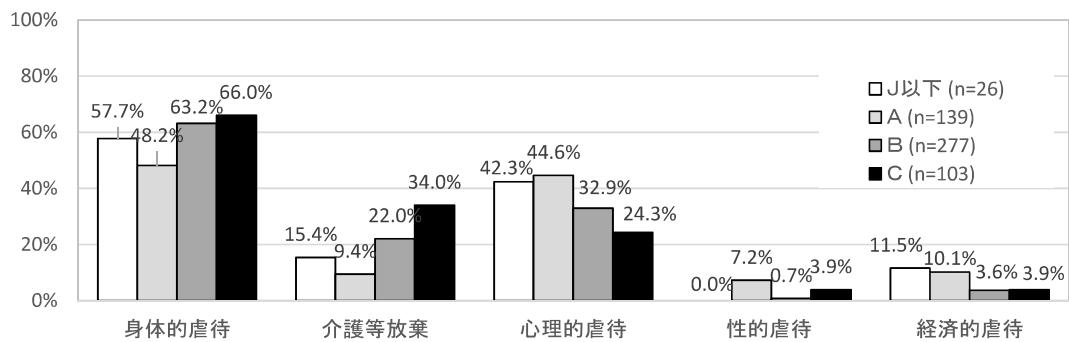


※「入所系施設」は介護保険3施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

(図表 2-II-2-12 参考図表：集計内訳)

	虐待類型				
	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
なし／自立／I (n=65)	人数	27	10	31	4
	割合 (%)	41.5%	15.4%	47.7%	6.2%
II (n=111)	人数	46	20	54	1
	割合 (%)	41.4%	18.0%	48.6%	0.9%
III (n=237)	人数	157	49	72	9
	割合 (%)	66.2%	20.7%	30.4%	3.8%
IV／M (n=146)	人数	105	33	36	3
	割合 (%)	71.9%	22.6%	24.7%	2.1%
合計 (n=559)		335	112	193	32
		割合 (%)	59.9%	20.0%	34.5%
				3.0%	5.7%

図表 2-II-2-13 入所系施設における被虐待者の寝たきり度と虐待類型の関係

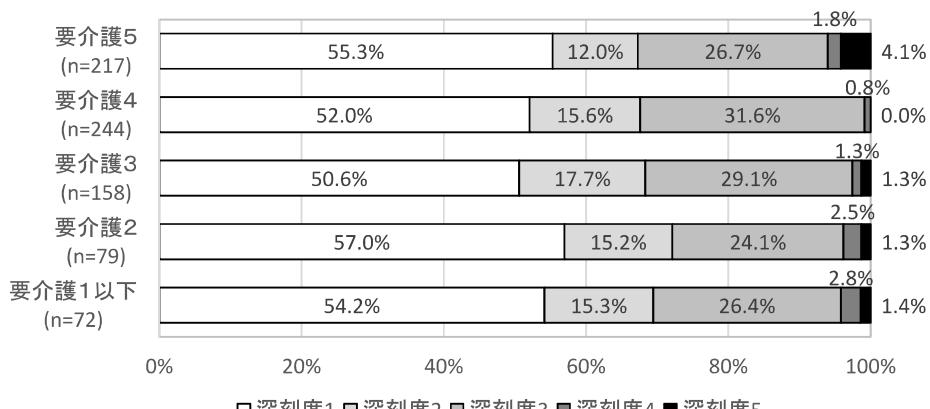


※「入所系施設」は介護保険3施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。寝たきり度が不明のケースを除く。

(図表 2-II-2-13 参考図表 : 集計内訳)

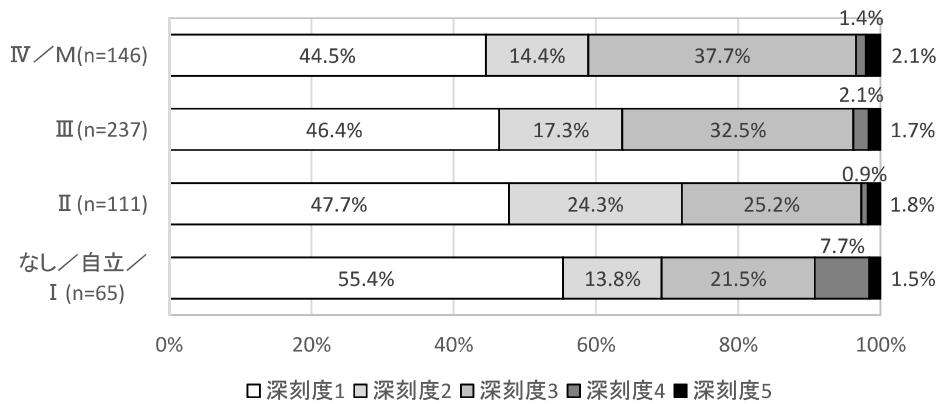
	虐待種別				
	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
J 以下 (n=26)	人数	15	4	11	0
	割合 (%)	57.7%	15.4%	42.3%	0.0%
A (n=139)	人数	67	13	62	10
	割合 (%)	48.2%	9.4%	44.6%	7.2%
B (n=277)	人数	175	61	91	2
	割合 (%)	63.2%	22.0%	32.9%	0.7%
C (n=103)	人数	68	35	25	4
	割合 (%)	66.0%	34.0%	24.3%	3.9%
合計 (n=545)	人数	325	113	189	31
	割合 (%)	59.6%	20.7%	34.7%	2.9%

図表 2-II-2-14 入所系施設における被虐待者の要介護度と深刻度の関係



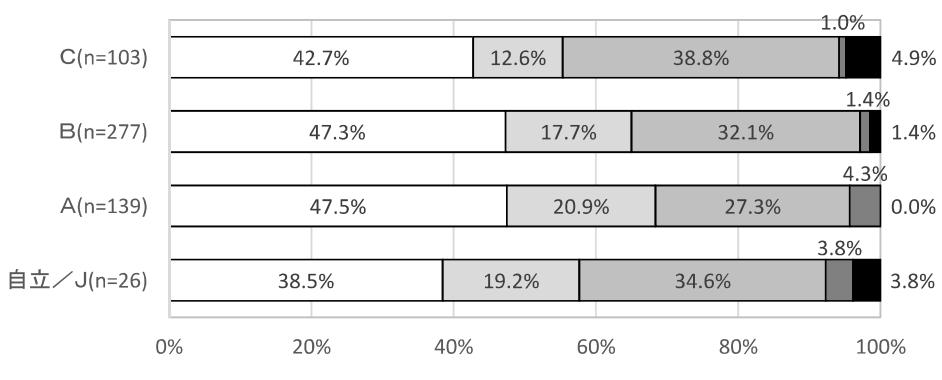
※「入所系施設」は介護保険3施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

図表 2-II-2-15 入所系施設における被虐待者の認知症の程度と深刻度の関係



※「入所系施設」は介護保険3施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

図表 2-II-2-16 入所系施設における被虐待者の寝たきり度と深刻度の関係



※「入所系施設」は介護保険3施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

(3) 虐待者の属性

虐待の事実が認められた事例 510 件のうち、虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）が特定された事例は 442 件であり、判明した虐待者は 592 人であった。

虐待者の職名・職種は「介護職」が 472 人で 79.7% を占めている。年齢は、30～39 歳が 132 人（22.3%）、40～49 歳が 101 人（17.1%）、50～59 歳が 94 人（15.9%）、30 歳未満が 92 人（15.5%）であった。

施設・事業所種別にみると、「住宅型有料老人ホーム」や「その他」（未届有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等）では「管理職」「施設長」「経営者・開設者」など経営層が虐待者である割合が高い。

虐待者の性別は、「男性」325 人（54.9%）、「女性」252 人（42.6%）であった。虐待者の男女比については、介護従事者全体（介護労働実態調査）に占める男性の割合が 22.3% であるのに比して、虐待者に占める男性の割合が 54.9% であることを踏まえると、「本調査での虐待者」の方が男性の割合が高い。

[考察]

介護職が虐待者である割合が 79.7% を占めており、介護職員向けの虐待防止研修やリスクマネジメント研修等を取り入れる必要がある。あわせて組織としての教育体制、職員のストレスコントロールを職場の課題として対策を充実する必要がある。一方で人材不足の影響により研修機会の提供が困難になっているとも考えられる。

図表 2-II-2-17 虐待者の職名または職種

	介護職	介護 福祉士	介護 福祉士 以外	資格 不明	看護職	管理職	施設長	経営者・ 開設者	その他	不明	合計
人数	472	128	127	217	27	28	18	9	38	0	592
割合	79.7%	27.1%	26.9%	46.0%	4.6%	4.7%	3.0%	1.5%	6.4%	0.0%	100.0%

図表 2-II-2-18 施設・事業所種別と虐待者の職種

	虐待者数 (人)	虐待者の職種						介護職 割合(%)	管理職、 施設長、 経営者等 割合(%)
		介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・ 開設者	その他		
特別養護老人ホーム	204	190	9	0	1	0	4	93.1	0.5
介護老人保健施設	62	48	10	1	1	0	2	77.4	3.2
介護療養型医療施設	3	2	0	0	0	0	1	66.7	0.0
認知症対応型共同生活介護	75	66	0	6	2	0	1	88.0	10.7
有料老人ホーム	112	78	4	8	9	7	6	69.6	21.4
(内数)住宅型有料老人ホーム	(68)	(40)	(2)	(8)	(7)	(7)	(4)	(58.8)	(32.4)
(内数)介護付き有料老人ホーム	(44)	(38)	(2)	(0)	(2)	(0)	(2)	(86.4)	(4.5)
小規模多機能型居宅介護等	19	11	2	1	2	0	3	57.9	15.8
軽費老人ホーム	5	3	0	0	0	0	2	60.0	0.0
養護老人ホーム	6	4	0	0	0	0	2	66.7	0.0
短期入所施設	25	21	0	0	1	0	3	84.0	4.0
訪問介護等	20	17	0	3	0	0	0	85.0	15.0
通所介護等	39	22	2	7	0	1	7	56.4	20.5
居宅介護支援等	7	1	0	1	0	0	5	14.3	14.3
その他	15	9	0	1	2	1	2	60.0	26.7
合計	592	472	27	28	18	9	38	79.7	9.3

※施設・事業所種別の「その他」には、未届け有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、複合経営事業所等が含まれる。

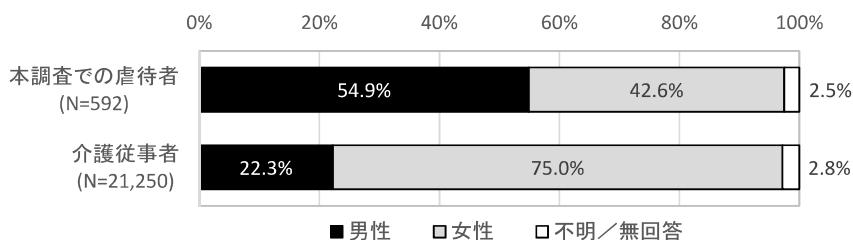
図表 2-II-2-19 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	325	252	15	592
割合	54.9%	42.6%	2.5%	100.0%

図表 2-II-2-20 虐待者の年齢

	30歳未満	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明	合計
人数	92	132	101	94	62	111	592
割合	15.5%	22.3%	17.1%	15.9%	10.5%	18.8%	100.0%

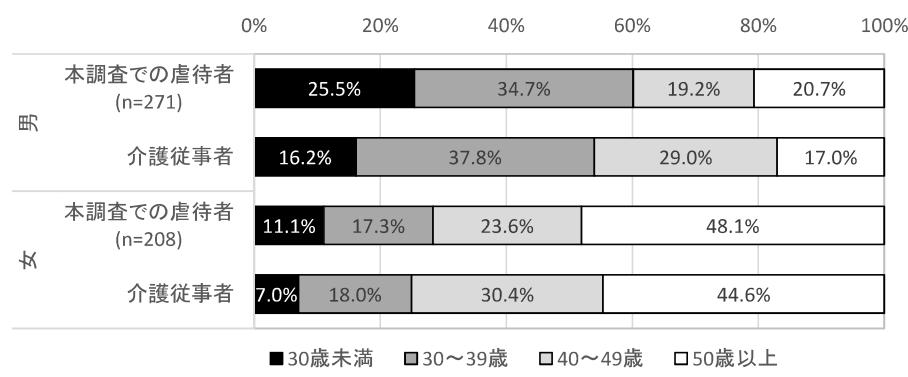
図表 2-II-2-21 虐待者の性別（対介護労働実態調査中の介護従事者）



※「介護従事者」は、介護労働安全センター『平成29年度介護労働実態調査』による。

	男性	女性	不明／無回答	合計
本調査での虐待者 人数	325	252	15	592
	54.9%	42.6%	2.5%	100.0%
介護従事者 人数	4,731	15,927	592	21,250
	22.3%	75.0%	2.8%	100.0%

図表 2-II-2-22 虐待者の性別と年齢（対介護労働実態調査中の介護従事者）



※性別・年齢は「不明」を除く。「介護従事者」は、介護労働安全センター『平成29年度介護労働実態調査』による。

(本調査での虐待者)

	年齢				
	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50歳以上	合計
男性	69	94	52	56	271
	25.5%	34.7%	19.2%	20.7%	100.0%
女性	23	36	49	100	208
	11.1%	17.3%	23.6%	48.1%	100.0%
合計	92	130	101	156	479
	19.2%	27.1%	21.1%	32.6%	100.0%

※性別・年齢の「不明」を除く

(比較対象：介護従事者)

	年齢				
	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50歳以上	合計
男性(割合のみ)	11.1%	17.3%	23.6%	48.1%	100.0%
女性(割合のみ)	7.0%	18.0%	30.4%	44.6%	100.0%

※性別・年齢の「不明」を除く。「介護従事者」は、介護労働安全センター『平成 29 年度介護労働実態調査』による。

(4) 事例の規模 (参考値)

被虐待者・虐待者の人数は、ともに特定された分のみのため参考値である。

被虐待者数及び虐待者の特定状況から虐待事例の規模を整理したところ、特定できた被虐待者・虐待者がいずれも「1名」の割合が全体の 61.2% を占めていた。

図表 2-II-2-23 被虐待者・虐待者の規模 (参考値)

	虐待者規模					
	1人	2～4人	5～9人	10人以上	特定不能	総計
被 虐 待 者 規 模	人数	312	18	3	0	32
	割合	61.2%	3.5%	0.6%	0.0%	6.3%
1人	人数	42	22	2	0	10
	割合	8.2%	4.3%	0.4%	0.0%	2.0%
2～4人	人数	8	5	2	0	4
	割合	1.6%	1.0%	0.4%	0.0%	0.8%
5～9人	人数	3	3	0	2	1
	割合	0.6%	0.6%	0.0%	0.4%	0.2%
10人以上	人数	16	3	1	0	21
	割合	3.1%	0.6%	0.2%	0.0%	4.1%
特定不能	人数	381	51	8	2	68
	割合	74.7%	10.0%	1.6%	0.4%	13.3%
合計	人数					510
	割合					100.0%

※被虐待者・虐待者の人数は特定された分のみのため参考値

(5) 虐待があつた施設・事業所の種別と虐待行為の内容・程度

虐待の事実が認められた事例 510 件のうち、サービス種別として最も多いのは「特別養護老人ホーム」(30.4%) であった。次いで「有料老人ホーム」(21.5%)、「認知症対応型共同生活介護」(14.3%)、「介護老人保健施設」(10.4%) の順であった(図表 2-II-2-24)。

サービス種別を大別すると、「介護保険 3 施設」(特養・老健・療養型) が 41.4%、「グループホーム(GH)・小規模多機能」が 17.0%、「その他の入所系施設(介護保険 3 施設及び GH・小規模多機能、居宅介護系事業所以外)」が 27.8%、「居宅介護系事業所」が 11.2% であった。

過去の指導等の有無をみると、虐待のあつた施設・事業所のうち 157 か所(30.8%) が過去に何らかの指導等を受けており、過去にも虐待事例が発生していた施設・事業所も 16 か所あった(図表 2-II-2-25)。

発生した虐待の種類・類型をみると、「介護保険 3 施設」では他のサービス種別に比べて「身体的虐待」や「介護等放棄」が含まれる割合が高くなっていた。また、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・小規模多機能型居宅介護等」では、他サービス種別に比べて「心理的虐待」が含まれる割合が高い。一方、「居宅系事業所」では、他サービス種別に比べて「経済的虐待」が含まれる割合が高い(図表 2-II-2-26)。

また、各サービス種別(詳細)にみた虐待の種類・類型を図表 2-II-2-27 に示す。特徴として、虐待に該当する身体拘束は「介護老人保健施設」や「有料老人ホーム」(特に住宅型)での発生割合が高くなっていた。

サービス種別と虐待の深刻度の関係では、「介護保険 3 施設」等に比べ「その他入所系」において深刻度 4 や深刻度 5 の割合が高い傾向がみられた(図表 2-II-2-28)。

[考察]

虐待のあつた施設・事業所のうち 157 か所(30.8%) が過去に何らかの指導を受けており、指導担当部署との連携により、早期対応が可能となる。過去に指導を受けたにもかかわらず、虐待の発生を防げていないことは、指導方法・内容を再考する必要がある。

過去にも虐待が発生していた施設・事業所が 16 か所あり、指導担当部署との連携により、的確な終結の判断と早期対応が可能となる一方で、終結の判断について事後検証を行い、対応力向上に結び付けていく必要がある。

図表 2-II-2-24 虐待のあった施設・事業所のサービス種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護等	小規模多機能型居宅介護等	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
件数	155	53	3	73	14	67	43	5	9	18	16	34	7	13	510
割合	30.4%	10.4%	0.6%	14.3%	2.7%	13.1%	8.4%	1.0%	1.8%	3.5%	3.1%	6.7%	1.4%	2.5%	100%
グループ	介護保険3施設 41.4%	GH・小規模多機能:17.0%													

※調査対象年度内に虐待と判断された事例について集計。

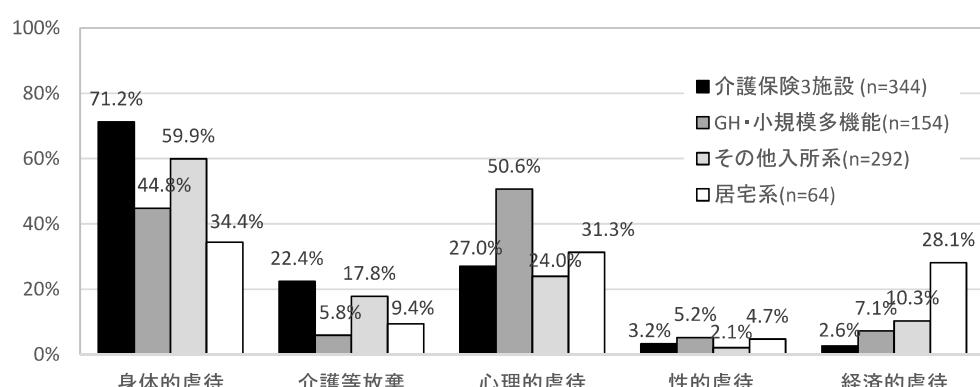
※「その他」のうち 9 件は未届有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等を養介護施設・事業所とみなしたもの、4 件は複数のサービス種別にまたがるもしくは複数型のもの。

図表 2-II-2-25 虐待が確認された施設・事業所における過去の指導等

(有無)	件数	割合	(「あり」の内訳(複数回答))	件数	割合
なし・不明	353	69.2%	虐待歴あり	16	10.2%
あり	157	30.8%	過去に虐待に関する通報等対応あり	20	12.7%
合計	510	100.0%	苦情対応あり	34	21.7%

※過去の指導等「あり」 157件について集計。

図表 2-II-2-26 サービス種別と虐待類型の関係



※被虐待者ごとに集計。「その他入所系」は有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。

(図表 2-II-2-26 参考図表 : 集計内訳)

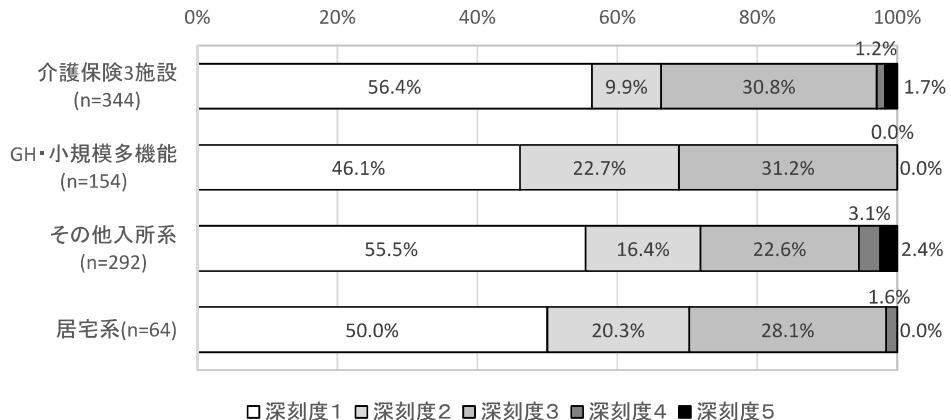
施設種別	虐待種別				
	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
介護保険3施設 (n=344)	人数 割合	245 71.2%	77 22.4%	93 27.0%	11 3.2%
GH・小規模多機能 (n=154)	人数 割合	69 44.8%	9 5.8%	78 50.6%	8 5.2%
その他入所系 (n=292)	人数 割合	175 59.9%	52 17.8%	70 24.0%	6 2.1%
居宅系 (n=64)	人数 割合	22 34.4%	6 9.4%	20 31.3%	3 4.7%
合計 (n=854)	人数 割合	511 59.8%	144 16.9%	261 30.6%	28 3.3%
					68 8.0%

図表 2-II-2-27 サービス種別（詳細）と虐待類型の関係

	被虐待者 数	虐待類型					身体 拘束
		身体的 虐待	介護等 放棄	心理的 虐待	性的 虐待	経済的 虐待	
特別養護老人ホーム	人数 割合	235 100.0%	164 69.8%	68 28.9%	74 31.5%	10 4.3%	1 0.4%
介護老人保健施設	人数 割合	106 100.0%	79 74.5%	9 8.5%	19 17.9%	1 0.9%	7 6.6%
介護療養型医療施設	人数 割合	3 100.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%
認知症対応型共同生活介護	人数 割合	119 100.0%	62 52.1%	8 6.7%	52 43.7%	7 5.9%	9 7.6%
有料老人ホーム	人数 割合	213 100.0%	133 62.4%	33 15.5%	50 23.5%	2 0.9%	23 10.8%
(住宅型)有料老人ホーム	人数 割合	143 100.0%	91 63.6%	24 16.8%	31 21.7%	1 0.7%	11 7.7%
(介護付き)有料老人ホーム	人数 割合	70 100.0%	42 60.0%	9 12.9%	19 27.1%	1 1.4%	12 17.1%
小規模多機能型居宅介護等	人数 割合	35 100.0%	7 20.0%	1 2.9%	26 74.3%	1 2.9%	2 5.7%
軽費老人ホーム	人数 割合	5 100.0%	3 60.0%	0 0.0%	2 40.0%	2 40.0%	0 0.0%
養護老人ホーム	人数 割合	24 100.0%	6 25.0%	9 37.5%	6 25.0%	0 0.0%	7 29.2%
短期入所施設	人数 割合	34 100.0%	22 64.7%	9 26.5%	8 23.5%	0 0.0%	0 0.0%
訪問介護等	人数 割合	18 100.0%	7 38.9%	0 0.0%	6 33.3%	1 5.6%	6 33.3%
通所介護等	人数 割合	33 100.0%	13 39.4%	2 6.1%	12 36.4%	2 6.1%	7 21.2%
居宅介護支援等	人数 割合	8 100.0%	2 25.0%	0 0.0%	2 25.0%	0 0.0%	4 50.0%
その他	人数 割合	21 100.0%	11 52.4%	5 23.8%	4 19.0%	2 9.5%	1 4.8%
合計	人数 割合	854 100.0%	511 59.8%	144 16.9%	261 30.6%	28 3.3%	68 8.0%
							276 32.3%

※「身体拘束」は、要件を満たさず、「緊急やむを得ない場合」に例外的に許容されるものを除く「虐待に該当する身体拘束」を指す。

図表 2-II-2-28 サービス種別と虐待の深刻度の関係



□深刻度1 □深刻度2 □深刻度3 ■深刻度4 ■深刻度5

※被虐待者ごとに集計。「その他入所系」は有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。

(図表 2-II-2-28 参考図表 : 集計内訳)

		虐待の程度（深刻度）					合計
		深刻度 1	深刻度 2	深刻度 3	深刻度 4	深刻度 5	
介護保険3施設 (n=344)	人数 割合	194 56.4%	34 9.9%	106 30.8%	4 1.2%	6 1.7%	344 100.0%
GH・小規模多機能 (n=154)	人数 割合	71 46.1%	35 22.7%	48 31.2%	0 0.0%	0 0.0%	154 100.0%
その他入所系 (n=292)	人数 割合	162 55.5%	48 16.4%	66 22.6%	9 3.1%	7 2.4%	292 100.0%
居宅系 (n=64)	人数 割合	32 50.0%	13 20.3%	18 28.1%	1 1.6%	0 0.0%	64 100.0%
合計 (n=854)	人数 割合	459 53.7%	130 15.2%	238 27.9%	14 1.6%	13 1.5%	854 100.0%

(6) 虐待の発生要因

虐待の発生要因として記載のあった 504 件の記述内容を複数回答形式で分類したところ、最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」(60.1%) であり、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」(26.4%)、「倫理観や理念の欠如」(11.5%) の順であった（図表 2-II-2-29）。

「教育・知識・介護技術等に関する問題」について、その内訳を複数回答形式で整理したところ、「職員の虐待防止・権利擁護・身体拘束に関する知識・意識の不足」が 38.9%で最も多く、次いで「組織の教育体制、職員教育の不備等」(28.7%) や「職員の高齢者介護に関する知識・技術の不足」(25.7%)、「教育・知識・介護技術等に関する組織や管理者の知識・認識・管理体制等の不足」(22.1%) など、管理者層を含む組織として教育・管理体制面での課題が指摘されていた（図表 2-II-2-30）。

虐待発生要因とサービス種別の関係をみたところ、「教育・知識・介護技術等に関する問題」は他のサービス種別と比べ「GH・小規模多機能」で高く、また「職員のストレスや感情コントロールの問題」は「介護保険 3 施設」の割合が高い。また、「倫理観や理念の欠如」は「居宅系」事業所の割合が高くなっていた（図表 2-II-2-31）。

虐待発生要因と虐待類型の関係をみると、身体的虐待では「職員のストレスや感情コントロールの問題」が最も高く、心理的虐待では「虐待を行った職員の性格や資質の問題」が、経済的虐待では「倫理観や理念の欠如」「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ」を指摘する割合が高くなっていた（図表 2-II-2-32）。

図表 2-II-2-29 虐待の発生要因（複数回答形式）

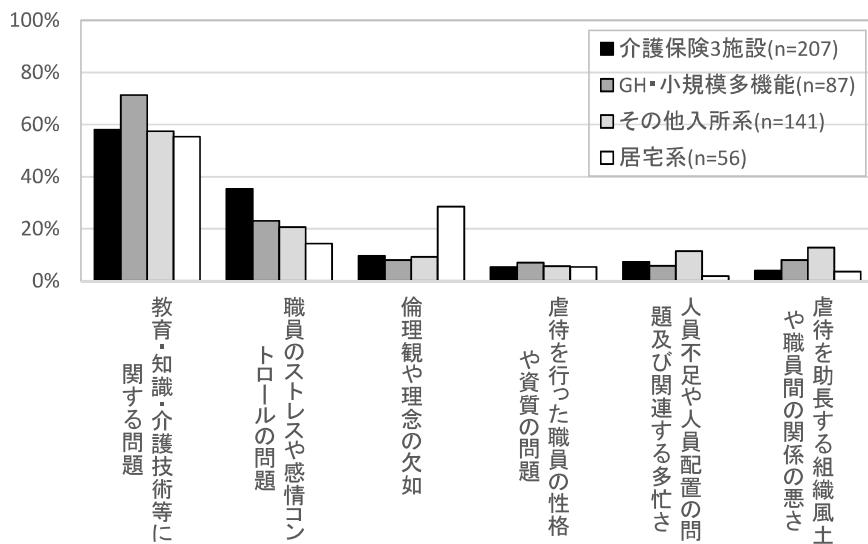
	件数	割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	303	60.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	133	26.4%
倫理観や理念の欠如	58	11.5%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	28	5.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	38	7.5%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ	37	7.3%
その他	21	4.2%

※ここでの「人員不足」は、配置基準は満たしているものの、一定の経験がある職員が少なかったり、夜間体制に不安があったり、その他利用者の状態像と職員体制のバランスが取れていない状況を指す。

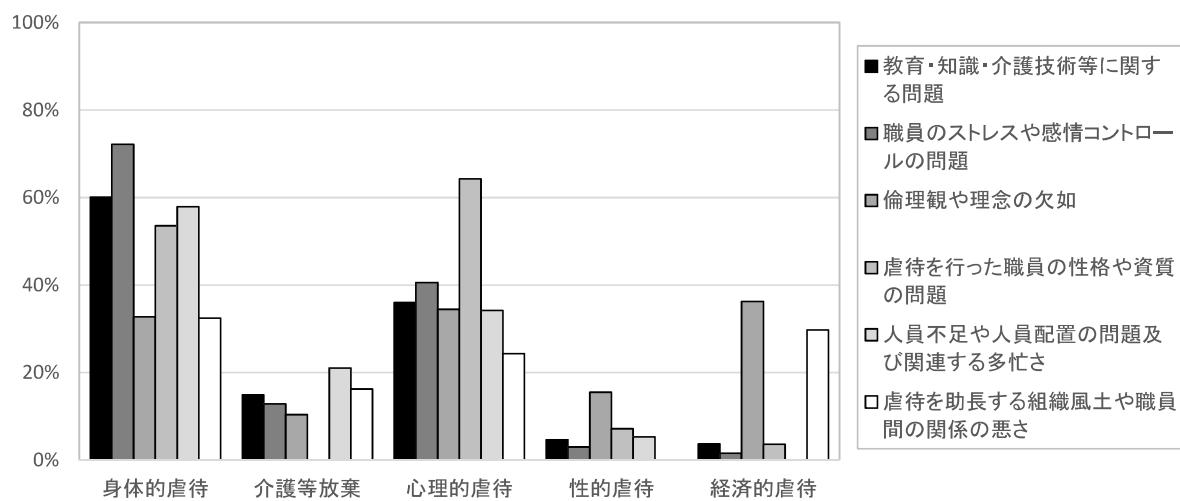
図表 2-II-2-30 虐待の発生要因「教育・知識・介護技術等に関する問題」の内訳（複数回答形式）

	件数	割合
教育・知識・介護技術等に関する組織や管理者の知識・認識・管理体制等の不足	67	22.1%
組織・個人を特定しない知識・技術に関する問題	33	10.9%
組織の教育体制、職員教育の不備不足	87	28.7%
職員の高齢者介護に関する知識・技術の不足	78	25.7%
職員の虐待防止・権利擁護・身体拘束に関する知識・意識の不足	118	38.9%

図表 2-II-2-31 虐待発生要因とサービス種別



図表 2-II-2-32 虐待発生要因と虐待類型



(図表 2-II-2-32 参考図表 : 集計内訳)

	件数	虐待類型				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
教育・知識・介護技術等に関する問題 (n=303)	件数 割合	182 60.1%	45 14.9%	109 36.0%	14 4.6%	11 3.6%
職員のストレスや感情コントロールの問題 (n=133)	件数 割合	96 72.2%	17 12.8%	54 40.6%	4 3.0%	2 1.5%
倫理観や理念の欠如(n=58)	件数 割合	19 32.8%	6 10.3%	20 34.5%	9 15.5%	21 36.2%
虐待を行った職員の性格や資質の問題 (n=28)	件数 割合	15 53.6%	0 0.0%	18 64.3%	2 7.1%	1 3.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ(n=38)	件数 割合	22 57.9%	8 21.1%	13 34.2%	2 5.3%	0 0.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ(n=37)	件数 割合	12 32.4%	6 16.2%	9 24.3%	0 0.0%	11 29.7%

前頁に示した虐待の発生要因の整理は、経年的な把握を目的として実施したものである。ここでは、虐待の発生要因を整理する視点として「運営法人経営層の課題」「組織運営上の課題」「虐待を行った職員と職場環境の課題」に分類し、記載内容の再整理を行った。

調査票に記載された発生要因の内容は、虐待を行った従事者個人の課題を指摘する回答が多い。しかし、「虐待を行った職員の性格や資質の問題」以外の事項については、本来、施設・事業所による取組（教育・研修、業務負担軽減、ストレスマネジメント、待遇改善等）も求められている事項であり、当該施設・事業所においてこれらの取組が不十分であった可能性が考えられる。養介護施設従事者等による高齢者虐待は、基本的には虐待を行った職員個人の問題のみではなく、施設・事業所（あるいは運営法人）のマネジメントに関する課題であることも再確認しておく必要がある。

また、虐待を行った職員が有資格者か否か（基礎教育を受けているか否か）によっても施設・事業所の対応は異なると考えられる。今回調査では、虐待を行った介護職員の半数近くが資格の所有状況が不明となっており、今後は虐待を行った職員の資格所有状況も含めた情報収集が望まれる。

図表 2-II-2-33 虐待の発生要因（複数回答形式、再整理）

		件数	割合 (%)
運営法人経営層の課題	経営層の高齢者虐待や身体拘束に関する知識不足	19	3.8
	不安定な経営状態	6	1.2
	経営層の倫理観・理念の欠如	4	0.8
	経営層の現場の実態の理解不足	1	0.2
	小計	30	6.0
組織運営上の課題	職員研修の機会や体制が不十分	89	17.7
	指導管理体制が不十分	58	11.5
	チームケア体制・連携体制が不十分	42	8.3
	人員不足・人員体制上の問題	34	6.7
	介護方針の不適切さ	10	2.0
	業務改善に向けた取組が不十分	9	1.8
	高齢者へのアセスメントが不十分	7	1.4
	職場風土・職員同士の関係	6	1.2
	職員が相談できる体制が不十分	2	0.4
	小計	257	51.0
虐待を行った職員と職場環境の課題	職員のストレス・感情コントロール	124	24.6
	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	118	23.4
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	89	17.7
	職員の倫理観・理念の欠如	57	11.3
	虐待を行った職員の性格や資質の問題	29	5.8
	職員の業務負担の大きさ	17	3.4
	職場環境・待遇への不満	2	0.4
	相談できる人がいない	2	0.4
	その他	6	1.2
	小計	444	88.1

(7) 身体拘束との関係

特定された被虐待者 854 人のうち、虐待に該当する身体拘束を受けた高齢者は 276 人(32.2%)を占めていた。また、身体的虐待を受けた被虐待者に占める身体拘束の割合は 54.0%と半数以上を占めており、養介護施設従事者等における高齢者虐待事案の中で大きな要因となっている。

サービス種別にみると、虐待に該当する身体拘束が行われていたのは「介護保険 3 施設」や「その他入所系」(ともに 36.6%) で高い。

虐待者の規模(人数)を身体拘束の有無別にみると、虐待に該当する身体拘束が行われていた事例では複数の職員が虐待を行っていた割合が高い。

図表 2-II-2-34 被虐待者数及び身体的虐待を受けた被虐待者に占める身体拘束の割合

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定された被虐待者総数に占める身体拘束を受けていた被虐待者の割合	48人／263人中	92人／402人中	239人／691人中	248人／778人中	333人／870人中	276人／854人中
	18.3%	22.9%	34.6%	31.9%	38.3%	32.3%
身体的虐待を受けていた被虐待者総数に占める身体拘束を受けていた被虐待者の割合	48人／149人中	92人／258人中	239人／441人中	248人／478人中	333人／570人中	276人／511人中
	32.2%	35.7%	54.2%	51.9%	58.4%	54.0%

図表 2-II-2-35 虐待に該当する身体拘束の有無とサービス種別

	介護保険 3施設	GH・小規模 多機能	その他 入所系	居住系	合計
身体拘束あり	件数 34	17	34	8	93
	割合 36.6%	18.3%	36.6%	8.6%	100.0%
身体拘束なし	件数 157	61	103	43	364
	割合 43.1%	16.8%	28.3%	11.8%	100.0%
合計	件数 191	78	137	51	457
	割合 41.8%	17.1%	30.0%	11.2%	100.0%

※被虐待者が特定できなかった場合、施設等種別が「その他」の場合を除く 457 件が対象

図表 2-II-2-36 虐待に該当する身体拘束の有無と虐待者の規模

	1人	2～4人	5～9人	10人以上	特定不能	合計
身体拘束あり	件数 45	22	6	2	23	98
	割合 45.9%	22.4%	6.1%	2.0%	23.5%	100.0%
身体拘束なし	件数 320	26	1		24	371
	割合 86.3%	7.0%	0.3%	0.0%	6.5%	100.0%
合計	件数 365	48	7	2	47	469
	割合 77.8%	10.2%	1.5%	0.4%	10.0%	100.0%

※被虐待者が特定できなかった 41 件を除く 469 件が対象。

図表 2-II-2-37 虐待に該当する身体拘束の有無と被虐待者の規模

	1人	2～4人	5～9人	10人以上	合計
身体拘束あり	件数 53	27	12	6	98
	割合 54.1%	27.6%	12.2%	6.1%	100.0%
身体拘束なし	件数 311	49	8	3	371
	割合 83.8%	13.2%	2.2%	0.8%	100.0%
合計	件数 364	76	20	9	469
	割合 77.6%	16.2%	4.3%	1.9%	100.0%

※被虐待者が特定できなかった 41 件を除く 469 件が対象。

3. 虐待事例への対応状況

(1) 対応状況

平成 28 年度に虐待の事実が認められ、対応が平成 29 年度にまたがった継続事例 64 件を含む 574 件に対して、老人福祉法・介護保険法上の権限行使以外の対応として、「施設等に対する指導」が 423 件、「改善計画提出依頼」が 457 件、「従事者等への注意・指導」が 240 件行われた。

市町村又は都道府県が、介護保険法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 172 件、「改善勧告」が 66 件、「改善勧告に従わない場合の公表」が 3 件、「改善命令」が 12 件、「指定の効力停止」が 3 件、「指定の取消」が 1 件であった。

また、老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 55 件、「改善命令」が 16 件、「事業の制限、停止、廃止」「認可取消」は 0 件であった。

市区町村・都道府県が講じた措置に対して、施設・事業所側が行った対応としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」が 407 件、「勧告等への対応」が 36 件であった。

図表 2-II-3-1 老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応

	市町村が実施	都道府県が実施	合計
施設等に対する指導	413	42	423
改善計画提出依頼	448	25	457
従事者等への注意・指導	236	26	240

図表 2-II-3-2 老人福祉法または介護保険法の規定に基づく権限の行使

	権限行使の種類	介護保険法			老人福祉法
		市町村が実施	都道府県が実施	合計	
介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使(都道府県または市町村) (複数回答)	報告徴収、質問、立入検査	153	29	172	55
	改善勧告	51	17	66	-
	改善勧告に従わない場合の公表	1	2	3	-
	改善命令	11	3	12	16
	指定の効力停止	3	0	3	0
	指定取消	1	0	1	0

※複数の権限等を行使した場合には、行使した権限すべてをカウント。

図表 2-II-3-3 市区町村・都道府県の対応に対して当該養介護施設等において行われた措置

当該施設等における改善措置 (複数回答)	施設等からの改善計画の提出	407 件
	市町村による改善計画提出依頼、一般指導等を受けての改善	(268 件)
	報告徴収、改善勧告等に対する改善	(139 件)
	勧告・命令等への対応	36 件
	その他	28 件

※「施設等からの改善計画の提出」内訳において、改善計画提出依頼等と報告徴収等の両者が行われていた場合、報告徴収等にカウント。

(2) 権限行使の有無と虐待事例の様態

虐待と判断された事例への対応において、老人福祉法もしくは介護保険法上の権限行使の有無と虐待類型、過去の指導等の有無について整理を行ったところ、虐待類型や過去の指導等の有無による差異はみられなかった。

図表 2-II-3-4 権限行使の有無と虐待類型

	虐待類型					
	身体的虐待 あり	介護等放棄 あり	心理的虐待 あり	性的虐待 あり	経済的虐待 あり	身体拘束 あり
権限行使あり (n=172)	件数 106 割合 65.4%	18 11.1%	64 39.5%	12 7.4%	14 8.6%	28 17.3%
権限行使なし (n=338)	件数 185 割合 60.3%	52 16.9%	115 37.5%	14 4.6%	26 8.5%	70 22.8%
合計	件数 291 割合 62.0%	70 14.9%	179 38.2%	26 5.5%	40 8.5%	98 20.9%

図表 2-II-3-5 権限行使の有無と過去の指導等の有無

		過去の指導 等なし・不明	過去の指導 等あり	合計
権限行使あり	件数 割合	119 69.2%	53 30.8%	172 100.0%
権限行使なし	件数 割合	234 69.2%	104 30.8%	338 100.0%
合計	件数 割合	353 69.2%	157 30.8%	510 100.0%

III. 調査結果：養護者による高齢者虐待

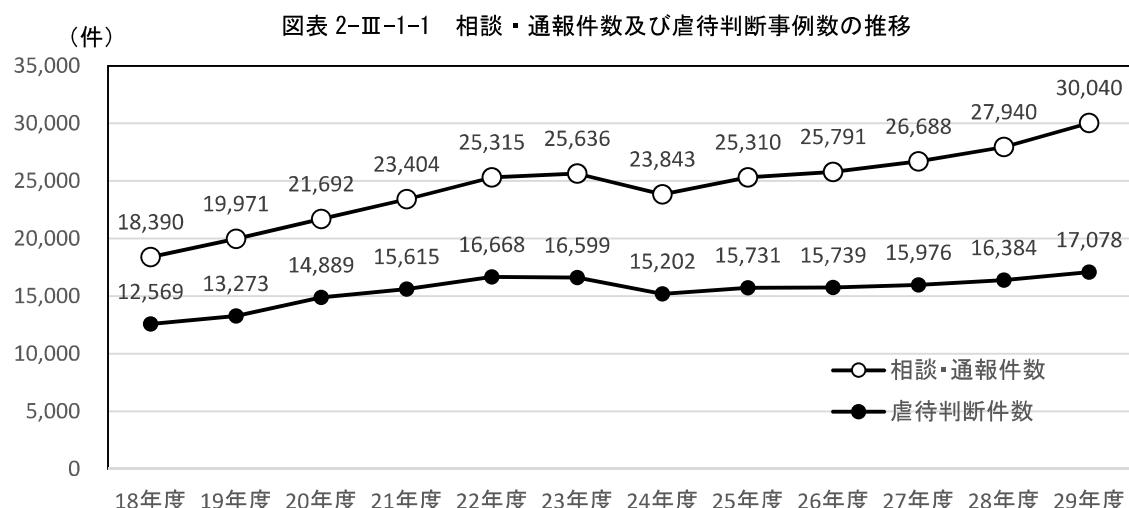
1. 相談・通報～事実確認調査

(1) 相談・通報件数と虐待判断事例数

養護者による高齢者虐待に関する平成 29 年度の相談・通報件数は 30,040 件であり、平成 28 年度の 27,940 件から 2,100 件 (7.5%) 増加した。

一方、平成 29 年度内に虐待の事実が認められた事例数は 17,078 件であり、平成 28 年度の 16,384 件から 694 件 (4.2%) 増加した。

なお、市区町村ごとに算出した「高齢者人口 10 万人あたり」の相談・通報件数の中央値は 64.0 件、虐待判断件数の中央値は 28.7 件であった。また、市区町村ごとに算出した「地域包括支援センター 1 か所あたり」の相談・通報件数の中央値は 3.3 件、虐待判断件数の中央値は 1.6 件であった。



図表 2-III-1-2 高齢者人口（10 万）あたりの相談・通報件数及び虐待判断事例数

	平均値	標準偏差	パーセンタイル						
			5%	10%	25%	50% (中央値)	75%	90%	95%
新規相談・通報受理数	70.7	63.9	0.0	0.0	22.2	64.0	103.4	150.0	183.9
新規虐待判断事例数	38.9	44.3	0.0	0.0	0.0	28.7	57.2	93.2	122.2

※基礎数は市区町村ごと

図表 2-III-1-3 地域包括支援センター 1 か所あたりの相談・通報件数及び虐待判断事例数

	平均値	標準偏差	パーセンタイル						
			5%	10%	25%	50% (中央値)	75%	90%	95%
新規相談・通報受理数	5.4	7.1	0.0	0.0	1.0	3.3	7.0	12.7	18.0
新規虐待判断事例数	3.0	4.7	0.0	0.0	0.0	1.6	4.0	7.0	10.0

※基礎数は市区町村ごと

(2) 相談・通報者

相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計 32,573 人に対して、「介護支援専門員」が 28.1% と最も多く、次いで「警察」が 23.0%、「家族・親族」が 9.1%、「被虐待者本人」が 7.3%、「介護保険事業所職員」が 6.5%、「当該市町村行政職員」が 6.1% であった。

なお、「その他」の内訳をみると、「地域包括支援センター（委託・他地域含む）」が半数以上を占めていた。

図表 2-III-1-4 相談・通報者の内訳

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明へ匿名を含む	合計
人数	9,163	2,117	1,611	1,168	877	2,364	2,971	506	1,988	7,499	2,260	49	32,573
割合	28.1%	6.5%	4.9%	3.6%	2.7%	7.3%	9.1%	1.6%	6.1%	23.0%	6.9%	0.2%	100.0%

※本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計。回答方式は複数回答形式。

※割合は、相談・通報者の合計人数に対するもの。

図表 2-III-1-5 相談・通報者「その他」の内訳

	件数	割合
地域包括支援センター（委託・他地域含む）	1,286	56.9%
社会福祉協議会	185	8.2%
介護保険以外（若しくは不明）の事業所等職員	98	4.3%
障害者事業所等職員	88	3.9%
その他の相談支援機関	65	2.9%
認定調査員	47	2.1%
弁護士・司法書士・行政書士	46	2.0%
消防・救急関係者	38	1.7%
他自治体職員	37	1.6%
保健所	35	1.5%
議員	24	1.1%
女性センター等職員	21	0.9%
在宅介護支援センター	19	0.8%
ボランティア・NPO	17	0.8%
人権擁護関係者	16	0.7%
後見人	16	0.7%
福祉事務所	16	0.7%
児童相談所職員等	11	0.5%
裁判所・法務局・法テラス関係者	8	0.4%
郵便職員	7	0.3%
金融機関・銀行職員	6	0.3%
その他	174	7.7%
合計	2,260	100.0%

(3) 事実確認調査

相談・通報を受理した件数のうち、事実確認調査を実施した割合は95.8%であった。実施方法の内訳は、「訪問調査」が64.5%、「関係者からの情報収集のみ」が30.9%、「立入調査」が0.4%であった。

事実確認調査を行った事例のうち、「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断」した割合は56.9%であり、「判断に至らなかった」事例も20.9%みられた。

図表2-III-1-6 事実確認の実施状況

	件数	(うち平成29年度内に通報・相談)	(うち平成28年度以前に通報・相談)	割合(%)
事実確認調査を行った事例	30,013	(28,733)	(1,280)	95.8%
立入調査以外の方法により調査を行った事例	29,876	(28,612)	(1,264)	(95.4%)
訪問調査を行った事例	20,202	(19,308)	(894)	[64.5%]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	9,674	(9,304)	(370)	[30.9%]
立入調査により調査を行った事例	137	(121)	(16)	(0.4%)
警察が同行した事例	101	(90)	(11)	[0.3%]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	(0)	(0)	[0.0%]
援助要請をしなかった事例	36	(31)	(5)	[0.1%]
事実確認調査を行っていない事例	1,321	(1,307)	(14)	4.2%
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	1,021	(1,010)	(11)	(3.3%)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	300	(297)	(3)	(1.0%)
合　　計	31,334	(30,040)	(1,294)	100.0%

図表2-III-1-7 事実確認調査の結果

	件数	割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	17,078	56.9%
虐待ではないと判断した事例	6,676	22.2%
虐待の判断に至らなかった事例	6,259	20.9%
合　　計	30,013	100.0%

(4) 相談・通報者と事実確認調査、虐待事例の状況

1) 相談・通報者と事実確認調査の方法及び調査結果

相談・通報者によって、事実確認調査の方法や調査結果に違いがあるかどうかを整理したところ、下記のような傾向がみられた。

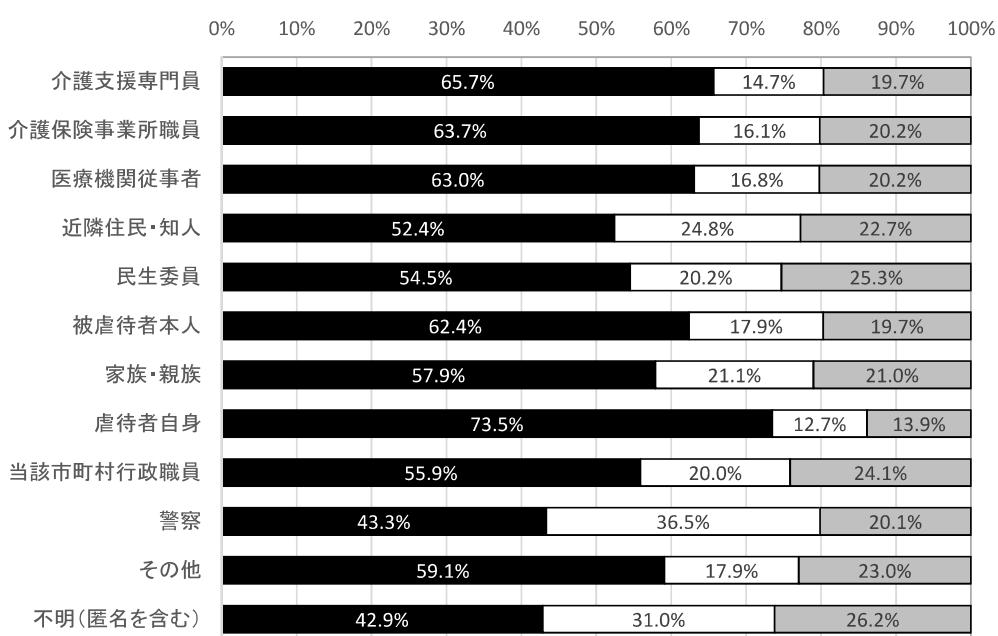
- ・「介護支援専門員」「介護保険事業所職員」「医療機関従事者」「虐待者自身」が通報者に含まれる事例では、他の事例よりも訪問調査によって事実確認が実施されている割合が高く、また「虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例」の割合が高い。
- ・「民生委員」や「当該市町村行政職員」が通報者に含まれる事例でも、訪問調査が行われている割合は高いものの、「虐待の判断に至らなかつた事例」の割合が高くなっていた。

図表 2-III-1-8 相談・通報者と事実確認調査の方法及び調査結果

	調査方法				調査結果			
	た訪 事例調 査によ り事実 確認を行 つ	実 関 係 者 を か ら の た 情 事 例 収 集 の み で 事	た立 事例調 査によ り事実 確認を行 つ	調 明 相 査ら 不 か ・ 要 に 通 と 判 待 を 断 で 受 し は 理 た な し 事 く た 事 段 実 階 確 で 認 、	わ れ た と 受け た し た 事 例 は 受け た と 思	虐 待 を と 判 断 し ま た た 事 例 は 受け た と 思	虐 待 で は な い と 判 断 し た 事 例 は 受け た と 思	
相 談 ・ 通 報 者	介護支援専門員	△	▼		▼	△	▼	▼
	介護保険事業所職員	△	▼		▼	△	▼	
	医療機関従事者	△	▼		▼	△	▼	
	近隣住民・知人	△	▼		▼	▼		
	民生委員	△	▼	△	▼			△
	被虐待者本人					△	▼	
	家族・親族	△			▼			
	虐待者自身	△	▼		▼	△	▼	▼
	当該市町村行政職員	△	▼		▼		▼	△
	警察	▼	△	△	△	▼	△	
	その他							
	不明(匿名を含む)	▼		△	△			

※△は全体に比して割合が高いことを、▼は低いことを示す。また相談・通報者間の比較ではないことに注意。
※斜線部は有意差なし

図表 2-III-1-8 参考図表：集計内訳（調査結果）



■虐待を受けたまたは受けたと思われたと判断 □虐待ではないと判断 ▨虐待の判断に至らなかつた

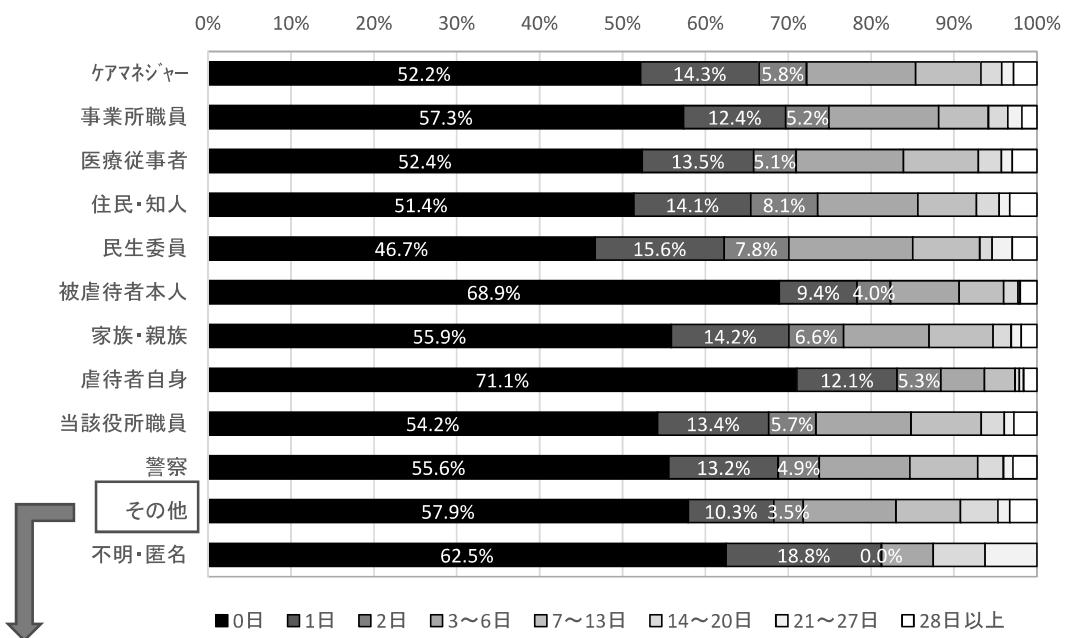
以下では、相談・通報受理から事実確認開始までの期間について、①相談・通報者別、②虐待類型別（虐待認定事例）による差異の有無を確認した。

①相談・通報者別にみた相談・通報受理から事実確認開始までの期間

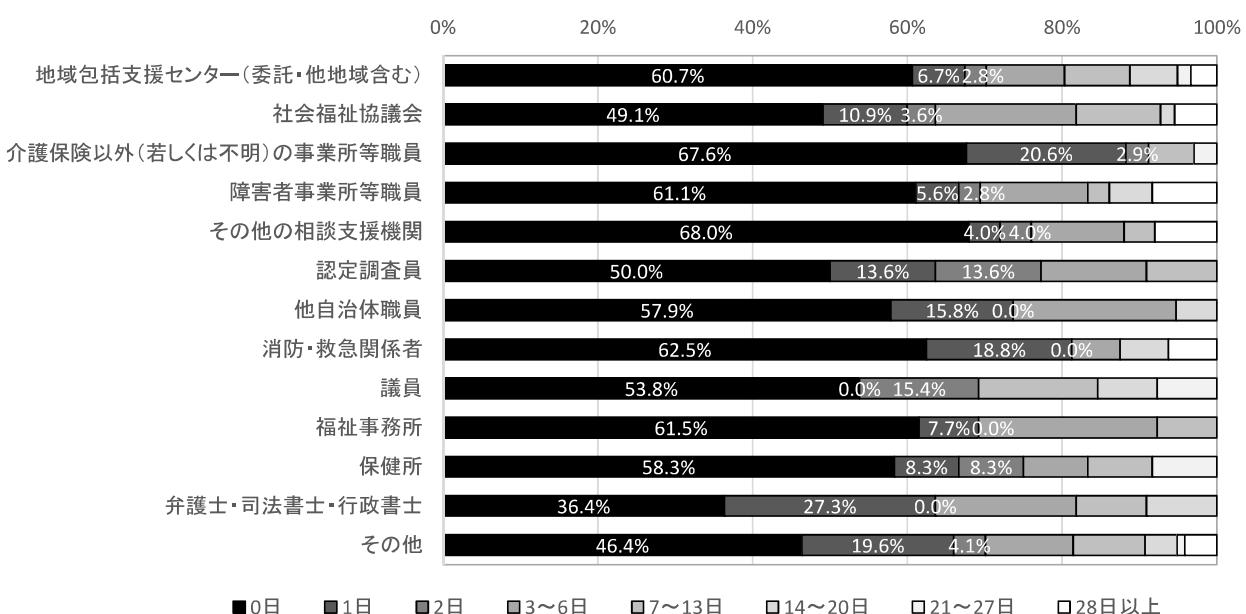
事実確認を行った事例について、相談・通報者別に相談・通報～事実確認開始までの期間（日数）分布を確認したところ、「被虐待者本人」や「虐待者自身」からの相談・通報の場合、即日に事実確認を開始している割合が7割前後を占めており、他の相談・通報者よりも高くなっていた。

また、相談・通報者「その他」の内訳も含めてみても、いずれの相談・通報者であっても概ね60～80%は2日以内に事実確認が開始されていた。

図表2-III-1-9 相談・通報者別にみた初動期の対応日数の分布（虐待認定事例）



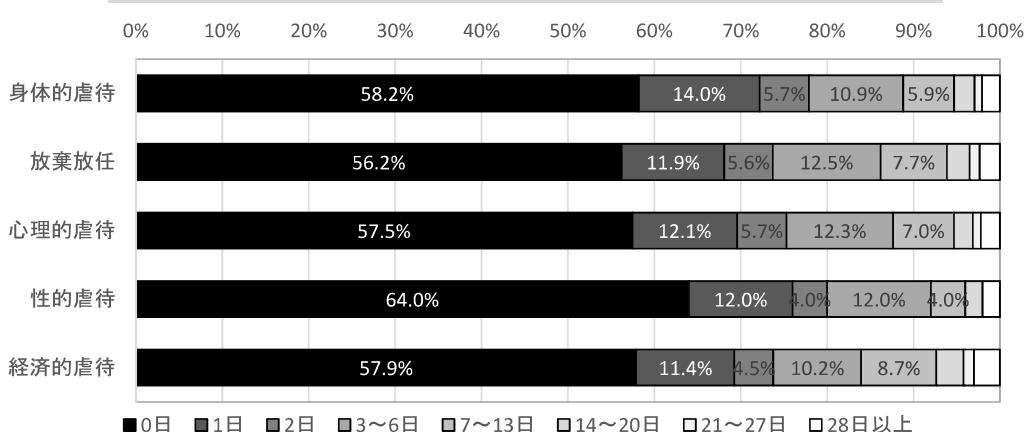
図表2-III-1-10 相談・通報者「その他」内訳別にみた初動期の対応日数の分布（虐待認定事例）



②虐待認定事例における相談・通報受理から事実確認開始までの期間

虐待と判断された事例について、虐待類型別に相談・通報受理から事実確認開始までの期間（日数）分布を整理したところ、虐待類型による差異はほとんどみられず、即日（0日）中に開始した割合は60%前後、2日以内では70～80%程度となっていた。

図表2-III-1-11 虐待類型別にみた初動期の対応日数の分布（虐待認定事例）



2) 事実確認調査の方法と結果、及び虐待事例の特徴

事実確認調査の方法と調査結果の関係をみると、虐待と判断された割合は訪問調査が62.1%、関係者からの情報収集のみが46.0%、立入調査が86.0%であった。

また、事実確認調査の方法別に虐待と判断された事例の特徴を整理したところ、以下のようないくつかの特徴がみられた。

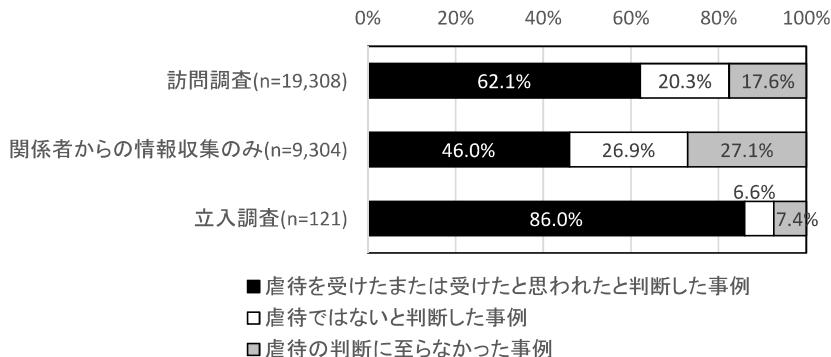
- ・訪問調査が行われた事例では、放棄放任（ネグレクト）が含まれる事例の割合が高く、また虐待の深刻度も中・重度（3～5）の割合が高い。被虐待者の属性では、介護保険認定済みの割合が高くなっていた。
- ・関係者からの情報収集のみの事例では、身体的虐待が含まれる事例の割合が高く、それ以外の虐待類型は低くなっていた。また、虐待の深刻度も軽度（1）の割合が高く、中・重度の割合が低い。被虐待者の属性では、75歳未満や介護保険未申請の割合が高い。
- ・立入調査が行われた事例では、虐待類型では有意差はないものの虐待の深刻度では中度（3）や重度（5）の割合が高くなっていた。また、被虐待者の属性では虐待者とのみ同居している割合が高い。

[考察]

事実確認を行ったうち「関係者からの聞き取りのみ」が30.9%であり、そのうち27.1%（全体の8.4%）が虐待の判断に至っていない。事実確認は、相談者からの相談をもとに、高齢者の生命、身体の危険性に関する情報を中心に、市町村担当部署と地域包括支援センターが相互に役割分担をしながら実施していくものであるが、以前から本人や養護者との関りがあるといった理由により、介護支援専門員や介護保険サービス事業者からの情報のみにまかせるのではなく、複数の職員で客観的な事実を積み上げて多面的に把握していく必要がある。過去の記録や伝聞による情報のみによって判断を行うのではなく、担当者が高齢者を直接訪問して、高齢者

の安全と事実確認を行う必要がある。

図表 2-III-1-12 事実確認調査の方法と調査



(図表 2-III-1-12 参考図表 : 集計内訳)

		事実確認の結果			合計	
		判受虐 断け待 したを たと受 事思け 例わた れま たた とは	し虐 た待 事で 例は な い と 判 断	か虐 つ待 たの 事判 例断 に 至 ら な		
事 実 確 認 の 方 法	訪問調査により事実確認を行つ た事例	件数 割合	11,997 62.1%	3,920 20.3%	3,391 17.6%	19,308 100.0%
	関係者からの情報収集のみで 事実確認を行つた事例	件数 割合	4,280 46.0%	2,505 26.9%	2,519 27.1%	9,304 100.0%
	立入調査により事実確認を行つ た事例	件数 割合	104 86.0%	8 6.6%	9 7.4%	121 100.0%
	合計	件数 割合	16,381 57.0%	6,433 22.4%	5,919 20.6%	28,733 100.0%

図表 2-III-1-13 事実確認調査の方法と虐待類型・深刻度

		虐待類型					深刻度				
		身体的 虐待	放棄放任	心理的 虐待	性的虐待	経済的 虐待	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5
事 実 確 認 の 方 法	訪問調査		△				▼		△	△	△
	関係者からの情報収集 のみ	△	▼	▼			▼	△	▼	▼	▼
	立入調査						▼	▼	△		△

※△は全体に比して割合が高いことを、▼は低いことを示す。また類型間の比較ではないことに注意。

※斜線部は有意差なし

図表 2-III-1-14 事実確認調査の方法と被虐待者の属性

		性別	年齢			介護保険			
			~74歳	75~84歳	85歳~	未申請	申請中	認定済み	自立
事実確認の方法	訪問調査		▼			▼	△	△	
	関係者からの情報収集のみ		△	▼	▼	△	▼	▼	
	立入調査					△		▼	

		要介護度	認知症	寝たきり度	虐待者との同居		
					虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居
事実確認の方法	訪問調査	要介護5					
	関係者からの情報収集のみ			J~A	▼		
	立入調査				△		▼

※△は全体に比して割合が高いことを、▼は低いことを示す。また類型間の比較ではないことに注意。

※斜線部は有意差なし

3) 相談・通報者と虐待事例の特徴

相談・通報者と虐待類型の関係をみると、身体的虐待では相談・通報者に「警察」が含まれる事例の割合が高く、放棄放任（ネグレクト）では「介護支援専門員」「医療関係従事者」「近隣住民・知人」「民生委員」「当該市町村行政職員」が含まれる割合が高い。また、心理的虐待に関しては「被虐待者本人」や「家族・親族」のほか「近隣住民・知人」や「民生委員」「当該市町村行政職員」が、経済的虐待では「被虐待者本人」のほか「介護保険事業所職員」や「医療機関従事者」「当該市町村行政職員」が含まれる割合が高い。なお、性的虐待については「被虐待者本人」と「虐待者自身」のみであり、第三者の発見が困難な実態がうかがえる。

なお、相談・通報者と虐待の深刻度の関係では、「医療機関従事者」や「当該市町村行政職員」「警察」が通報者に含まれる事案において深刻度4~5の割合が高くなっていた。

また、相談・通報者と被虐待者の属性の関係をみると、特に介護保険申請状況によって一定の傾向があり、介護保険認定済みの場合は「介護支援専門員」や「介護保険事業所職員」が相談・通報者に含まれている割合が高く、介護保険未申請又は申請中では他の相談・通報者の割合が高くなっていた。

図表 2-III-1-15 相談・通報者と虐待類型・深刻度

	虐待類型					深刻度				
	身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5
相談・通報者	介護支援専門員	△	▼		▼					▼
	介護保険事業所職員	▼	▼		△			△		
	医療機関従事者	▼	△	▼	△	▼	▼		△	△
	近隣住民・知人	▼	△	△						
	民生委員	▼	△	△						
	被虐待者本人		▼	△	△					
	家族・親族	▼	▼	△						
	虐待者自身			△					▼	
	当該市町村行政職員	▼	△	△	△		▼			△
	警察	△	▼	▼		▼		▼		△
	その他	▼	△	▼	△			▼		
不明(匿名を含む)										

※△は全体に比して割合が高いことを、▼は低いことを示す。また類型間の比較ではないことに注意。

※斜線部は有意差なし

(図表 2-III-1-15 参考図表：集計内訳)

虐待判断事例数	虐待類型					深刻度					
	身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
介護支援専門員	5,900	68.1%	25.0%	34.7%	0.4%	16.5%	30.2%	20.2%	34.5%	8.0%	7.1%
介護保険事業所職員	1,295	65.3%	22.9%	29.7%	0.8%	23.2%	28.0%	18.5%	38.8%	7.3%	7.3%
医療機関従事者	986	54.5%	38.2%	27.7%	0.5%	23.3%	22.2%	15.0%	34.5%	13.0%	15.3%
近隣住民・知人	576	55.7%	24.8%	57.1%	0.3%	17.0%	33.2%	20.7%	31.6%	8.3%	6.3%
民生委員	464	59.7%	27.4%	51.5%	0.6%	20.3%	33.6%	18.3%	33.2%	6.7%	8.2%
被虐待者本人	1,415	70.7%	8.7%	58.2%	1.1%	22.0%	31.5%	20.3%	32.7%	7.0%	8.6%
家族・親族	1,603	65.6%	18.2%	52.9%	0.9%	18.0%	29.1%	19.9%	34.3%	8.7%	8.0%
虐待者自身	366	71.0%	18.9%	38.5%	1.6%	15.3%	26.2%	20.2%	37.7%	5.2%	10.7%
当該市町村行政職員	1,059	57.0%	23.4%	43.7%	0.8%	25.8%	31.1%	19.2%	29.7%	9.3%	10.8%
警察	2,932	83.6%	5.3%	36.1%	0.6%	9.1%	31.7%	19.2%	31.4%	7.7%	9.9%
その他	1,276	56.1%	28.5%	36.1%	0.3%	26.3%	28.6%	20.5%	36.0%	6.1%	8.9%
不明(匿名を含む)	18	55.6%	5.6%	50.0%	0.0%	16.7%	44.4%	27.8%	16.7%	5.6%	5.6%
全体	16,381	68.8%	21.0%	40.1%	0.6%	18.6%	30.1%	19.6%	33.9%	8.0%	8.4%

図表 2-III-1-16 相談・通報者と被虐待者の属性

	性別 (男性)	年齢			介護保険				要介護度	認知症	寝たきり度	虐待者との同居		
		~74歳	75~84歳	85歳~	未申請	申請中	認定済み	自立				虐待者と のみ同居	虐待者及 び他家族 と同居	虐待者と 別居
相 談 ・ 通 報 者	介護支援専門員	▼		△	▼	▼	△	▼	要介護2 以上	自立度 II ～IV	A～C	△	▼	▼
	介護保険事業所職員	▼	▼	▼	△	▼	△	▼	要介護4 以上	自立度 III・IV	B・C	▼	▼	△
	医療機関従事者				△	△	▼	▼		自立度 IV・M	B・C			
	近隣住民・知人	▼	▼	△	△		▼		要介護1			△	▼	
	民生委員	▼	▼		△	△	△	▼			自立・J	△	▼	
	被虐待者本人	▼	△		▼	△	△	▼	△	要支援1・ 2	自立度 I 以下	自立・J	△	▼
	家族・親族		▼			△	△	▼		要介護1 以下	自立度 I 以下	自立・J	▼	△
	虐待者自身	△			△	△	▼	△	要介護1			△		▼
	当該市町村行政職員		△		▼	△	△	▼	△		自立度 I	J	▼	△
	警察	△	△		▼	△	▼	▼	△	要介護1 以下	自立度 I 以下	自立・J	△	▼
その他						△				要支援1・ 2			▼	△
	不明(匿名を含む)			▼	△									

※△は全体に比して割合が高いことを、▼は低いことを示す。また類型間の比較ではないことに注意。

※斜線部は有意差なし

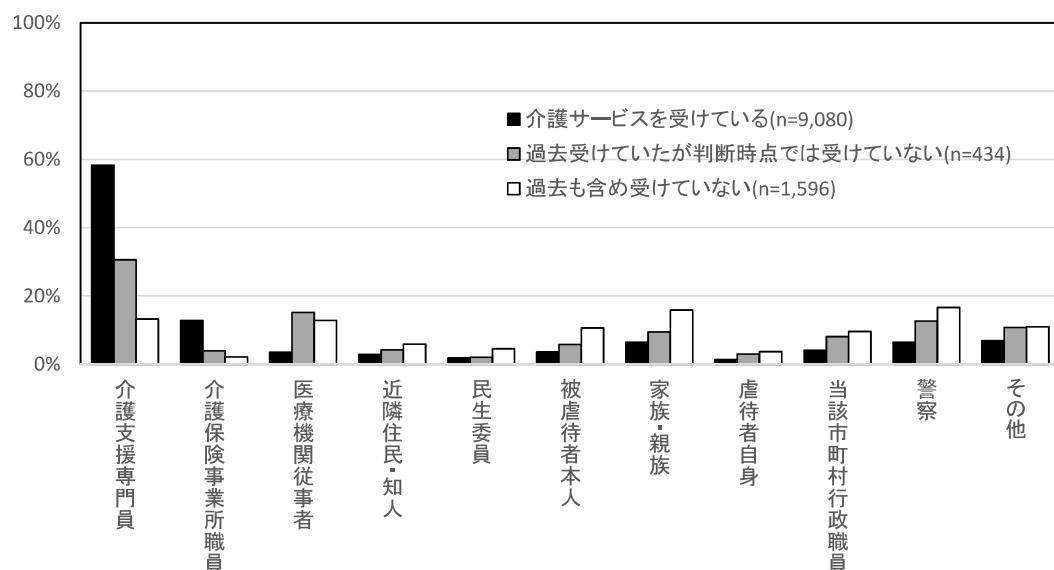
※要介護度、認知症、寝たきり度は全体に比して多い区分を表示

4) 相談・通報者と被虐待者（要介護認定者のみ）の介護保険サービスの利用状況

相談・通報者と要介護認定済み被虐待者の介護保険サービス利用状況との関係をみると、虐待判断時点で介護保険サービスを「受けている」事例では、「介護支援専門員」や「介護保険事業所職員」が相談・通報者に含まれる割合が高くなっていた。

一方で、「過去受けていたが判断時点では受けていない」や「過去も含め受けていない」事例場合には、「医療機関」や「家族・親族」「当該市町村行政職員」「警察」など多様な相談・通報者が含まれているが、「介護支援専門員」が含まれている割合も高い。

図表 2-III-1-14 相談・通報者と被虐待者（要介護認定者のみ）の介護保険サービス利用状況（虐待判断時点）



(図表 2-III-1-14 参考図表：集計内訳)

	相談・通報者												
	介護支援専門員	職員	介護保険事業所	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	
用介 ～護 ～保 待 險	介護サービスを受けている(n=9,080)	人数	5,293	1,167	322	259	162	327	587	124	369	588	623
		割合	58.3%	12.9%	3.5%	2.9%	1.8%	3.6%	6.5%	1.4%	4.1%	6.5%	6.9%
判サ 断 時 点 ス	過去受けていたが判断時点では受けていない(n=434)	人数	133	17	66	18	9	25	41	13	35	55	47
～の 利		割合	30.6%	3.9%	15.2%	4.1%	2.1%	5.8%	9.4%	3.0%	8.1%	12.7%	10.8%
～の 利	過去も含め受けていない(n=1,596)	人数	211	35	205	94	72	170	254	59	153	265	175
		割合	13.2%	2.2%	12.8%	5.9%	4.5%	10.7%	15.9%	3.7%	9.6%	16.6%	11.0%
	合計(n=11,110)	人数	5,637	1,219	593	371	243	522	882	196	557	908	845
		割合	50.7%	11.0%	5.3%	3.3%	2.2%	4.7%	7.9%	1.8%	5.0%	8.2%	7.6%

2. 虐待事例の特徴

(1) 虐待行為の内容・程度

1件の事例について被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数17,078件に対し、被虐待高齢者の総数は17,538人であった。

被虐待者数を母数としてみると、虐待の類型では身体的虐待が66.7%で最も多く、次いで「心理的虐待」が39.1%、「放棄放任」(ネグレクト)が20.3%、「経済的虐待」が18.3%、「性的虐待」が0.4%であった。(複数回答)

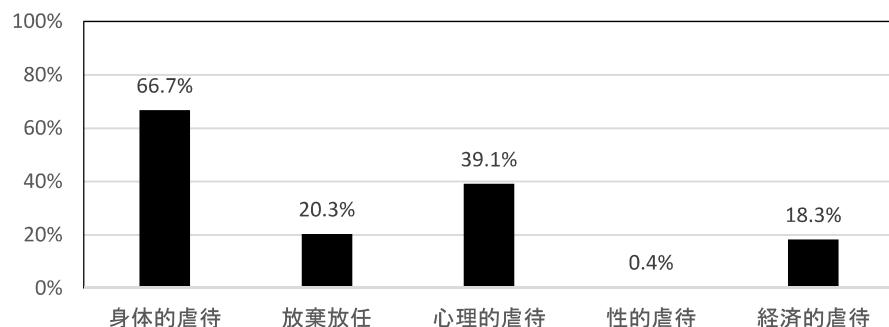
なお、複数の虐待類型間の組み合わせでは「身体的虐待+心理的虐待」が最も多かった。

各類型に該当する具体的な内容として回答された記述内容を図表2-III-2-3に示す。

虐待の深刻度については、客観的に測定することが困難であるため、行政担当者が認識している虐待の深刻度を確認した。その結果、最も多いのは「3-生命・身体・生活に著しい影響」、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」で各3割以上を占めていた。一方で、深刻度の高い事例も一定割合みられ、最も深刻度の高い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」も1割弱(8.3%)を占めていた。

虐待の類型と深刻度の関係をみると、放棄放任(ネグレクト)や性的虐待の事例では深刻度が重度(4・5)の割合が高くなっていた。

図表2-III-2-1 虐待行為の類型(複数回答形式)



(図表2-III-2-1 参考図表：集計内訳)

	身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	11,704	3,566	6,853	73	3,202
割合	66.7%	20.3%	39.1%	0.4%	18.3%

図表 2-III-2-2 虐待類型間の組み合わせ

	虐待類型(組み合わせ)				
	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
身体的虐待 (n=11,704)	6,599 56.4%	945 8.1%	4,290 36.7%	31 0.3%	964 8.2%
放棄放任 (n=3,566)	945 26.5%	1,515 42.5%	924 25.9%	11 0.3%	992 27.8%
心理的虐待 (n=6,853)	4,290 62.6%	924 13.5%	1,710 25.0%	34 0.5%	1,092 15.9%
性的虐待 (n=73)	31 42.5%	11 15.1%	34 46.6%	22 30.1%	8 11.0%
経済的虐待 (n=3,202)	964 30.1%	992 31.0%	1,092 34.1%	8 0.2%	1,102 34.4%

※網掛け部分は各類型が単独で発生しているケース。

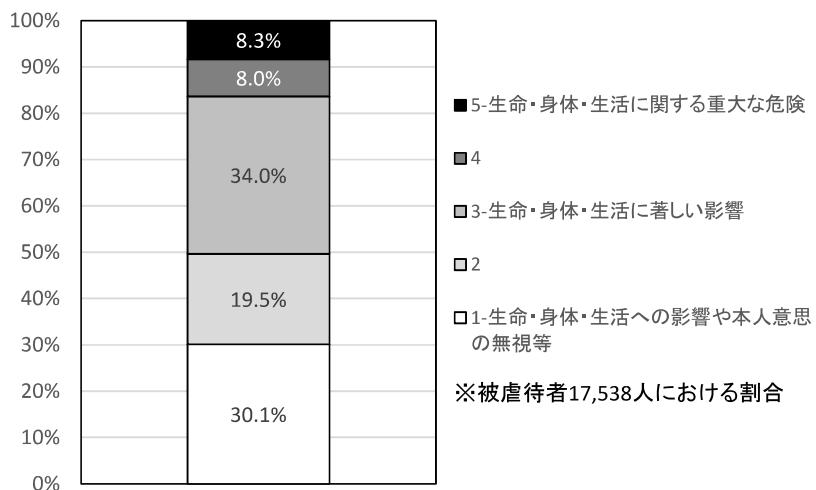
割合は、各類型が含まれているケースの数 (n)に対するもの。

図表 2-III-2-3 具体的な虐待の内容 (複数回答形式)

		件数	割合 (各類型内)
身体的虐待(n=4,580)	暴力的行為	4,090	89.3%
	強制的行為・乱暴な扱い	360	7.9%
	身体の拘束	113	2.5%
	威嚇	226	4.9%
	その他(身体的虐待)	49	1.1%
ネグレクト(n=1,299)	希望・必要とする医療サービスの制限	256	19.7%
	希望・必要とする介護サービスの制限	341	26.3%
	生活援助全般を行わない	204	15.7%
	水分・食事摂取の放任	251	19.3%
	入浴介助放棄	66	5.1%
	排泄介助放棄	154	11.9%
	劣悪な住環境で生活させる	202	15.6%
	介護者が不在の場合がある	116	8.9%
心理的虐待(n=2,615)	その他(ネグレクト=介護・世話の放棄・放任)	326	25.1%
	暴言・威圧・侮辱・脅迫	2,207	84.4%
	無視・訴えの否定や拒否	137	5.2%
	嫌がらせ	89	3.4%
性的虐待(n=28)	その他(心理的虐待)	58	2.2%
	性行為の強要・性的暴力	12	42.9%
	介護に係る性的羞恥心を喚起する行為の強要	4	14.3%
	介護行為に関係しない性的嫌がらせ	5	17.9%
経済的虐待(n=1,196)	その他の(性的虐待)	4	14.3%
	年金の取り上げ	451	37.7%
	預貯金の取り上げ	190	15.9%
	不動産・利子・配当等収入の取り上げ	19	1.6%
	必要な費用の不払い	291	24.3%
	日常的な金銭を渡さない・使わせない	138	11.5%
	預貯金・カード等の不当な使い込み	202	16.9%
	預貯金・カード等の不当な支払強要	39	3.3%
その他の(経済的虐待)	不動産・有価証券などの無断売却	14	1.2%
	その他(経済的虐待)	142	11.9%

※具体的な内容が記載された 6,663 件について、記述内容を分類 (各類型内でもさらに複数回答として集計)

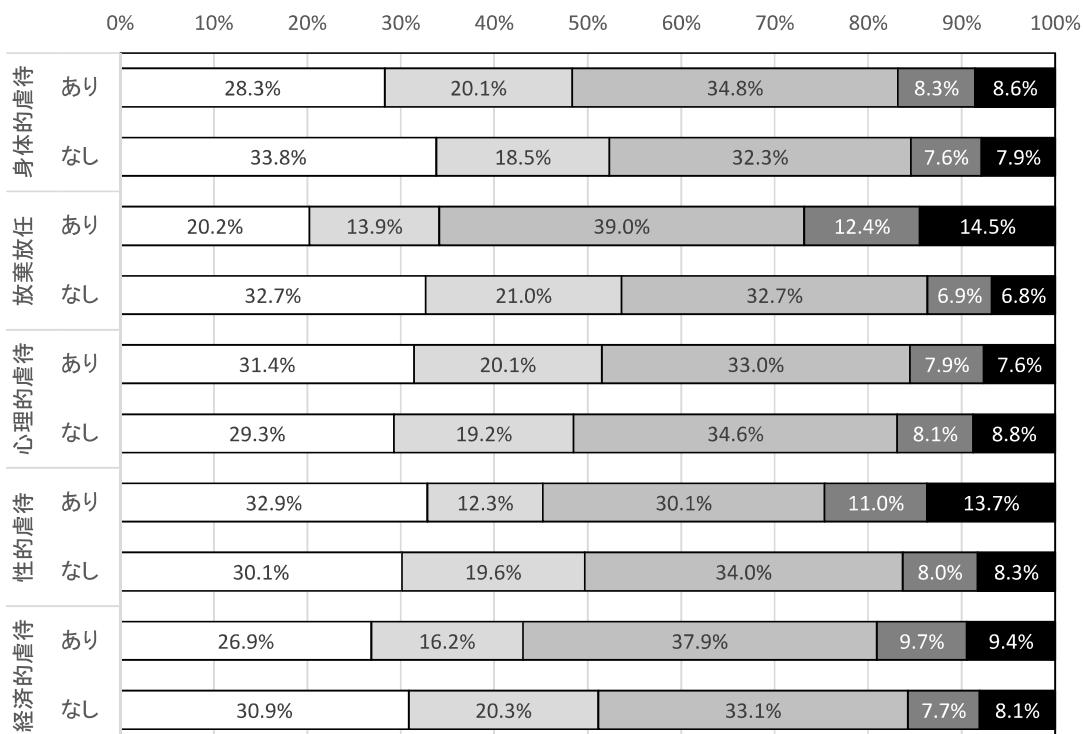
図表 2-III-2-4 虐待行為の深刻度



(図表 2-III-2-4 参考図表 : 集計内訳)

	人数	割合
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	1,461	8.3%
4	1,407	8.0%
3-生命・身体・生活に著しい影響	5,959	34.0%
2	3,427	19.5%
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	5,284	30.1%
合計	17,538	100.0%

図表 2-III-2-5 虐待の類型と深刻度



虐待の類型と行政担当者が認識している深刻度ごとに、虐待の状況（自由記述のまま）から主なものを抜粋して整理した。

①深刻度 1—生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等

- ・身体的虐待では、「本人の髪を引っ張り、足を蹴り、頭を叩く」、「意に添わないと暴力を振るう」、「本人の徘徊を防ぐためにリビングの引き戸をつかえ棒で開かなくしている」、「立てない妻を立たせる、つねる」、「被虐待者が失禁したときなどに手をあげてしまう」など。
- ・放棄放任（ネグレクト）では、「不衛生な環境、無視する」、「介護が必要だが適切なサービスを受け入れず」、「必要とする医療・介護サービスの制限、生活援助全般を行わない」、「転倒しても病院に連れて行かない、介護放棄」、「入院後の手続を放棄」など。
- ・心理的虐待では、「大声で怒鳴られる」、「攻撃的・否定的な言葉掛け」、「介護のストレスから、暴言が繰り返されている」、「殺すぞと脅す」、「刃物による威嚇」など。
- ・性的虐待では、「下着を履かせず立たせる」、「性的な強要」、「強制的接触」など
- ・経済的虐待では、「金銭の要求」、「無断で預貯金の使い込み」、「年金の搾取」、「日常的な金銭を渡さない、使わせない」、「介護サービス利用料の未払い」など。

②深刻度 3—生命・身体・生活に著しい影響

- ・身体的虐待では、「水をかけたり、新聞紙を丸めた棒で叩く」、「包丁を持ち暴れる」、「乱暴な扱いの介護」、「木で左頭部、胸部を叩かれた」、「顔面を殴る」など。
- ・放棄放任（ネグレクト）では、「鍵をかけて家に入れない」、「高齢者の介護サービス拒否、排泄・入浴介助の放棄」、「ネグレクトによる低体温と褥瘡」、「食事が不規則、身体清潔が保てない、養護者が介護サービス利用を渋る」、「利用料の未払い、連絡が取れない」など。
- ・心理的虐待では、「怒鳴ったり罵る」、「馬鹿野郎などの暴言、ぶつ殺してやるなどの脅迫」、「暴言・刃物を向ける」、「大声を出して被虐待者を怒鳴る他、家の中の物に当たり散らす」、「出て行け、死ね等の発言」など
- ・性的虐待では、「性行為の強要」など。
- ・経済的虐待では、「不動産・有価証券などの無断売却」、「息子が施設費用を滞納、連絡取れず」、「本人年金を担保に借金」、「本人の保護費を使い込み、家賃滞納で施設から強制退去」、「年金受給日に複数知人が被虐待者から金銭を搾取」など。

③深刻度 5—生命・身体・生活に関する重大な危険

- ・身体的虐待では、「被虐待者や看護師、ヘルパーに見境なく暴力を振るう」、「養護者が妻を刺し、自身も腹部等を刺し無理心中を図った」、「バットで殴る、包丁で切りつける」、「座布団を顔に押し付ける、拳骨で頭を叩かれる、蹴られる」、「鎌を持って追いかける、腕を掴む、身体を押す」など。
- ・放棄放任（ネグレクト）では、「徘徊が頻繁に起き SOSネット利用等に何回も繋がるも養護者に改善の意思なし」、「低栄養・不衛生、脱水症状による通院頻回」、「病院を受診させない、

劣悪な環境に放置」、「褥瘡の放置、食事を与えない」、「おむつ交換等が定期的に行われず、床ずれが悪化」など。

- ・心理的虐待では、「暴言、刃物での威嚇」、「暴言・脅し、軟禁（管理）される」、「避難先の娘宅に押しかけ、娘に包丁を突きつけた」、「孫から祖母への暴力、嫁から姑への暴言」など。
- ・性的虐待は記載回答なし。
- ・経済的虐待では、「年金を息子の生活費にあてる」、「介護サービス費用の滞納、医療費の支払い困難」、「通帳の取り上げ」、「年金搾取、家賃未納、介護放棄、医療未受診」など。

なお、養介護施設従事者等による高齢者虐待と同様、とりわけ心理的虐待は単独で虐待認定されている事例は少ないと想定され、虐待の状況として記載された類似する内容が異なる深刻度として記載されており、評価基準が必ずしも統一されていない可能性が高いことに留意が必要である。

(2) 被虐待者の属性と虐待行為の内容・程度

1) 被虐待者の属性

被虐待者 17,538 人の属性は、性別では男性が 23.9%、女性が 76.1% であった。平成 29 年の人口推計の男女比率に比べ、被虐待者は女性の割合が高いことがわかる（図表 2-III-2-6）。

また、被虐待者の年齢構成は 75 歳未満が 24.6%、75 歳以上が 75.4% を占めていた。平成 29 年の人口推計の年齢構成と比較すると、被虐待者は 75 歳以上の割合が高い（図表 2-III-2-7、図表 2-III-2-8）。

介護保険の申請状況では、被虐待者の 67.0% が「認定済み」であった（図表 2-III-2-9、図表 2-III-2-10）。

また、介護保険認定済み被虐待者の認知症高齢者の日常生活自立度では 71.5%（全被虐待者の 47.9%）が自立度 II 以上相当であり、認知症の人の割合が高いことが特徴的である（図表 2-III-2-11）。

介護保険認定済み被虐待者の日常生活自立度（寝たきり度）では、A ランクが 40.7%、B ランクが 21.2% を占めていた（図表 2-III-2-12）。

介護保険サービス利用状況では、虐待判断時点で介護保険認定済み被虐待者の 81.0% が介護保険サービスを利用していた（図表 2-III-2-13、図表 2-III-2-14）。

図表 2-III-2-6 被虐待者の性別（外部指標との比較含む）

	(被虐待者・不明除く)			(人口推計 2017年10月確定値・単位:千人)		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計
人数	4,195	13,343	17,538	15,261	19,891	35,152
割合	23.9%	76.1%	100.0%	43.4%	56.6%	100.0%

図表 2-III-2-7 被虐待者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,820	2,481	3,644	4,274	3,300	1,984	35	17,538
割合	10.4%	14.1%	20.8%	24.4%	18.8%	11.3%	0.2%	100.0%

図表 2-III-2-8 被虐待者の年齢（外部指標との比較含む）

	(被虐待者・不明除く)			(人口推計 2017年10月確定値・単位:千人)		
	75歳未満	75歳以上	合計	75歳未満	75歳以上	合計
人数	4,301	13,202	17,503	17,670	17,482	35,152
割合	24.6%	75.4%	100.0%	50.3%	49.7%	100.0%

図表 2-III-2-9 被虐待者の介護保険申請状況

	人数	割合
要介護認定 未申請	4,744	27.0%
要介護認定 申請中	545	3.1%
要介護認定 済み	11,753	67.0%
要介護認定 非該当(自立)	420	2.4%
不明	76	0.4%
合計	17,538	100.0%

図表 2-III-2-10 介護保険認定済者の要介護度

	人数	割合(%)
要支援1	809	6.9%
要支援2	978	8.3%
要介護1	2,878	24.5%
要介護2	2,604	22.2%
要介護3	2,136	18.2%
要介護4	1,494	12.7%
要介護5	829	7.1%
不明	25	0.2%
合計	11,753	100.0%

図表 2-III-2-11 介護保険認定済者の認知症日常生活自立度

	人数	割合
自立または認知症なし	1,104	9.4%
自立度 I	2,002	17.0%
自立度 II	4,097	34.9%
自立度 III	2,966	25.2%
自立度 IV	847	7.2%
自立度 M	186	1.6%
認知症はあるが自立度不明	304	2.6%
(再掲)自立度 II 以上	(8,400)	(71.5%)
認知症の有無が不明	247	2.1%
合計	11,753	100.0%

【参考】被虐待者全体に占める「自立度 II 以上」(相当)の割合
47.9%

図表 2-III-2-12 介護保険認定済者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	割合
自立	441	3.8%
J	2,565	21.8%
A	4,789	40.7%
B	2,489	21.2%
C	849	7.2%
不明	620	5.3%
合計	11,753	100.0%

図表 2-III-2-13 介護保険認定済者の介護サービス利用状況

	人数	割合
介護サービスを受けている	9,522	81.0%
過去受けていたが判断時点では受けていない	453	3.9%
過去も含め受けていない	1,676	14.3%
不明	102	0.9%
合計	11,753	100.0%

図表 2-III-2-14 介護保険サービス利用状況別サービス内容（複数回答）

	介護サービスを受けている	過去受けていたが判断時点では受けていない		合計		
		件数	割合	件数	割合	
訪問介護	2,573	27.0%	115	25.4%	2,688	26.9%
訪問入浴介護	127	1.3%	1	0.2%	128	1.3%
訪問看護	1,058	11.1%	31	6.8%	1,089	10.9%
訪問リハビリテーション	207	2.2%	5	1.1%	212	2.1%
居宅療養管理・訪問診療	111	1.2%	2	0.4%	113	1.1%
デイサービス	6,058	63.6%	227	50.1%	6,285	63.0%
デイケア(通所リハ)	706	7.4%	23	5.1%	729	7.3%
福祉用具貸与等	1,658	17.4%	47	10.4%	1,705	17.1%
住宅改修	25	0.3%	15	3.3%	40	0.4%
グループホーム	40	0.4%	5	1.1%	45	0.5%
小規模多機能	290	3.0%	8	1.8%	298	3.0%
ショートステイ	1,452	15.2%	41	9.1%	1,493	15.0%
老人保健施設	90	0.9%	6	1.3%	96	1.0%
特別養護老人ホーム	69	0.7%	3	0.7%	72	0.7%
有料老人ホーム・特定施設	26	0.3%	7	1.5%	33	0.3%
介護療養型医療施設	3	0.0%	1	0.2%	4	0.0%
複合型サービス	1	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
定期巡回・随時訪問サービス	24	0.3%	0	0.0%	24	0.2%
その他	72	0.8%	6	1.3%	78	0.8%
詳細不明・特定不能	94	1.0%	15	3.3%	109	1.1%
(被虐待者数)	(9,522)	-	(453)	-	(9,975)	-

2) 被虐待者の属性と虐待行為の内容・程度

虐待行為の類型や深刻度について、被虐待者の属性との関係を整理したところ、下記の傾向がみられた。

- ・被虐待者の性別と虐待類型の関係では、性別によって極端な差はみられないものの、被虐待者が男性の場合は放棄放任（ネグレクト）や経済的虐待を受けた割合が高く、被虐待者が女性では身体的虐待や心理的虐待の割合が高くなっていた（図表 2-II-2-15）。また、虐待の深刻度については、被虐待者が男性の場合には深刻度 4・5 が 18.8% を占め、女性（15.6%）よりも若干深刻度が高い傾向がみられた（図表 2-II-2-16）。
- ・被虐待者の年齢と虐待類型の関係では、被虐待者の年齢が若いほど身体的虐待を受けた割合が高く、逆に被虐待者の年齢が高まるほど放棄放任（ネグレクト）の割合が高くなっていた（図表 2-II-2-17）。虐待の深刻度については被虐待者の年齢間で大きな差異はみられなかった（図表 2-II-2-18）。
- ・被虐待者の介護保険申請状況（未申請者と認定済み者の比較）と虐待類型の関係では、未申請者では身体的虐待や心理的虐待を受けた割合が高く、逆に放棄放任（ネグレクト）は認定済み者の割合が高くなっていた（図表 2-II-2-19）。虐待の深刻度については、差はみられなかった（図表 2-II-2-20）。
- ・介護保険認定済み被虐待者の要介護度と虐待類型の関係をみると、要介護度が重度になるに従って放棄放任（ネグレクト）を受ける割合が顕著に高まっていた。逆に、心理的虐待や身体的では要介護度が軽度になるほど割合が高くなる傾向がみられた（図表 2-II-2-21）。虐待の深刻度については、要介護度が重度になるに従って深刻度 4・5 の割合も高まる傾向がみられた（図表 2-II-2-22）。
- ・被虐待者の認知症の程度と虐待類型の関係では、要介護度と同様、認知症の程度が重度化するに従って放棄放任（ネグレクト）を受けた割合が高まっており、心理的虐待については逆の傾向がみられた（図表 2-II-2-23）。なお、虐待の深刻度については、明確な差異はみられなかった（図表 2-II-2-24）。
- ・被虐待者の日常生活自立度と虐待類型の関係をみると、要介護度と同様、寝たきり度が重度になるに従って放棄放任（ネグレクト）を受けた割合が高まっており、心理的虐待については逆の傾向がみられた（図表 2-II-2-25）。虐待の深刻度については、寝たきり度が C ランクにおいて深刻度 4・5 の割合が高くなっていた（図表 2-II-2-26）。
- ・介護保険認定済み被虐待者の介護サービス利用状況と虐待類型の関係をみると、介護サービス利用者は身体的虐待の割合が高いが、放棄放任（ネグレクト）を受けていた割合は低い（図表 2-II-2-27）。また、虐待の深刻度については、深刻度 4・5 の割合は介護サービス利用者が若干低くなっていた（図表 2-II-2-28）。

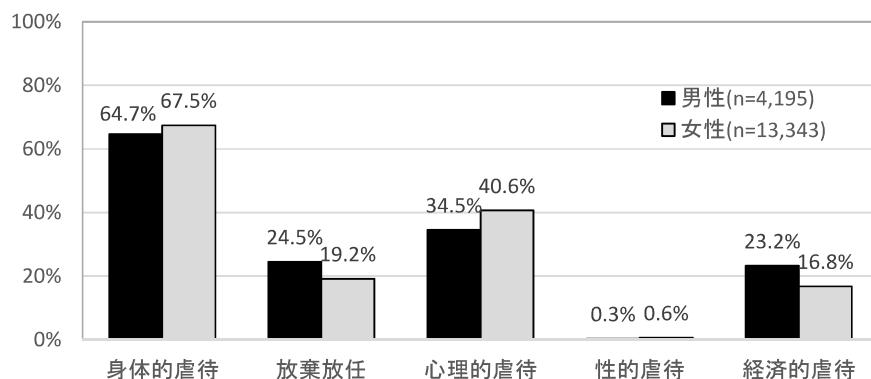
[考察]

介護保険認定済み者の介護サービス利用状況と虐待行為の類型（図表 2-III-2-27）では、過去にサービスを受けていたが判断時点では受けていない割合が身体的虐待で 46.8%となつて

いる。介護支援専門員がハイリスクと感じつつも利用終了になっているケースがあると考えられる。

そのためには、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所が中心となり、ハイリスク案件における連携によるネットワークを構築し、利用終了後、包括的・継続的ケアマネジメントや権利擁護案件として、地域包括支援センター等へケースを移行させることにより、未然防止に努めることが有効である。

図表 2-III-2-15 被虐待者の性別と虐待行為の類型



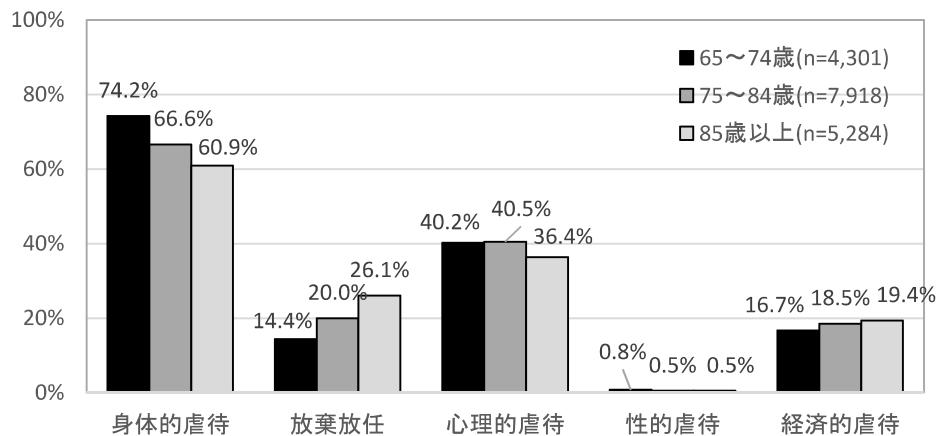
(表 2-III-2-15 参考図表：集計内訳)

被虐待者の性別	人数	虐待類型(複数回答)				
		身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
男性 の性別	人数	2,713	1,028	1,447	13	974
	割合	64.7%	24.5%	34.5%	0.3%	23.2%
女性 の性別	人数	9,001	2,556	5,420	82	2,240
	割合	67.5%	19.2%	40.6%	0.6%	16.8%
合計(N=17,538)	人数	11,714	3,584	6,867	95	3,214
	割合	66.8%	20.4%	39.2%	0.5%	18.3%

図表 2-III-2-16 被虐待者の性別と虐待の深刻度

被虐待者の性別	人数	虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
男性	人数	1,213	757	1,436	369	420	4,195
	割合	28.9%	18.0%	34.2%	8.8%	10.0%	100.0%
女性	人数	4,071	2,670	4,523	1,038	1,041	13,343
	割合	30.5%	20.0%	33.9%	7.8%	7.8%	100.0%
合計	人数	5,284	3,427	5,959	1,407	1,461	17,538
	割合	30.1%	19.5%	34.0%	8.0%	8.3%	100.0%

図表 2-III-2-17 被虐待者の年齢と虐待行為の類型



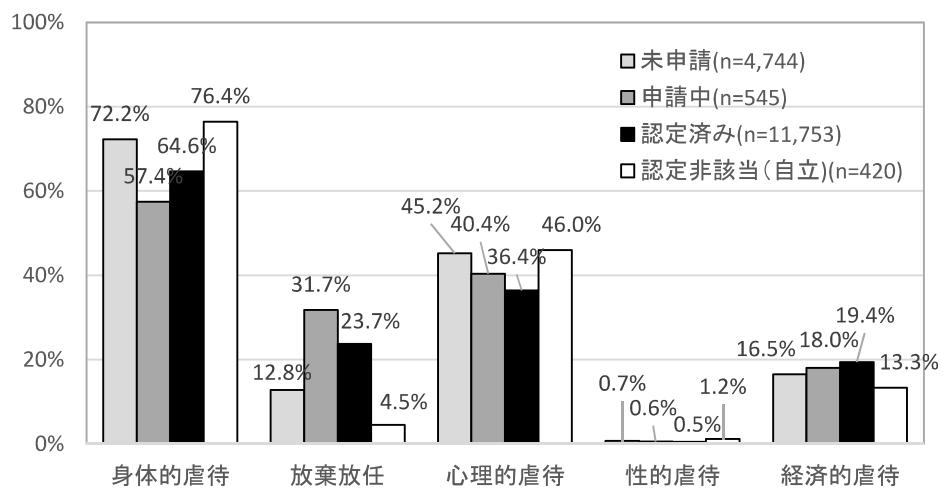
(図表 2-III-2-17 参考図表 : 集計内訳)

被虐待者 の年齢		虐待類型(複数回答)				
		身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
65~74歳 (n=4,301)	人数	3,193	618	1,730	33	717
	割合	74.2%	14.4%	40.2%	0.8%	16.7%
75~84歳 (n=7,918)	人数	5,276	1,583	3,203	37	1,468
	割合	66.6%	20.0%	40.5%	0.5%	18.5%
85歳以上 (n=5,284)	人数	3,220	1,377	1,921	25	1,024
	割合	60.9%	26.1%	36.4%	0.5%	19.4%
合計 (N=17,503)		11,689	3,578	6,854	95	3,209
		割合	66.8%	20.4%	39.2%	0.5%
						18.3%

図表 2-III-2-18 被虐待者の年齢と虐待の深刻度

被虐待者 の年齢		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
65~74歳	人数	1,337	810	1,461	318	375	4,301
	割合	31.1%	18.8%	34.0%	7.4%	8.7%	100.0%
75~84歳	人数	2,357	1,532	2,694	669	666	7,918
	割合	29.8%	19.3%	34.0%	8.4%	8.4%	100.0%
85歳以上	人数	1,578	1,083	1,787	418	418	5,284
	割合	29.9%	20.5%	33.8%	7.9%	7.9%	100.0%
合計		5,272	3,425	5,942	1,405	1,459	17,503
		割合	30.1%	19.6%	33.9%	8.0%	8.3%
							100.0%

図表 2-III-2-19 被虐待者の介護保険申請状況と虐待行為の類型



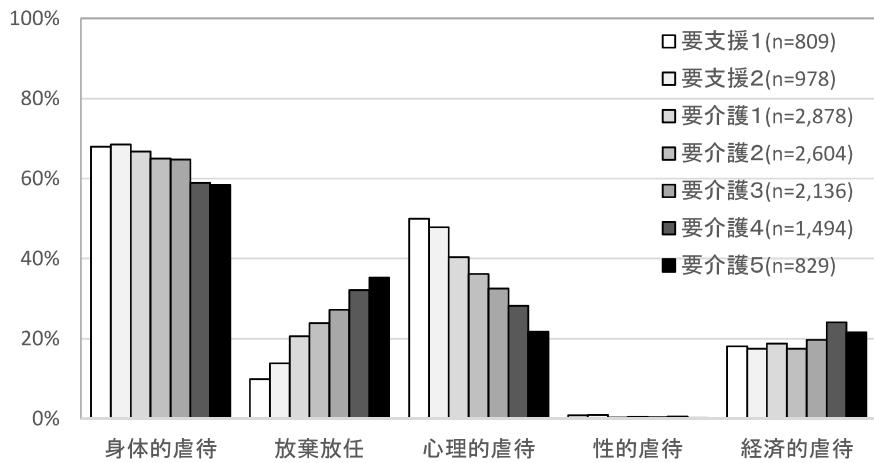
(図表 2-III-2-19 参考図表 : 集計内訳)

介護保険 申請状況		虐待類型(複数回答)				
		身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
未申請 (n=4,744)	人数	3,427	606	2,146	33	781
	割合	72.2%	12.8%	45.2%	0.7%	16.5%
申請中 (n=545)	人数	313	173	220	3	98
	割合	57.4%	31.7%	40.4%	0.6%	18.0%
認定済み (n=11,753)	人数	7,594	2,783	4,281	54	2,276
	割合	64.6%	23.7%	36.4%	0.5%	19.4%
認定非該当 (自立) (n=420)	人数	321	19	193	5	56
	割合	76.4%	4.5%	46.0%	1.2%	13.3%
合計 (N=17,462)		11,655	3,581	6,840	95	3,211
		66.7%	20.5%	39.2%	0.5%	18.4%

図表 2-III-2-20 被虐待者の介護保険申請状況と虐待の深刻度

介護保険 申請状況		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
未申請	人数	1,471	895	1,548	384	446	4,744
	割合	31.0%	18.9%	32.6%	8.1%	9.4%	100.0%
申請中	人数	138	90	188	59	70	545
	割合	25.3%	16.5%	34.5%	10.8%	12.8%	100.0%
認定済み	人数	3,520	2,323	4,077	931	902	11,753
	割合	29.9%	19.8%	34.7%	7.9%	7.7%	100.0%
認定非該当(自立)	人数	123	110	124	28	35	420
	割合	29.3%	26.2%	29.5%	6.7%	8.3%	100.0%
合計		5,252	3,418	5,937	1,402	1,453	17,462
		30.1%	19.6%	34.0%	8.0%	8.3%	100.0%

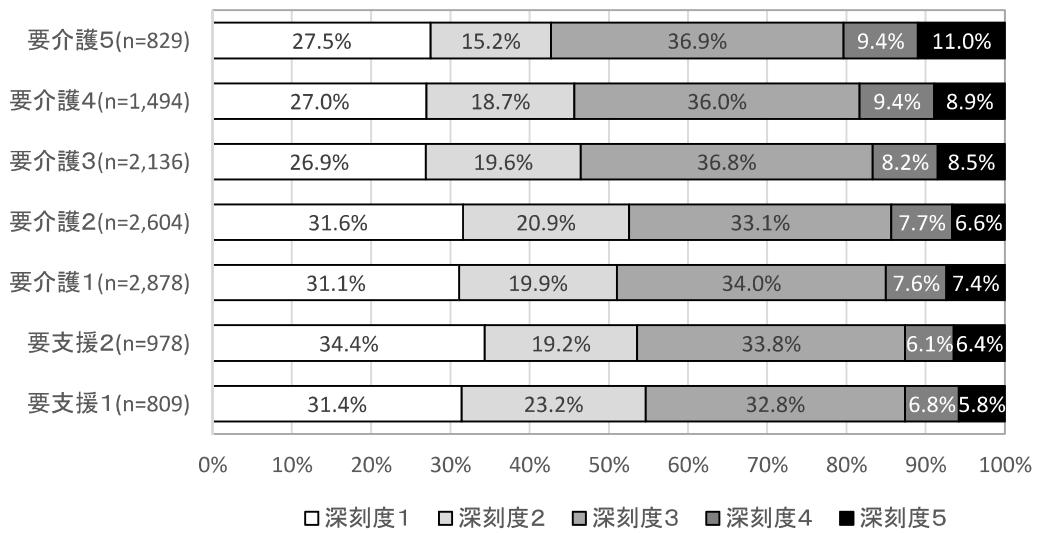
図表 2-III-2-21 被虐待者（介護保険認定済み者）の要介護度と虐待行為の類型



(図表 2-III-2-21 参考図表 : 集計内訳)

要介護度		虐待類型(複数回答)				
		身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
要支援度	要支援1 (n=809)	人数 割合	550 68.0%	80 9.9%	404 49.9%	7 0.9%
	要支援2 (n=978)	人数 割合	670 68.5%	135 13.8%	468 47.9%	9 0.9%
	要介護1 (n=2,878)	人数 割合	1,922 66.8%	592 20.6%	1,160 40.3%	8 0.3%
	要介護2 (n=2,604)	人数 割合	1,692 65.0%	620 23.8%	941 36.1%	12 0.5%
	要介護3 (n=2,136)	人数 割合	1,383 64.7%	580 27.2%	694 32.5%	8 0.4%
	要介護4 (n=1,494)	人数 割合	880 58.9%	480 32.1%	421 28.2%	8 0.5%
	要介護5 (n=829)	人数 割合	484 58.4%	292 35.2%	180 21.7%	2 0.2%
合計 (N=11,728)		人数 割合	7,581 64.6%	2,779 23.7%	4,268 36.4%	54 0.5%
						2,270 19.4%

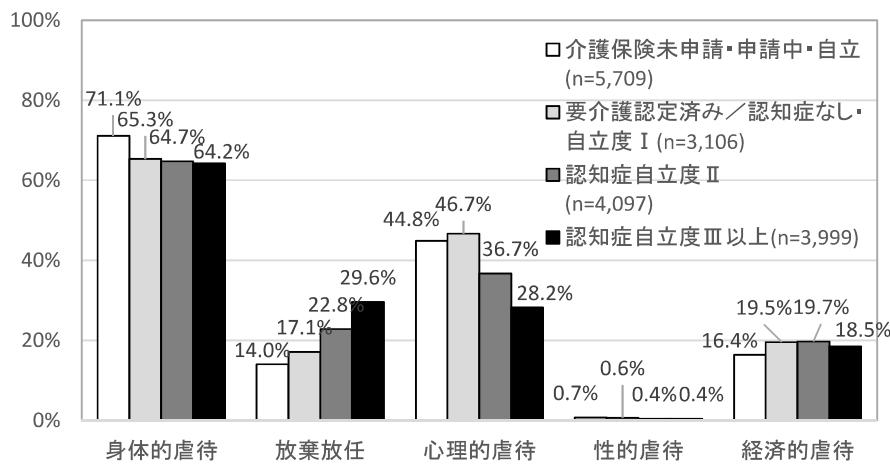
図表 2-III-2-22 被虐待者（介護保険認定済み者）の要介護度と虐待の深刻度



(図表 2-III-2-22 参考図表：集計内訳)

要介護度		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
要介護度	要支援1 人数	254	188	265	55	47	809
	割合	31.4%	23.2%	32.8%	6.8%	5.8%	100.0%
	要支援2 人数	336	188	331	60	63	978
	割合	34.4%	19.2%	33.8%	6.1%	6.4%	100.0%
	要介護1 人数	895	573	978	219	213	2,878
	割合	31.1%	19.9%	34.0%	7.6%	7.4%	100.0%
	要介護2 人数	823	545	863	200	173	2,604
	割合	31.6%	20.9%	33.1%	7.7%	6.6%	100.0%
	要介護3 人数	574	418	787	176	181	2,136
	割合	26.9%	19.6%	36.8%	8.2%	8.5%	100.0%
	要介護4 人数	403	279	538	141	133	1,494
	割合	27.0%	18.7%	36.0%	9.4%	8.9%	100.0%
	要介護5 人数	228	126	306	78	91	829
	割合	27.5%	15.2%	36.9%	9.4%	11.0%	100.0%
	合計 人数	3,513	2,317	4,068	929	901	11,728
	合計 割合	30.0%	19.8%	34.7%	7.9%	7.7%	100.0%

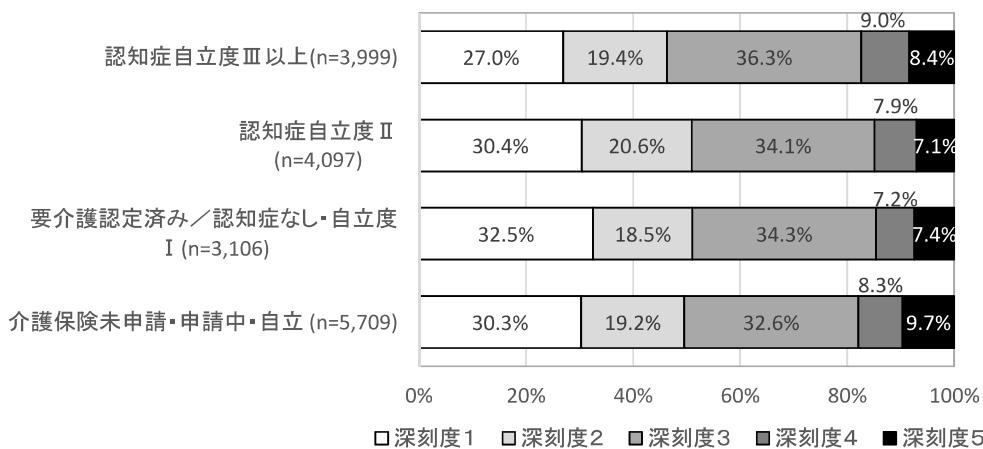
図表 2-III-2-23 被虐待者の認知症の程度と虐待行為の類型



(図表 2-III-2-23 参考図表 : 集計内訳)

日 認 常 知 生 症 活 高 自 齢 立 者 度 の		虐待類型(複数回答)				
		身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
介護保険未申請・申請中・自立(n=5,709)	人数	4,061	798	2,559	41	935
	割合	71.1%	14.0%	44.8%	0.7%	16.4%
要介護認定済み／認知症なし・自立度I(n=3,106)	人数	2,029	532	1,450	19	607
	割合	65.3%	17.1%	46.7%	0.6%	19.5%
認知症自立度II(n=4,097)	人数	2,652	935	1,505	17	807
	割合	64.7%	22.8%	36.7%	0.4%	19.7%
認知症自立度III以上(n=3,999)	人数	2,569	1,184	1,129	17	738
	割合	64.2%	29.6%	28.2%	0.4%	18.5%
合計 (N=16,911)	人数	11,311	3,449	6,643	94	3,087
	割合	66.9%	20.4%	39.3%	0.6%	18.3%

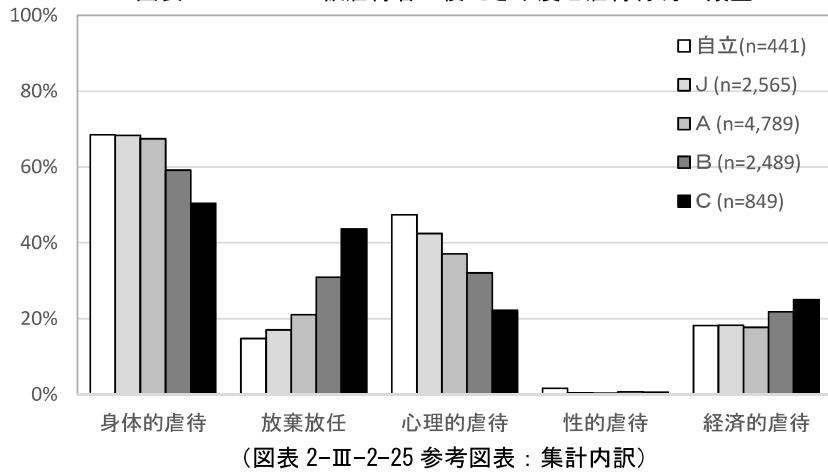
図表 2-III-2-24 被虐待者の認知症の程度と虐待の深刻度



(図表 2-III-2-24 参考図表 : 集計内訳)

日 認 常 知 生 症 活 高 自 齢 立 者 度 の		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
介護保険未申請・申請中・自立	人数	1,732	1,095	1,860	471	551	5,709
	割合	30.3%	19.2%	32.6%	8.3%	9.7%	100.0%
要介護認定済み／認知症なし・自立度I	人数	1,011	576	1,065	223	231	3,106
	割合	32.5%	18.5%	34.3%	7.2%	7.4%	100.0%
認知症自立度II	人数	1,246	843	1,397	322	289	4,097
	割合	30.4%	20.6%	34.1%	7.9%	7.1%	100.0%
認知症自立度III以上	人数	1,078	774	1,453	358	336	3,999
	割合	27.0%	19.4%	36.3%	9.0%	8.4%	100.0%
合計	人数	5,067	3,288	5,775	1,374	1,407	16,911
	割合	30.0%	19.4%	34.1%	8.1%	8.3%	100.0%

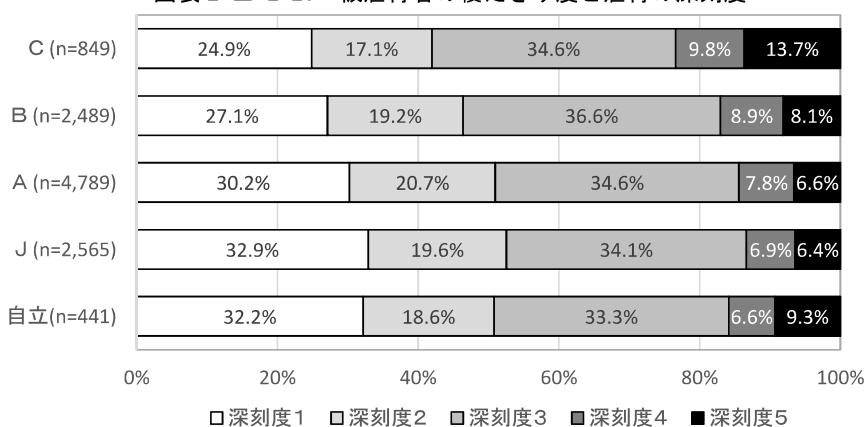
図表 2-III-2-25 被虐待者の寝たきり度と虐待行為の類型



(図表 2-III-2-25 参考図表 : 集計内訳)

		虐待類型(複数回答)					
		身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
自 障 立 害 度 高 ～ 寝 者 た の き 日 常 生 活	自立 (n=441)	人数 割合	302 68.5%	65 14.7%	209 47.4%	7 1.6%	80 18.1%
	J (n=2,565)	人数 割合	1,754 68.4%	436 17.0%	1,089 42.5%	10 0.4%	467 18.2%
	A (n=4,789)	人数 割合	3,228 67.4%	1,007 21.0%	1,773 37.0%	16 0.3%	846 17.7%
	B (n=2,489)	人数 割合	1,472 59.1%	770 30.9%	797 32.0%	16 0.6%	543 21.8%
	C (n=849)	人数 割合	428 50.4%	371 43.7%	188 22.1%	5 0.6%	212 25.0%
	合計 (N=11,133)	人数 割合	7,184 64.5%	2,649 23.8%	4,056 36.4%	54 0.5%	2,148 19.3%

図表 2-III-2-26 被虐待者の寝たきり度と虐待の深刻度

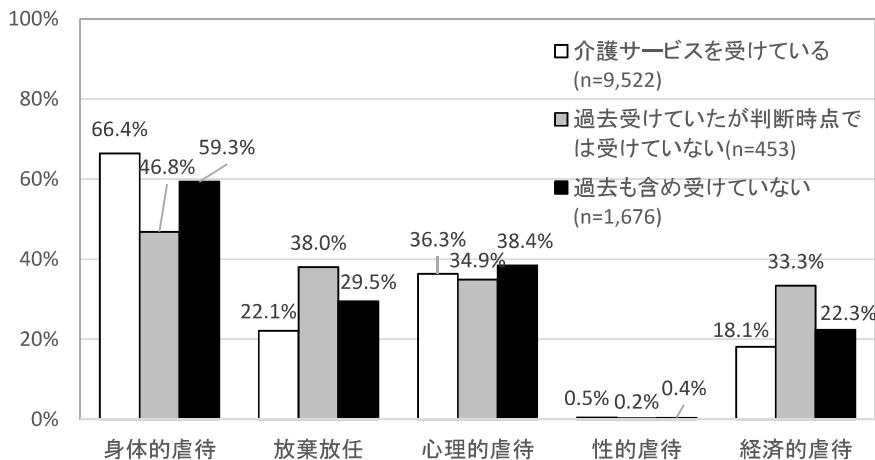


□深刻度1 □深刻度2 □深刻度3 ■深刻度4 ■深刻度5

(図表 2-III-2-26 参考図表 : 集計内訳)

		虐待の程度(深刻度)					合計	
		深刻度 1	深刻度 2	深刻度 3	深刻度 4	深刻度 5		
自 障 立 害 度 高 ～ 寝 者 た の き 日 常 生 活	自立	人数 割合	142 32.2%	82 18.6%	147 33.3%	29 6.6%	41 9.3%	441 100.0%
	J	人数 割合	844 32.9%	504 19.6%	874 34.1%	178 6.9%	165 6.4%	2,565 100.0%
	A	人数 割合	1,448 30.2%	992 20.7%	1,658 34.6%	375 7.8%	316 6.6%	4,789 100.0%
	B	人数 割合	675 27.1%	479 19.2%	911 36.6%	222 8.9%	202 8.1%	2,489 100.0%
	C	人数 割合	211 24.9%	145 17.1%	294 34.6%	83 9.8%	116 13.7%	849 100.0%
	合計	人数 割合	3,320 29.8%	2,202 19.8%	3,884 34.9%	887 8.0%	840 7.5%	11,133 100.0%

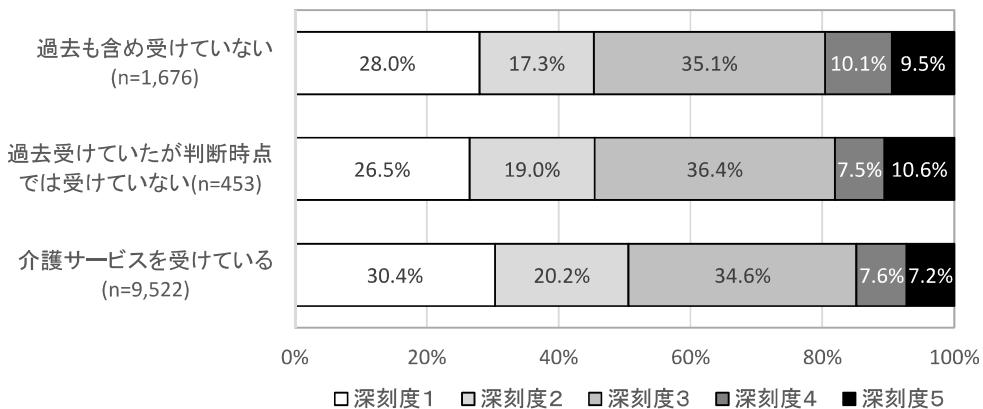
図表 2-III-2-27 介護保険認定済み者の介護サービス利用状況と虐待行為の類型



(図表 2-III-2-27 参考図表 : 集計内訳)

ス 介 の 護 利 保 用 保 状 状 況 一 ビ	介護サービスを受けている (n=9,522)	虐待類型(複数回答)					
		身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
ス 介 の 護 利 保 用 保 状 状 況 一 ビ	介護サービスを受けている (n=9,522)	人数 6,319	割合 66.4%	2,106 22.1%	3,455 36.3%	46 0.5%	1,724 18.1%
ス 介 の 護 利 保 用 保 状 状 況 一 ビ	過去受けていたが判断時 点では受けていない (n=453)	人数 212	割合 46.8%	172 38.0%	158 34.9%	1 0.2%	151 33.3%
ス 介 の 護 利 保 用 保 状 状 況 一 ビ	過去も含め受けていない (n=1,676)	人数 994	割合 59.3%	494 29.5%	644 38.4%	7 0.4%	374 22.3%
	合計(n=11,651)	人数 7,525	割合 64.6%	2,772 23.8%	4,257 36.5%	54 0.5%	2,249 19.3%

図表 2-III-2-28 介護保険認定済み者の介護サービス利用状況と虐待の深刻度



(図表 2-III-2-28 参考図表 : 集計内訳)

ス 介 の 護 利 保 用 保 状 状 況 一 ビ	介護サービスを受けている	虐待の程度(深刻度)					合計	
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5		
ス 介 の 護 利 保 用 保 状 状 況 一 ビ	介護サービスを受けている	人数 2,891	割合 30.4%	1,928 20.2%	3,293 34.6%	725 7.6%	685 7.2%	9,522 100.0%
ス 介 の 護 利 保 用 保 状 状 況 一 ビ	過去受けていたが判断時 点では受けていない	人数 120	割合 26.5%	86 19.0%	165 36.4%	34 7.5%	48 10.6%	453 100.0%
ス 介 の 護 利 保 用 保 状 状 況 一 ビ	過去も含め受けていない	人数 470	割合 28.0%	290 17.3%	588 35.1%	169 10.1%	159 9.5%	1,676 100.0%
	合計	人数 3,481	割合 29.9%	2,304 19.8%	4,046 34.7%	928 8.0%	892 7.7%	11,651 100.0%

(3) 虐待者（養護者）の属性と虐待行為の内容・程度

1) 虐待者（養護者）の属性

1件の事例について複数の虐待者（養護者）がいる場合があるため、虐待判断事例件数17,078件に対し、調査で確認できた虐待者（養護者）の総数は18,666人であった。

被虐待者からみた虐待者の続柄は、息子が40.3%で最も多く、次いで夫（21.1%）、娘（17.4%）の順であった（図表2-III-2-29）。なお、「その他」について記載内容を整理したところ、「甥・姪」「友人知人・近隣・同居人」「内縁の夫・妻」「その他親族」が多かった。また、「事業者・居所管理者等」に該当する虐待者が13人みられた（図表2-III-2-30）。

年齢区分は「50～59歳」が24.2%、「40～49歳」が18.0%で多いものの、「40歳未満」から「90歳以上」まで広く分布している（図表2-III-2-31）。虐待者の続柄別にみると、「夫」の71.0%、「妻」の51.1%は75歳以上であった。また、「息子」や「娘」が65歳以上である割合も1割弱を占めている（図表2-III-2-32）。

なお、虐待者が複数存在したケースは5.6%であり、虐待者の組み合わせとして最も多いのは「息子夫婦」（複数虐待者ケースの22.5%）であった（図表2-III-2-33及び図表2-III-2-34）。

図表2-III-2-29 虐待者（養護者）の被虐待者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者（嫁）	娘の配偶者（婿）	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	3,943	1,188	7,530	3,251	677	226	365	666	801	19	18,666
割合	21.1%	6.4%	40.3%	17.4%	3.6%	1.2%	2.0%	3.6%	4.3%	0.1%	100.0%

図表2-III-2-30 虐待者（養護者）の被虐待者との続柄「その他」の分類（記述回答分類）

甥・姪	友人・知人・近隣・同居人	内縁の夫・妻	その他親族	事業者・居所管理者等	元配偶者	元親族	後見人・代理人	その他	詳細不明	合計
185	180	141	154	13	36	24	0	65	3	801

図表2-III-2-31 虐待者の年齢

	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,480	3,357	4,511	1,501	1,559	1,315	1,477	1,351	694	198	1,223	18,666
割合	7.9%	18.0%	24.2%	8.0%	8.4%	7.0%	7.9%	7.2%	3.7%	1.1%	6.6%	100.0%

図表2-III-2-32 虐待者の続柄と年齢

虐待者続柄	人数	虐待者の年齢										合計
		40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	
夫	人数	0	1	14	51	346	641	1,009	1,030	581	178	92
	割合	0.0%	0.0%	0.4%	1.3%	8.8%	16.3%	25.6%	26.1%	14.7%	4.5%	2.3%
妻	人数	2	14	55	58	178	232	299	229	73	6	42
	割合	0.2%	1.2%	4.6%	4.9%	15.0%	19.5%	25.2%	19.3%	6.1%	0.5%	3.5%
息子	人数	591	2,132	2,780	854	528	153	25	8	4	1	454
	割合	7.8%	28.3%	36.9%	11.3%	7.0%	2.0%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	6.0%
娘	人数	246	877	1,204	329	209	71	15	5	3		292
	割合	7.6%	27.0%	37.0%	10.1%	6.4%	2.2%	0.5%	0.2%	0.1%	0.0%	9.0%
その他	人数	641	333	458	209	298	218	128	79	33	13	343
	割合	23.3%	12.1%	16.6%	7.6%	10.8%	7.9%	4.6%	2.9%	1.2%	0.5%	12.5%
合計	人数	1,480	3,357	4,511	1,501	1,559	1,315	1,477	1,351	694	198	1,223
	割合	7.9%	18.0%	24.2%	8.0%	8.4%	7.0%	7.9%	7.2%	3.7%	1.1%	6.6%

※「その他」は、息子の配偶者（嫁）、娘の配偶者（婿）、兄弟姉妹、孫、その他、不明の合計

図表 2-III-2-33 被虐待者ごとにカウントした虐待者の続柄（複数虐待者含む）

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	複数虐待者	合計
件数	3,837	1,051	6,862	2,833	403	142	324	464	623	11	988	17,538
割合	21.9%	6.0%	39.1%	16.2%	2.3%	0.8%	1.8%	2.6%	3.6%	0.1%	5.6%	100.0%

※「その他」は、息子の配偶者（嫁）、娘の配偶者（婿）、兄弟姉妹、孫、その他、不明の合計

図表 2-III-2-34 「複数虐待者」の内訳

	息子夫婦	息子と娘	娘と孫	妻と息子	娘夫婦	息子2人	夫と息子	妻と娘
件数	222	86	78	77	74	57	55	51
割合	22.5%	8.7%	7.9%	7.8%	7.5%	5.8%	5.6%	5.2%

	夫と娘	息子と孫	娘2人	息子夫婦と孫	息子・娘3人以上	娘夫婦と孫	その他	合計
件数	43	36	23	12	7	7	160	988
割合	4.4%	3.6%	2.3%	1.2%	0.7%	0.7%	16.2%	100.0%

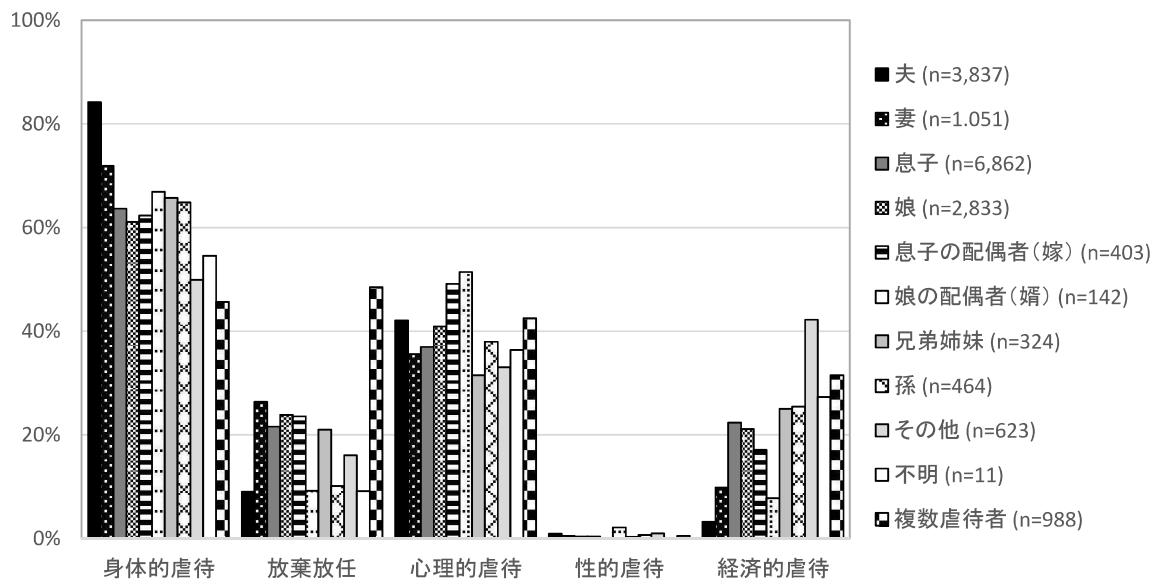
2) 虐待行為の内容・程度と虐待者（養護者）の属性

虐待者（養護者）の属性別に虐待行為の類型を整理したところ、下記のような傾向がみられた。なお、虐待者が「息子」や「娘」のケースが半数以上を占めているため、下記では「息子」「娘」以外の虐待者において全体と比較して特徴がみられたもののみを記載している。

- 虐待者が「夫」のケースでは、「身体的虐待」が含まれる割合が高く、逆に「放棄放任」（ネグレクト）や「経済的虐待」の割合は低い。
- 虐待者が「妻」のケースでは、「身体的虐待」や「放棄放任」（ネグレクト）の割合が高く、「心理的虐待」や「経済的虐待」は低い。
- 虐待者が「孫」のケースでは、「経済的虐待」の割合が全体よりも若干高く、「放棄放任」（ネグレクト）は低い。
- 虐待者が「その他」のケースでは、「経済的虐待」の割合が全体よりも高く、「身体的虐待」が低い。
- 虐待者が「複数虐待者」のケースでは、「放棄放任」（ネグレクト）や「経済的虐待」の割合が高く、「身体的虐待」の割合は低い。

また、虐待者（養護者）の属性別に虐待の深刻度をみると、深刻度が重度（4・5）の割合は「複数虐待者」のケースが最も高く、20%を上回っていた。虐待者の続柄で最も多い「息子」のケースでは17.2%、「夫」や「娘」のケースでは14.9%、「妻」のケースでは16.9%が重度（4・5）と認識されていた。

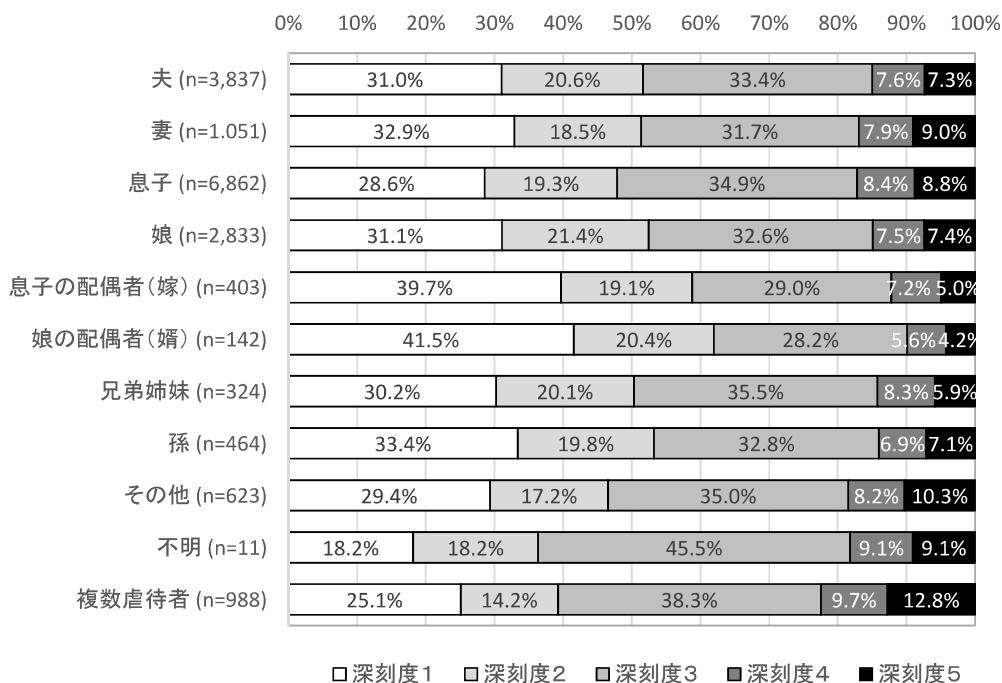
図表 2-III-2-35 虐待者の続柄と虐待行為の類型



(図表 2-III-2-35 参考図表 : 集計内訳)

虐待者 の 続柄	虐待類型(複数回答)				
	身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
夫 (n=3,837)	件数 3,231 割合 84.2%	345 9.0%	1,616 42.1%	35 0.9%	125 3.3%
妻 (n=1,051)	件数 756 割合 71.9%	277 26.4%	374 35.6%	5 0.5%	103 9.8%
息子 (n=6,862)	件数 4,368 割合 63.7%	1,483 21.6%	2,538 37.0%	27 0.4%	1,532 22.3%
娘 (n=2,833)	件数 1,731 割合 61.1%	676 23.9%	1,160 40.9%	10 0.4%	598 21.1%
息子の配偶者(嫁) (n=403)	件数 251 割合 62.3%	95 23.6%	198 49.1%	0.0%	69 17.1%
娘の配偶者(婿) (n=142)	件数 95 割合 66.9%	13 9.2%	73 51.4%	3 2.1%	11 7.7%
兄弟姉妹 (n=324)	件数 213 割合 65.7%	68 21.0%	102 31.5%	1 0.3%	81 25.0%
孫 (n=464)	件数 301 割合 64.9%	47 10.1%	176 37.9%	3 0.6%	118 25.4%
その他 (n=623)	件数 311 割合 49.9%	100 16.1%	206 33.1%	6 1.0%	263 42.2%
不明 (n=11)	件数 6 割合 54.5%	1 9.1%	4 36.4%	0.0%	3 27.3%
複数虐待者 (n=988)	件数 451 割合 45.6%	479 48.5%	420 42.5%	5 0.5%	311 31.5%
合計 (N=17,538)	件数 11,714 割合 66.8%	3,584 20.4%	6,867 39.2%	95 0.5%	3,214 18.3%

図表 2-III-2-36 虐待者の続柄と虐待の深刻度



(図表 2-III-2-36 参考図表 : 集計内訳)

虐待者の続柄	虐待の程度(深刻度)					合計
	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
夫	件数 1,191	790	1,281	293	282	3,837
	割合 31.0%	20.6%	33.4%	7.6%	7.3%	100.0%
妻	件数 346	194	333	83	95	1,051
	割合 32.9%	18.5%	31.7%	7.9%	9.0%	100.0%
息子	件数 1,961	1,325	2,396	574	606	6,862
	割合 28.6%	19.3%	34.9%	8.4%	8.8%	100.0%
娘	件数 881	606	924	213	209	2,833
	割合 31.1%	21.4%	32.6%	7.5%	7.4%	100.0%
息子の配偶者(嫁)	件数 160	77	117	29	20	403
	割合 39.7%	19.1%	29.0%	7.2%	5.0%	100.0%
娘の配偶者(婿)	件数 59	29	40	8	6	142
	割合 41.5%	20.4%	28.2%	5.6%	4.2%	100.0%
兄弟姉妹	件数 98	65	115	27	19	324
	割合 30.2%	20.1%	35.5%	8.3%	5.9%	100.0%
孫	件数 155	92	152	32	33	464
	割合 33.4%	19.8%	32.8%	6.9%	7.1%	100.0%
その他	件数 183	107	218	51	64	623
	割合 29.4%	17.2%	35.0%	8.2%	10.3%	100.0%
不明	件数 2	2	5	1	1	11
	割合 18.2%	18.2%	45.5%	9.1%	9.1%	100.0%
複数虐待者	件数 248	140	378	96	126	988
	割合 25.1%	14.2%	38.3%	9.7%	12.8%	100.0%
総計	件数 5,284	3,427	5,959	1,407	1,461	17,538
	割合 30.1%	19.5%	34.0%	8.0%	8.3%	100.0%

(4) 家庭状況と虐待行為の内容・程度

1) 虐待者（養護者）との同別居・家族形態

虐待者（養護者）との同別居関係では、「虐待者のみと同居」が約半数（50.5%）を占めて最も多く、「虐待者及び他家族と同居」（36.6%）を合わせると87.1%が虐待者と同居していた（図表2-III-2-37）。

家族形態では、「未婚の子と同居」が35.7%で最も多く、「配偶者と離別・死別等した子と同居」「子夫婦と同居」（ともに13.2%）と合わせると62.1%が子世代と同居していた。また、「夫婦のみ世帯」は22.0%、「単身世帯」は7.4%であった（図表2-III-2-38）。

図表2-III-2-37 被虐待者における虐待者との同居の有無（同別居関係）

	虐待者のみと同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	8,863	6,413	2,095	154	13	17,538
割合	50.5%	36.6%	11.9%	0.9%	0.1%	100.0%

図表2-III-2-38 家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	1,291	3,855	6,257	2,307	2,307	1,498	23	17,538
割合	7.4%	22.0%	35.7%	13.2%	13.2%	8.5%	0.1%	100.0%

（注）「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

「その他」は、下記「その他①」「その他②」「その他③」の合計

「その他①」：その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）

「その他②」：非親族と同居（二人以上の世帯員から成る世帯のうち、親族関係がない人がいる世帯）

「その他③」：その他（既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院、他の選択肢に該当しない場合）

2) 家庭状況と虐待行為の内容・程度

被虐待者と虐待者の同別居関係別に虐待行為の類型をみると、虐待者と同居（「虐待者のみと同居」「虐待者及び他家族と同居」）しているケースでは「身体的虐待」や「心理的虐待」が含まれる割合が高く、約70%が身体的虐待を、約40%が心理的虐待を受けていた。

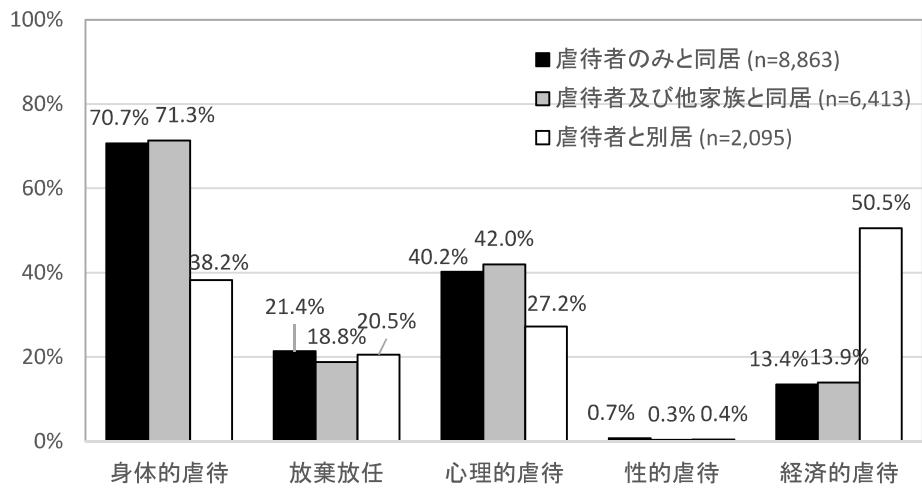
一方、虐待者と別居しているケースでは「経済的虐待」が含まれる割合が高いことが特徴的であり、被虐待者の約半数（50.5%）が経済的虐待を受けていた（図表2-III-2-39）。

なお、虐待の深刻度に関しては、同別居関係による特徴はみられなかった（図表2-III-2-40）。

家族形態と虐待行為の類型をみると、「単独世帯」では全体に比べて「身体的虐待」や「心理的虐待」の割合が低く、「経済的虐待」の割合が高いことが特徴的である。また、「夫婦のみ世帯」では「身体的虐待」の割合が高く、「放棄放任」（ネグレクト）や「経済的虐待」の割合が低い（図表2-III-2-41）。

虐待の深刻度に関しては、家族形態による明確な特徴はみられなかった（図表2-III-2-42）。

図表 2-III-2-39 同別居関係別の虐待行為の類型（「その他」「不明」を除く）



(図表 2-III-2-39 参考図表：集計内訳)

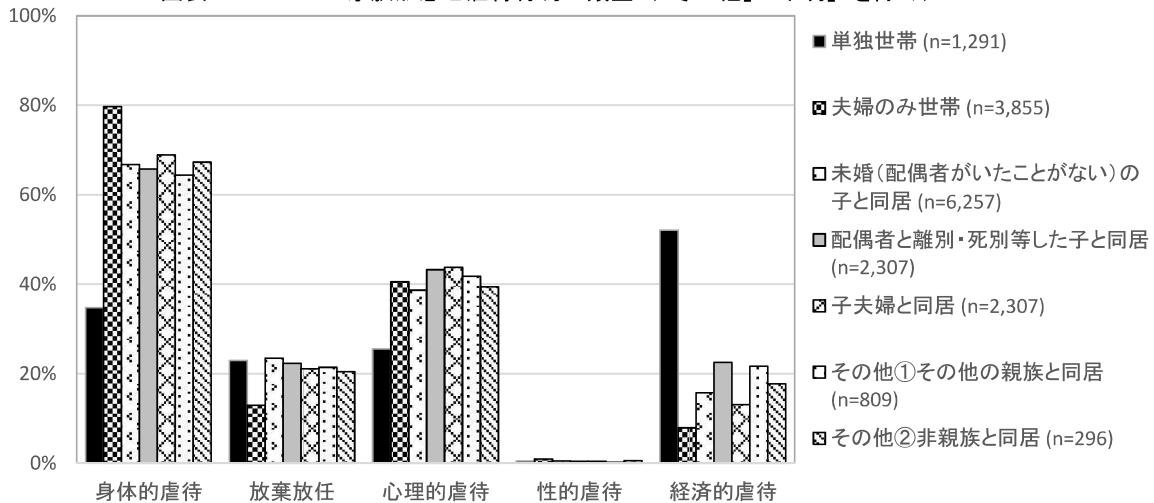
同別居関係		虐待類型(複数回答)				
		身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
虐待者のみと同居 (n=8,863)	人数	6,264	1,896	3,561	63	1,191
	割合	70.7%	21.4%	40.2%	0.7%	13.4%
虐待者及び他家族と同居 (n=6,413)	人数	4,573	1,203	2,692	22	891
	割合	71.3%	18.8%	42.0%	0.3%	13.9%
虐待者と別居 (n=2,095)	人数	801	430	570	9	1,059
	割合	38.2%	20.5%	27.2%	0.4%	50.5%
合計 (n=17,371)		11,638	3,529	6,823	94	3,141
		割合	67.0%	20.3%	39.3%	0.5%
						18.1%

図表 2-III-2-40 同別居関係と虐待の深刻度

同別居関係		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
虐待者のみと同居	人数	2,516	1,757	3,041	742	807	8,863
	割合	28.4%	19.8%	34.3%	8.4%	9.1%	100.0%
虐待者及び他家族と同居	人数	2,032	1,240	2,146	494	501	6,413
	割合	31.7%	19.3%	33.5%	7.7%	7.8%	100.0%
虐待者と別居	人数	692	400	715	155	133	2,095
	割合	33.0%	19.1%	34.1%	7.4%	6.3%	100.0%
合計		5,240	3,397	5,902	1,391	1,441	17,371
		割合	30.2%	19.6%	34.0%	8.0%	8.3%
							100.0%

※同別居関係が「その他」「不明」のケースを除く。

図表 2-III-2-41 家族形態と虐待行為の類型（「その他」「不明」を除く）



(図表 2-III-2-41 参考図表：集計内訳)

家族形態		虐待類型(複数回答)				
		身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
単独世帯 (n=1,291)	人数	449	296	330	6	673
単独世帯 (n=1,291)	割合	34.8%	22.9%	25.6%	0.5%	52.1%
夫婦のみ世帯 (n=3,855)	人数	3,072	498	1,563	35	304
夫婦のみ世帯 (n=3,855)	割合	79.7%	12.9%	40.5%	0.9%	7.9%
未婚(配偶者がいたことがない)の子と同居 (n=6,257)	人数	4,177	1,469	2,420	30	982
未婚(配偶者がいたことがない)の子と同居 (n=6,257)	割合	66.8%	23.5%	38.7%	0.5%	15.7%
配偶者と離別・死別等した子と同居 (n=2,307)	人数	1,516	515	998	10	519
配偶者と離別・死別等した子と同居 (n=2,307)	割合	65.7%	22.3%	43.3%	0.4%	22.5%
子夫婦と同居 (n=2,307)	人数	1,590	487	1,010	9	302
子夫婦と同居 (n=2,307)	割合	68.9%	21.1%	43.8%	0.4%	13.1%
その他①その他の親族と同居 (n=809)	人数	521	173	338	1	175
その他①その他の親族と同居 (n=809)	割合	64.4%	21.4%	41.8%	0.1%	21.6%
その他②非親族と同居 (n=296)	人数	200	60	97	3	79
その他②非親族と同居 (n=296)	割合	67.6%	20.3%	32.8%	1.0%	26.7%
合計 (n=17,122)	人数	11,525	3,498	6,756	94	3,034
合計 (n=17,122)	割合	67.3%	20.4%	39.5%	0.5%	17.7%

図表 2-III-2-42 家族形態と虐待の深刻度

家族形態		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
単独世帯	人数	424	249	437	93	88	1,291
単独世帯	割合	32.8%	19.3%	33.8%	7.2%	6.8%	100.0%
夫婦のみ世帯	人数	1,174	780	1,280	303	318	3,855
夫婦のみ世帯	割合	30.5%	20.2%	33.2%	7.9%	8.2%	100.0%
未婚(配偶者がいたことがない)の子と同居	人数	1,787	1,203	2,173	533	561	6,257
未婚(配偶者がいたことがない)の子と同居	割合	28.6%	19.2%	34.7%	8.5%	9.0%	100.0%
配偶者と離別・死別等した子と同居	人数	656	457	800	184	210	2,307
配偶者と離別・死別等した子と同居	割合	28.4%	19.8%	34.7%	8.0%	9.1%	100.0%
子夫婦と同居	人数	792	469	738	164	144	2,307
子夫婦と同居	割合	34.3%	20.3%	32.0%	7.1%	6.2%	100.0%
その他①その他の親族と同居	人数	253	142	280	67	67	809
その他①その他の親族と同居	割合	31.3%	17.6%	34.6%	8.3%	8.3%	100.0%
その他②非親族と同居	人数	66	45	119	33	33	296
その他②非親族と同居	割合	22.3%	15.2%	40.2%	11.1%	11.1%	100.0%
合計	人数	5,152	3,345	5,827	1,377	1,421	17,122
合計	割合	30.1%	19.5%	34.0%	8.0%	8.3%	100.0%

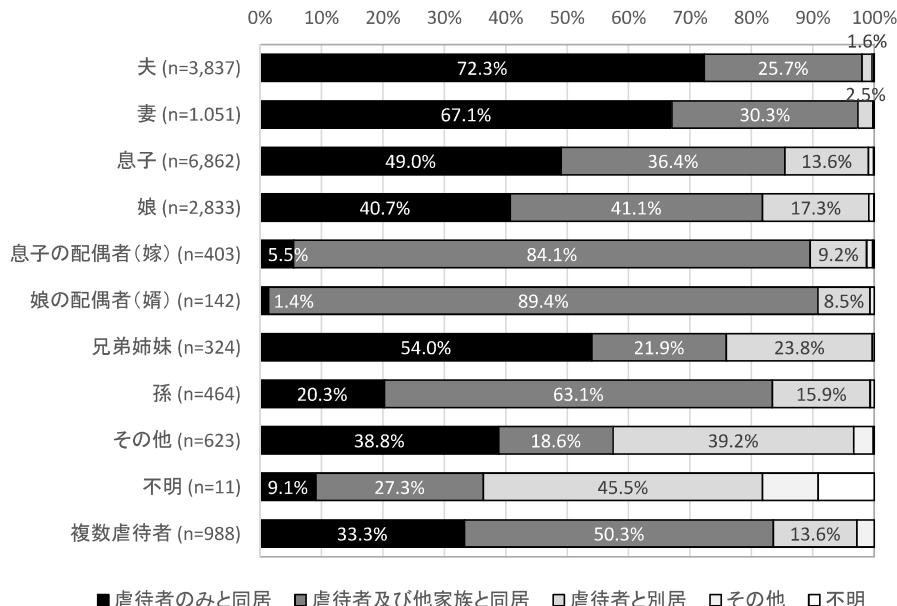
※同別居関係が「その他」「不明」のケースを除く。

3) 続柄別の同別居関係と家族形態の組み合わせ

虐待者（養護者）の続柄別に同別居関係をみると、虐待者が「夫」や「妻」のケースでは70%前後が「虐待者のみと同居」（夫婦世帯）であった。また、虐待者が「息子」や「娘」のケースでは40～50%程度が、「兄弟姉妹」では54.0%、「複数虐待者」でも33.3%が「虐待者のみと同居」であった（図表2-III-2-43）。

虐待者の続柄ごとに同別居関係と家族形態の上位を図表2-III-2-44及び図表2-III-2-45に示す。

図表2-III-2-43 虐待者の続柄と同別居関係



■虐待者のみと同居 ■虐待者及び他家族と同居 □虐待者と別居 □その他 □不明

（図表2-III-2-43 参考図表：集計内訳）

虐待者続柄		同居・別居の関係					合計
		虐待者のみと同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	
虐待者続柄	夫	人数 割合	2,775 72.3%	986 25.7%	62 1.6%	13 0.3%	1 0.0% 3,837 100.0%
	妻	人数 割合	705 67.1%	318 30.3%	26 2.5%	2 0.2%	0.0% 1,051 100.0%
	息子	人数 割合	3,365 49.0%	2,498 36.4%	934 13.6%	57 0.8%	8 0.1% 6,862 100.0%
	娘	人数 割合	1,153 40.7%	1,165 41.1%	490 17.3%	24 0.8%	1 0.0% 2,833 100.0%
	息子の配偶者(嫁)	人数 割合	22 5.5%	339 84.1%	37 9.2%	4 1.0%	1 0.2% 403 100.0%
	娘の配偶者(婿)	人数 割合	2 1.4%	127 89.4%	12 8.5%	1 0.7%	0.0% 142 100.0%
	兄弟姉妹	人数 割合	175 54.0%	71 21.9%	77 23.8%	1 0.3%	0.0% 324 100.0%
	孫	人数 割合	94 20.3%	293 63.1%	74 15.9%	3 0.6%	0.0% 464 100.0%
	その他	人数 割合	242 38.8%	116 18.6%	244 39.2%	20 3.2%	1 0.2% 623 100.0%
	不明	人数 割合	1 9.1%	3 27.3%	5 45.5%	1 9.1%	1 9.1% 11 100.0%
複数虐待者		人数 割合	329 33.3%	497 50.3%	134 13.6%	28 2.8%	0.0% 988 100.0%
合計		人数 割合	8,863 50.5%	6,413 36.6%	2,095 11.9%	154 0.9%	13 0.1% 17,538 100.0%

（注）虐待者の続柄は、被虐待高齢者からしたものであり、被虐待高齢者1人に対して虐待者が複数いる場合は「複数虐待者」とした。

図表 2-III-2-44 虐待者の続柄ごとの同別居関係と家族形態（上位 5 位かつ続柄内構成比 5 %以上）

	1位	2位	3位	4位	5位
夫 (n=3,837) 組合せ	虐待者のみと同居 ×夫婦のみ世帯	虐待者及び他家族と同居 ×未婚の子と同居	虐待者及び他家族と同居 ×子夫婦と同居		
件数(続柄内割合)	2,767 (72.1%)	574 (15.0%)	212 (5.5%)		
妻 (n=1,051) 組合せ	虐待者のみと同居 ×夫婦のみ世帯	虐待者及び他家族と同居 ×未婚の子と同居	虐待者及び他家族と同居 ×子夫婦と同居		
件数(続柄内割合)	705 (67.1%)	181 (17.2%)	79 (7.5%)		
息子 (n=6,862) 組合せ	虐待者のみと同居 ×未婚の子と同居	虐待者及び他家族と同居 ×未婚の子と同居	虐待者のみと同居 × 配偶者と離別・死別等した子と同居	虐待者及び他家族と同居 ×子夫婦と同居	虐待者と別居 ×単独世帯
件数(続柄内割合)	2,585 (37.7%)	1,281 (18.7%)	755 (11.0%)	733 (10.7%)	532 (7.8%)
娘 (n=2,833) 組合せ	虐待者のみと同居 ×未婚の子と同居	虐待者及び他家族と同居 ×子夫婦と同居	虐待者及び他家族と同居 × 配偶者と離別・死別等した子と同居	虐待者及び他家族と同居 ×未婚の子と同居	虐待者と別居 ×単独世帯
件数(続柄内割合)	867 (30.6%)	387 (13.7%)	375 (13.2%)	370 (13.1%)	312 (11.0%)
息子の配偶者 (n=403) 組合せ	虐待者及び他家族と同居 ×子夫婦と同居				
件数(続柄内割合)	303 (75.2%)				
娘の配偶者 (n=142) 組合せ	虐待者及び他家族と同居 ×子夫婦と同居				
件数(続柄内割合)	119 (83.8%)				
兄弟姉妹 (n=324) 組合せ	虐待者のみと同居 × その他①その他の親族と同居	虐待者及び他家族と同居 × その他①その他の親族と同居	虐待者と別居 ×単独世帯		
件数(続柄内割合)	174 (53.7%)	66 (20.4%)	62 (19.1%)		
孫 (n=464) 組合せ	虐待者及び他家族と同居 × 配偶者と離別・死別等した子と同居	虐待者及び他家族と同居 ×子夫婦と同居	虐待者のみと同居 × その他①その他の親族と同居	虐待者及び他家族と同居 ×その他①その他の親族と同居	虐待者と別居 ×単独世帯
件数(続柄内割合)	109 (23.5%)	95 (20.5%)	94 (20.3%)	72 (15.5%)	41 (8.8%)

網掛けは、当該家庭が虐待者（養護者）と被虐待者（高齢者）だけで構成されているケース。

続柄が「その他」「不明」のケース及び被虐待者 1 人に対して虐待者が複数であるケースを除いている。

通い介護や入院・入所中等のケースがあるため、図表○○の値とは必ずしも一致しない。

図表 2-III-2-45 虐待者の続柄と同別居関係及び家族形態の組み合わせ（全被虐待者に対する構成比 1%以上）

虐待者	同別居	世帯形態	件数	割合
夫	虐待者のみと同居	夫婦のみ世帯	2,767	15.8%
息子	虐待者のみと同居	未婚(配偶者がいたことがない)の子と同居	2,585	14.7%
息子	虐待者及び他家族と同居	未婚(配偶者がいたことがない)の子と同居	1,281	7.3%
娘	虐待者のみと同居	未婚(配偶者がいたことがない)の子と同居	867	4.9%
息子	虐待者のみと同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	755	4.3%
息子	虐待者及び他家族と同居	子夫婦と同居	733	4.2%
妻	虐待者のみと同居	夫婦のみ世帯	705	4.0%
夫	虐待者及び他家族と同居	未婚(配偶者がいたことがない)の子と同居	574	3.3%
息子	虐待者と別居	単独世帯	532	3.0%
息子	虐待者及び他家族と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	396	2.3%
娘	虐待者及び他家族と同居	子夫婦と同居	387	2.2%
娘	虐待者及び他家族と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	375	2.1%
娘	虐待者及び他家族と同居	未婚(配偶者がいたことがない)の子と同居	370	2.1%
娘	虐待者と別居	単独世帯	312	1.8%
息子の配偶者(嫁)	虐待者及び他家族と同居	子夫婦と同居	303	1.7%
娘	虐待者とのみ同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	275	1.6%
複数虐待者	虐待者及び他家族と同居	子夫婦と同居	244	1.4%
夫	虐待者及び他家族と同居	子夫婦と同居	212	1.2%
息子	虐待者と別居	夫婦のみ世帯	197	1.1%
その他	虐待者のみと同居	その他②非親族と同居	193	1.1%
その他	虐待者と別居	単独世帯	187	1.1%
妻	虐待者及び他家族と同居	未婚(配偶者がいたことがない)の子と同居	181	1.0%

割合は被虐待者 17,538 人に対するもの

(5) 虐待の発生要因

虐待事例の発生要因について、5,316 件の記述回答を分類した。なお分類カテゴリーは、平成 29 年度に取りまとめられた「高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待防止に資する地方公共団体の体制整備の促進に関する調査研究事業」（平成 30 年 3 月、社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修センター）を基本とした。

複数回答形式で分類した結果、回答の上位カテゴリーには「虐待者（養護者）の介護疲れ・介護ストレス」24.2%、「虐待者（養護者）の障害・疾病」21.8%、「被虐待者と虐待者の虐待発生までの間関係」14.2%、「被虐待者の認知症の症状」13.7%、「経済的困窮（経済的問題）」12.3%、「虐待者の性格や人格（に基づく言動）」11.5%などが挙げられた（図表 2-III-2-46）。

また、虐待者の続柄別に発生要因をみたところ、虐待者が「息子」「孫」「複数虐待者」のケースでは「経済的困窮（経済的問題）」が全体順位（5 位）よりも上位に位置していた（図表 2-III-2-47）。

図表 2-III-2-46 虐待の発生要因（複数回答）

	件数	割合
【虐待者側の要因】		
虐待者(養護者)の介護疲れ・介護ストレス	1,285	24.2%
虐待者(養護者)の障害・疾病	1,160	21.8%
虐待者の性格や人格(に基づく言動)	610	11.5%
被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	755	14.2%
虐待者(養護者)の知識や情報の不足	294	5.5%
虐待者の精神状態が安定していない	267	5.0%
虐待者の飲酒の影響	289	5.4%
虐待者の介護力の低下や不足	150	2.8%
虐待者の理解力の不足や低下	280	5.3%
虐待者の孤立・補助介護者の不在等	58	1.1%
虐待者の外部サービス利用への抵抗感	22	0.4%
虐待者のギャンブル依存	16	0.3%
虐待者側のその他の要因	264	5.0%
虐待者に対する「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	1	0.0%
【被虐待者の状態等】		
被虐待者の認知症の症状	729	13.7%
被虐待者の精神障害(疑い含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	263	4.9%
被虐待者本人の性格や人格(に基づく言動)	162	3.0%
被虐待者のその他の身体的自立度の低さ	146	2.7%
被虐待者が外部サービスの利用に抵抗感がある	33	0.6%
被虐待者への排泄介助の困難さ	21	0.4%
被虐待者側のその他の要因	54	1.0%
【家庭内の要因】		
経済的困窮(経済的問題)	656	12.3%
家庭における養護者の他家族(虐待者以外)との関係の悪さほか家族関係の問題	66	1.2%
(虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	33	0.6%
家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	23	0.4%
家庭におけるその他の要因	48	0.9%
【制度・サービス等の要因】		
ケアサービスの不足・ミスマッチ等のマネジメントの問題	13	0.2%
その他ケアマネジメントや制度関係の問題	1	0.0%

※回答のあった 5,316 件の事例を集計

図表 2-III-2-47 虐待者の続柄別にみた虐待の発生要因（複数回答、上位 6 位まで）

	1位	2位	3位	4位	5位	6位
全体 (n=5,316)	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	虐待者の障害・疾病	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	被虐待者の認知症の症状	経済的困窮(経済的問題)	虐待者の性格や人格(に基づく言動)
件数	1,285	1,160	755	729	656	610
割合	24.2%	21.8%	14.2%	13.7%	12.3%	11.5%
夫 (n=1,185)	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	虐待者の障害・疾病	虐待者の性格や人格(に基づく言動)	被虐待者の認知症の症状	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	虐待者の飲酒の影響
件数	323	231	210	201	179	110
割合	27.3%	19.5%	17.7%	17.0%	15.1%	9.3%
妻 (n=317)	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	虐待者の障害・疾病	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	被虐待者の認知症の症状	虐待者の性格や人格(に基づく言動)	虐待者の精神状態が安定していない
件数	110	66	50	44	28	27
割合	34.7%	20.8%	15.8%	13.9%	8.8%	8.5%
息子 (n=2,028)	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	虐待者の障害・疾病	経済的困窮(経済的問題)	被虐待者の認知症の症状	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	虐待者の性格や人格(に基づく言動)
件数	416	478	360	248	244	207
割合	20.5%	23.6%	17.8%	12.2%	12.0%	10.2%
娘 (n=857)	虐待者の障害・疾病	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	経済的困窮(経済的問題)	被虐待者の認知症の症状	虐待者の性格や人格(に基づく言動)
件数	235	225	116	112	110	68
割合	27.4%	26.3%	13.5%	13.1%	12.8%	7.9%
息子の配偶者 (n=142)	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	被虐待者の認知症の症状	虐待者の障害・疾病	虐待者の知識や情報の不足	経済的困窮(経済的問題)
件数	54	40	18	18	11	11
割合	38.0%	28.2%	12.7%	12.7%	7.7%	7.7%
娘の配偶者 (n=50)	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	虐待者の性格や人格(に基づく言動)	被虐待者の認知症の症状	虐待者の障害・疾病	虐待者の飲酒の影響
件数	10	9	7	5	4	4
割合	20.0%	18.0%	14.0%	10.0%	8.0%	8.0%
兄弟姉妹 (n=100)	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	虐待者の障害・疾病	虐待者の性格や人格(に基づく言動)	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	虐待者の知識や情報の不足	被虐待者の認知症の症状
件数	34	15	14	14	13	11
割合	34.0%	15.0%	14.0%	14.0%	13.0%	11.0%
孫 (n=138)	虐待者の障害・疾病	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	経済的困窮(経済的問題)	虐待者の性格や人格(に基づく言動)	被虐待者の認知症の症状	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係
件数	46	17	16	14	13	11
割合	33.3%	12.3%	11.6%	10.1%	9.4%	8.0%
複数虐待者 (n=338)	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	経済的困窮(経済的問題)	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	被虐待者の認知症の症状	虐待者の障害・疾病	虐待者の知識や情報の不足
件数	73	67	64	53	48	39
割合	21.6%	19.8%	18.9%	15.7%	14.2%	11.5%

3. 虐待事例への対応状況

(1) 対応状況

1) 対応期間

相談・通報の受理から市区町村の事実確認調査開始までの期間（中央値）は0日（即日）、虐待判断事例における受理から判断までの期間（中央値）は1日（翌日）であった。日数の分布状況をみると、多くの事例では速やかな対応がなされているものの、一部には対応に時間を要している事例もみられる（図表2-III-3-1）。

また、終結した事例における介入開始から終結までの期間（中央値）は86日、相談・通報受理から終結までの期間（中央値）は92日であった（図表2-III-3-2）。

図表2-III-3-1 初動期における対応期間の分布

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計	
相談通報受理～ 事実確認開始	件数 割合	5,831 54.7%	1,427 13.4%	582 5.5%	1,262 11.8%	817 7.7%	287 2.7%	139 1.3%	318 3.0%	10,663 100.0%
中央値0日（即日）										
相談通報受理～ 虐待確認	件数 割合	1,968 43.1%	510 11.2%	227 5.0%	557 12.2%	534 11.7%	256 5.6%	140 3.1%	373 8.2%	4,565 100.0%

中央値1日（翌日）

図表2-III-3-2 終結事例における対応期間の分布

	0日	1～27日	28～55日	56～83日	84～111日	112～139日	140日以上	合計	
介入～終結	件数 割合	53 3.0%	326 18.6%	278 15.8%	197 11.2%	227 12.9%	163 9.3%	511 29.1%	1,755 100.0%
中央値86日									
相談通報受理～ 終結	件数 割合	36 1.6%	390 17.5%	352 15.8%	244 11.0%	288 12.9%	225 10.1%	689 31.0%	2,224 100.0%

中央値92日

2) 対応方法とその結果

平成28年度に虐待と判断され、対応が平成29年度にまたがった継続事例を含めた23,667人に被虐待者のうち、「被虐待者の保護として虐待者から分離を行った事例」は6,590人（27.8%）であり、「被虐待者と分離していない事例」は11,821人（49.9%）であった。なお、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」も2,865人（12.1%）みられた（図表2-III-3-3）。

分離が行われた事例の対応内容（最初に行った対応）では、「契約による介護保険サービスの利用」が最も多く、2,316人（35.1%）を占めていた。次いで、「医療機関への一時入院」（15.1%）、「やむを得ない事由等による措置」（13.9%）、「他選択肢（介護保険サービス、老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置、緊急一時保護、医療機関への一時入院）以外の住まい・施設等の利用」（13.9%）、「緊急一時保護」（9.9%）、「虐待者を高齢者から分離（転居等）」（4.9%）の順であった（図表2-III-3-4）。

分離を行っていない事例の対応内容（複数回答）では、「経過観察（見守り）のみ」が26.8%を占めていた。経過観察以外の対応を行った事例では、「養護者に対する助言」が最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が行われていた（図表2-III-3-5）。

権利擁護関係の対応では、成年後見制度については「利用開始済み」が849人、「利用手続き中」が561人であり、これらを合わせた1,410人のうち市町村長申立て事例は899人（63.8%）を占めた（図表2-III-3-6）。被虐待者のみならず、なんらかの障害のある養護者においても、支援のメニューの一つとしても積極的な活用を検討する制度といえる。また、日常生活自立支援事業については399人が「利用開始」となった（図表2-III-3-7）。

平成29年度末時点の対応状況をみると、「対応継続」が34.9%、「一定の対応終了、経過観察継続」が22.0%、「終結」が43.1%であった（図表2-III-3-8）。

「終結」とされたケースの終結時の状況（記述回答）を複数回答形式で分類したところ、被虐待者の「施設入所・入院」が41.8%で最も多く、次いで「在宅での状況安定・虐待消失等による支援不要、通常のケアマネジメントに移行等」が25.6%、被虐待者「本人死亡」15.3%の順であった（図表2-III-3-9）。

一方、「対応継続」とされた事例の年度末の状況（記述回答）を複数回答形式で分類したところ、「状況安定・見守り継続」が33.5%で最も多く、次いで「施設等入所、別居等対応中等」19.2%、「在宅サービス利用中」15.7%、「入所待ち、サービス調整中、転居調整中」13.7%、「養護者支援、家族支援継続」10.3%の順であった（図表2-III-3-10）。

なお、市区町村ごとに算出した「高齢者人口10万人あたり」の「終結」事例数（中央値）は7.9件、「一定の対応後、経過観察継続」事例数（中央値）は2.5件、「対応継続」事例数（中央値）は0件であった（図表2-III-3-11）。また、「地域包括支援センター1か所あたり」の「終結」事例数（中央値）は0.7件、「一定の対応後、経過観察継続」事例数（中央値）は0.2件、「対応継続」事例数（中央値）は0件であった（図表2-III-3-12）。

図表2-III-3-3 分離の有無

	人数	割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	6,590	27.8%
被虐待者と虐待者を分離していない事例	11,821	49.9%
現在対応について検討・調整中の事例	701	3.0%
虐待判断時点で既に分離状態の事例	2,865	12.1%
その他	1,690	7.1%
合計	23,667	100.0%

図表 2-III-3-4 分離を行った場合の対応内容（最初に行った対応）

	人数	割合	面会制限を行った事例（内数）
契約による介護保険サービスの利用	2,316	35.1%	397
やむを得ない事由等による措置	918	13.9%	549
緊急一時保護	652	9.9%	450
医療機関への一時入院	996	15.1%	135
上記以外の住まい・施設等の利用	916	13.9%	303
虐待者を高齢者から分離(転居等)	469	7.1%	92
その他	323	4.9%	79
合計	6,590	100.0%	2,005

図表 2-III-3-5 分離をしていない場合の対応内容

	人数	割合
経過観察(見守り)のみ	3,169	26.8%
養護者に対する助言・指導	6,225	52.7%
既に介護保険サービスを受けていたが、ケアプランを見直し	3,113	26.3%
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	901	7.6%
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	519	4.4%
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	310	2.6%
その他	1,736	14.7%
合計(累計)	15,973	
合計(人数)	11,821	

※経過観察以外の対応を行ったか否かをたずねた上で、「行った」とした事例について、対応の内訳を複数回答形式でたずねた。割合はすべて「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」の被虐待高齢者11,821人に対するもの。

図表 2-III-3-6 成年後見制度の利用状況

	人数
成年後見制度利用開始済	849
成年後見制度利用手続き中	561
(内数) 市町村長申立あり	899
市町村長申立なし	510

図表 2-III-3-7 日常生活自立支援事業の利用状況

	人数
日常生活自立支援事業利用開始	399

図表 2-III-3-8 対応状況（調査対象年度末時点）

	人数	割合
対応継続	8,258	34.9%
一定の対応終了、経過観察継続	5,203	22.0%
終結	10,206	43.1%
合計	23,667	100.0%

図表 2-III-3-9 終結とされた状況（複数回答）

	ア等在 マに宅 ネよで ジりの メ支 状 ン援 ト不 安 に要 定 移 、 行通 虚 等常 待 の消 ケ失	る成 年後 見等 権利 擁護 対応 によ る	安生 定保 護等の 制度 利用 によ る	施 設 入 所 ・ 入 院	本 人 転 居 ・ 養 護 者 と の 別 居	離 婚 等 に よ る 別 居	捕 養 拘 護 留 者 入 院 ・ 加 療 ・ 転 居 ・ 逮	本 人 死 亡	養 護 者 死 亡	他 機 関 ・ 部 署 等 引 き 継 ぎ	そ の 他
件数	847	132	40	1,382	261	9	169	506	89	34	21
割合	25.6%	4.0%	1.2%	41.8%	7.9%	0.3%	5.1%	15.3%	2.7%	1.0%	0.6%

※終結時の状況について回答があった記述内容を複数回答形式で分類 (n=3,303)

図表 2-III-3-10 対応継続とされた状況（複数回答）

	状 況 安 定 ・ 見 守 り 継 続	被 害者 へ 状 況 対 応 継 続 せ ず 被 虐	整 入 中 所 ・ 待 転 ち 居 調 整 中 サ ー ビ ス 調	応 施 設 等 入 所 ・ 別 居 等 対	繼 続 養 護 者 支 援 ・ 家 族 支 援	在 宅 サ ー ビ ス 利 用 中	管 理 中 ア マ ネ ジ ヤ ー に よ る	成 年 後 見 等 の 対 応 中	応 退 院 検 討 中 等 の 動 き 待 ち ・ 対	そ の 他
件数	267	77	109	153	82	125	27	28	23	34
割合	33.5%	9.6%	13.7%	19.2%	10.3%	15.7%	3.4%	3.5%	2.9%	4.3%

※対応継続とされ、調査対象年度末時点での状況について回答があった記述内容を複数回答形式で分類 (n=798)

図表 2-III-3-11 高齢者人口（10万）あたりの対応結果別事例数

	平均値	標準偏差	パーセンタイル						
			5%	10%	25%	50% (中央値)	75%	90%	95%
終結事例数	20.9	32.9	0.0	0.0	0.0	7.9	29.8	59.9	82.2
一定の対応終了後、 経過観察継続事例数	15.6	26.6	0.0	0.0	0.0	2.5	21.5	45.3	65.7
対応継続事例数	13.8	27.4	0.0	0.0	0.0	0.0	17.9	41.5	63.5

※基礎数は市区町村ごと

図表 2-III-3-12 地域包括支援センター1か所あたりの対応結果別事例数

	平均値	標準偏差	パーセンタイル						
			5%	10%	25%	50% (中央値)	75%	90%	95%
終結事例数	1.6	3.1	0.0	0.0	0.0	0.7	2.0	4.1	6.1
一定の対応終了後、 経過観察継続事例数	1.1	2.3	0.0	0.0	0.0	0.2	1.2	3.0	5.0
対応継続事例数	1.1	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	3.0	5.0

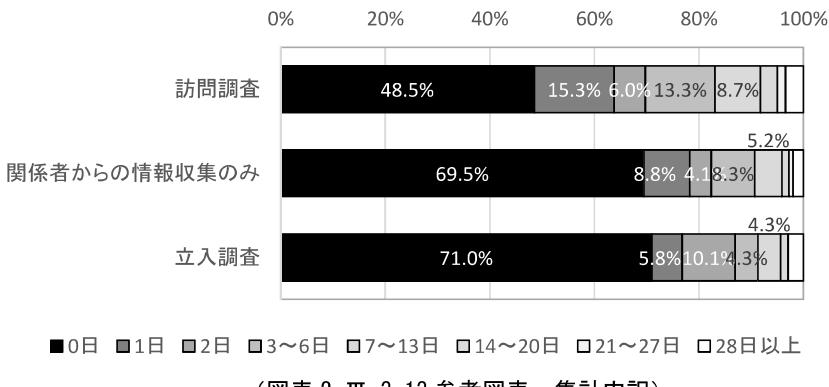
※基礎数は市区町村ごと

3) 対応方法と期間

事実確認調査の方法と、通報等受理から事実確認開始までの期間の関係を整理したところ、「訪問調査」では2日以内に開始した割合が約7割を占めていた。(図表2-III-3-13)。

また、「終結」とされた事例において、対応方法と介入から終結までの期間の関係を整理したところ、「分離以外の対応」が行われた事例では他の対応方法と比べて対応期間が長い(140日以上)割合が高くなっていた(図表2-III-3-14)。

図表2-III-3-13 事実確認調査の方法と通報等の受理から事実確認開始までの期間



(図表2-III-3-13 参考図表：集計内訳)

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
訪問調査 件数	3,648	1,147	449	1,003	653	242	116	257	7,515
	48.5%	15.3%	6.0%	13.3%	8.7%	3.2%	1.5%	3.4%	100.0%
関係者からの情報収集のみ 件数	2,096	264	124	250	157	42	23	59	3,015
	69.5%	8.8%	4.1%	8.3%	5.2%	1.4%	0.8%	2.0%	100.0%
立入調査 件数	49	4	7	3	3	1	0	2	69
	71.0%	5.8%	10.1%	4.3%	4.3%	1.4%	0.0%	2.9%	100.0%
合計 件数	5,793	1,415	580	1,256	813	285	139	318	10,599
	54.7%	13.4%	5.5%	11.9%	7.7%	2.7%	1.3%	3.0%	100.0%

図表2-III-3-14 終結事例における対応方法と介入から終結までの期間



(図表2-III-3-14 参考図表：集計内訳)

	0日	1~27日	28~55日	56~83日	84~111日	112~139日	140日以上	合計
分離 件数	20	156	136	96	90	61	176	735
	2.7%	21.2%	18.5%	13.1%	12.2%	8.3%	23.9%	100.0%
分離以外の対応 件数	6	74	66	47	68	54	196	511
	1.2%	14.5%	12.9%	9.2%	13.3%	10.6%	38.4%	100.0%
見守りのみ 件数	9	23	20	15	19	11	38	135
	6.7%	17.0%	14.8%	11.1%	14.1%	8.1%	28.1%	100.0%
既に分離状態 件数	14	60	49	31	46	32	90	322
	4.3%	18.6%	15.2%	9.6%	14.3%	9.9%	28.0%	100.0%
合計 件数	49	313	271	189	223	158	500	1,703
	2.9%	18.4%	15.9%	11.1%	13.1%	9.3%	29.4%	100.0%

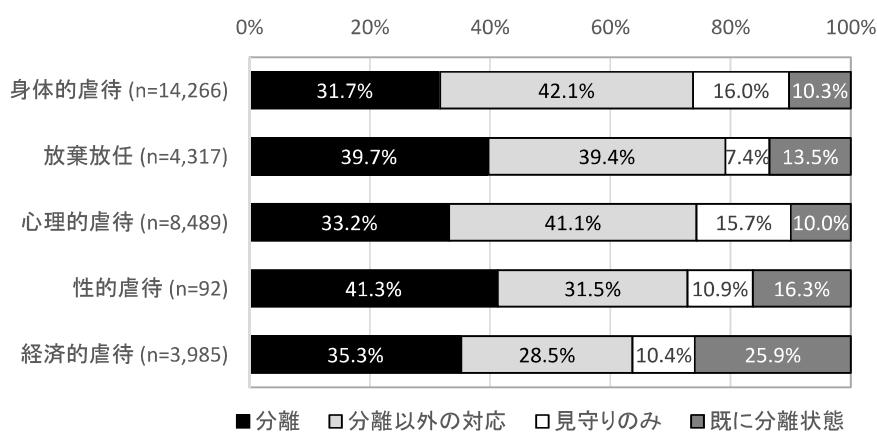
(2) 対応方法と虐待事例の特徴、対応結果

対応方法に関して、虐待の類型や深刻度との関係を整理したところ、下記の傾向がみられた。

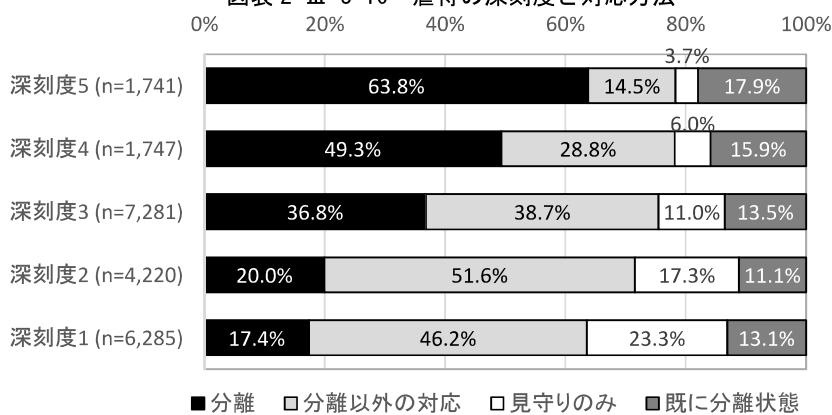
- ・本調査の対象となったすべての虐待判断事例において「分離」を行った割合は 27.8%であるが、これと比較すると「放棄放任」（ネグレクト）や「性的虐待」が含まれる事案において「分離」対応が行われた割合が高くなっている（図表 2-III-3-15）。
- ・また、虐待の深刻度との関係では、深刻度が重度になるに従って「分離」を行った割合も高まっており、虐待の深刻度が対応方法と密接な関係にあることがわかる（図表 2-III-3-16）。

また、対応方法と年度末時点での対応結果の関係をみると、「分離」を行った事例では「終結」とされた割合が高く、「分離以外の対応」や「見守りのみ」では「対応継続」の割合が高い（図表 2-III-3-17）。

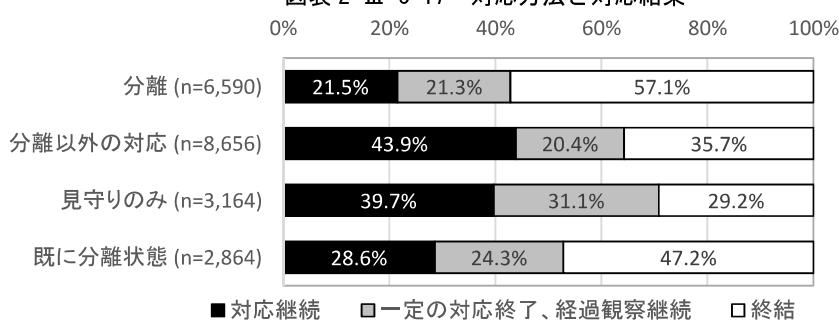
図表 2-III-3-15 虐待行為の類型と対応方法



図表 2-III-3-16 虐待の深刻度と対応方法



図表 2-III-3-17 対応方法と対応結果



IV. 調査結果：虐待等による死亡事例

「虐待等による死亡事例」とは、本調査においては「養護者（※介護している親族を含む）による事例で、被養護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」を指す。調査では、各年度内に発生し、市区町村で把握している事例について情報提供を求めている（調査票E票）。

1. 事件形態及び加害者－被害者の関係

「養護者による被養護者の殺人」が9件で被害者9人、「養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死」が2件2人、「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」が7件7人、「心中」が2件2人、「その他」が8件8人、計28件で被害者28人であった。

被虐待者からみた加害者の続柄は、「息子」が16人、「娘」が5人、「夫」「妻」が各2人、「兄弟姉妹」「孫」「その他」が各1人であった。

図表 2-IV-1-1 事件形態

	人数	構成割合 (%)
養護者による被養護者の殺人	9	32.1%
養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死	2	7.1%
養護者のネグレクトによる被養護者の致死	7	25.0%
心中(養護者、被養護者とも死亡)	2	7.1%
その他	8	28.6%
合計	28	100.0%

※被害者ベースで集計。事件数、加害者数も28。

図表 2-IV-1-2 加害者の被害者からみた続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	2	2	16	5	0	0	1	1	1	0	28
割合	7.1%	7.1%	57.1%	17.9%	0.0%	0.0%	3.6%	3.6%	3.6%	0.0%	100.0%

※加害者ベースで集計。

2. 被害者・加害者の特徴

(1) 被害者の状況

被害者の性別は、「男性」8人、「女性」9人である。年齢は、多い順に「80～84歳」9人、「75～79歳」7人、「65～69歳」「90歳以上」各4人、「70～74歳」「85～89歳」各2人である。

被害者の要介護度は、多い順に「自立」「要介護5」各4人、「要介護1」3人、「要介護2」「要介護4」各2人、「要支援1」1人、「不明」12人であった。

認知症の有無については、「あり」が11人、「なし」6人、「不明」11人である。認知症「あり」11人のうち、「自立度II」が4人、「自立度I」が3人、「自立度III」「自立度IV」各1人、「不明」が2人であった。

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）では、「B」ランク 5 人、「A」3 人、「自立」「J」「C」各 2 人、「不明」が 14 人であった。

図表 2-IV-2-1 被害者性別

	男性	女性	合計
人数	8	20	28
割合	28.6%	71.4%	100.0%

図表 2-IV-2-2 被害者年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計
人数	4	2	7	9	2	4	28
割合	14.3%	7.1%	25.0%	32.1%	7.1%	14.3%	100.0%

図表 2-IV-2-3 被害者の要介護度

	人数	割合
要支援 1	1	3.6%
要支援 2	0	0.0%
要介護 1	3	10.7%
要介護 2	2	7.1%
要介護 3	0	0.0%
要介護 4	2	7.1%
要介護 5	4	14.3%
自立	4	14.3%
不明	12	42.9%
合計	28	100.0%

図表 2-IV-2-4 被害者の認知症の有無と程度

	人数	割合
あり	11	39.3%
なし	6	21.4%
不明	11	39.3%
合計	28	100.0%

	人数	割合
自立度 I	3	27.3%
自立度 II	4	36.4%
自立度 III	1	9.1%
自立度 IV	1	9.1%
自立度 M	0	0.0%
不明	2	18.2%
合計	11	100.0%

図表 2-IV-2-5 被害者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	割合
自立	2	7.1%
J	2	7.1%
A	3	10.7%
B	5	17.9%
C	2	7.1%
不明	14	50.0%
合計	28	100.0%

(2) 家庭の状況

被害者と加害者の同別居関係をみると、被害者 28 人のうち 21 人が「加害者のみと同居」であり、残り 7 人は「加害者及び他家族と同居」であった。

家族形態は、「未婚の子と同居」が 11 人、「夫婦のみ世帯」「配偶者と離別・死別等した子と同居」「その他①（その他の親族と同居）」が各 4 人、「子夫婦と同居」が 3 人、「その他②（非親族と同居）」「その他③（その他）」が各 1 人であった。

図表 2-IV-2-6 被害者と加害者の同別居関係（被害者からみて）

	加害者とのみ同居	加害者及び他家族と同居	加害者と別居	その他	不明	合計
人数	21	7	0	0	0	28
割合	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

図表 2-IV-2-7 家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他①	その他②	その他③	不明	合計
人数	0	4	11	4	3	4	1	1	0	28
割合	0.0%	14.3%	39.3%	14.3%	10.7%	14.3%	3.6%	3.6%	0.0%	100.0%

※『未婚の子』は配偶者がいたことのない子を指す

その他①：その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）

その他②：非親族と同居（二人以上の世帯員から成る世帯のうち、親族関係にない人がいる世帯）

その他③：その他（既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院、他の選択肢に該当しない場合）

（3）加害者の状況

加害者 28 人の性別は、「男性」が 19 人、「女性」が 9 人であった。年齢は、多い順に「50～59 歳」9 人、「40～49 歳」5 人、「40 歳未満」「60～64 歳」「65～69 歳」各 3 人、「85～89 歳」2 人、「70～74 歳」「80～84 歳」「不明」各 1 人であった。

図表 2-IV-2-8 加害者性別

	男性	女性	合計
人数	19	9	28
割合	67.9%	32.1%	100.0%

図表 2-IV-2-9 加害者年齢

	40歳未満	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上	不明	合計
人数	3	5	9	3	3	1	0	1	2	0	1	28
割合	10.7%	17.9%	32.1%	10.7%	10.7%	3.6%	0.0%	3.6%	7.1%	0.0%	3.6%	100.0%

図表 2-IV-2-10 加害者以外の他の養護者の有無

	あり	なし	不明	合計
人数	9	19	0	28
割合	32.1%	67.9%	0.0%	100.0%

(4) 事件前の行政サービス等の利用

事件前の行政サービス等の利用状況、行政対応の状況について整理した。

事件前の行政サービス等の利用状況をみると、介護保険サービスについては利用「あり」が28人中10人であった。また、医療機関の利用「あり」は28人中14人、行政への相談「あり」は28人中10人であり、28人中16人がいずれかのサービス等を利用していた。

上記の行政サービス等の利用状況とは別に、事件前の行政機関による何らかの対応の有無(高齢者虐待事例としての対応に限らず)を確認したところ、対応「あり」とされたのは10人であった。

また、高齢者虐待防止法第11条に基づく立入調査を行った事例は2件(2人)であった。

図表2-IV-2-11 事件前のサービス利用状況等

		あり	なし・不明	合計
事件前の介護保険サービス利用	人数	10	18	28
	割合	35.7%	64.3%	100.0%
事件前の医療機関の利用	人数	14	14	28
	割合	50.0%	50.0%	100.0%
事件前の行政への相談	人数	10	18	28
	割合	35.7%	64.3%	100.0%
事件前の介護保険サービス・医療機関・行政相談いずれかの利用	人数	16	12	28
	割合	57.1%	42.9%	100.0%

※「介護保険サービスの利用」の「なし・不明」には、介護サービスを「過去受けたが事件発生時点では受けていない」を含む。

図表2-IV-2-12 事件前の行政機関による 何らの対応の有無

	人数	割合
あり	10	35.7%
なし	18	64.3%
合計	28	100.0%

図表2-IV-2-13 立入調査(法第11条)の有無

	人数	割合
あり	2	7.1%
なし	26	92.9%
合計	28	100.0%

[考察]

養護者に何らからの障害や疾病がある場合、重篤事案につながりやすく、事前にSOSを出すことができない「8050」問題も背景にあるのではないかと推察される。

また、長年社会とのつながりを絶っている養護者については、支援が難しく、地域の民生委員や福祉委員、包括化推進員等と行政、専門職チーム、地域包括支援センターの更なる連携など専門的な支援が必要である。

V. 調査結果：市区町村の体制整備状況と対応状況

1. 取組の状況

市区町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等 14 項目について、平成 29 年度末の状況を調査した。

項目ごとの実施率をみると、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が 83.2%、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が 84.6%、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るために早期発見の取組や相談等」が 83.6%と 8 割以上の市区町村で実施されていた。

一方で、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が 49.9%、介護保険サービス事業所等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が 49.6%と半数程度にとどまっていた。

図表 2-V-1-1 市区町村における体制整備等に関する状況

		実施済み	未実施	前回調査で 「実施済み」
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (平成29年度中)	市区町村数 割合	1,448 83.2%	293 16.8%	1,438 82.6%
地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	市区町村数 割合	1,308 75.1%	433 24.9%	1,323 76.0%
高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	市区町村数 割合	1,130 64.9%	611 35.1%	1,132 65.0%
居宅介護サービス事業者に法について周知	市区町村数 割合	1,168 67.1%	573 32.9%	1,136 65.2%
介護保険施設に法について周知	市区町村数 割合	1,066 61.2%	675 38.8%	1,050 60.3%
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市区町村数 割合	1,159 66.6%	582 33.4%	1,151 66.1%
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市区町村数 割合	1,290 74.1%	451 25.9%	1,285 73.8%
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市区町村数 割合	863 49.6%	878 50.4%	854 49.1%
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市区町村数 割合	869 49.9%	872 50.1%	842 48.4%
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市区町村数 割合	1,415 81.3%	326 18.7%	1,396 80.2%
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市区町村数 割合	1,029 59.1%	712 40.9%	1,035 59.4%
老人福祉法の規定による措置を探るために必要な居室確保のための関係機関との調整	市区町村数 割合	1,233 70.8%	508 29.2%	1,213 69.7%
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市区町村数 割合	1,473 84.6%	268 15.4%	1,459 83.8%
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るために早期発見の取組や相談等	市区町村数 割合	1,456 83.6%	285 16.4%	1,454 83.5%

2. 取り組みのパターンと相談・通報及び虐待判断件数

ここでは、昨年度調査報告書において実施した市区町村の取組パターンと相談・通報件数、虐待判断件数の関係の継続確認を目的として、同様の分析を実施した。

(1) 取り組みのパターン

1) 因子の抽出

市区町村における14項目の取組状況への回答を用いて因子分析を行った結果、関連性の高い3つの因子を抽出した。なお、抽出された因子の構成は昨年度調査報告書と同様、第1因子【体制・施策強化】、第2因子【ネットワーク】、第3因子【事業所等への周知・教育】とした。

図表2-V-2-1 取組パターンに関する因子分析の結果

	因子名と負荷量		
	体制・施策 強化	ネットワー ク	事業所等 への周知・ 教育
13.虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	0.604		
14.セルフネグレクト状態にある高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	0.602		
12.老人福祉法の規定による措置を探るために必要な居室確保のための関係機関との調整	0.501		
10.成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	0.449		
11.法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	0.363		
1.高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）	0.361		
6.独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	0.340		
3.高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	0.245		
2.地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	0.234		
8.介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組		0.949	
9.行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組		0.800	
7.民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組		0.512	
4.居宅介護サービス事業者に法について周知			0.908
5.介護保険施設に法について周知			0.860

2) 取組状況による市区町村の分類

1) で分類した類似の取組項目の3グループごとに、その取組項目が行われている数の平均以上または平均以下の組み合わせにより、次の8グループに分類した。

G 1 : 取組項目の3グループのすべてが平均以下のグループ

G 2 : 取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」、「ネットワーク」が平均以下で、「周知・啓発・教育」が平均以上のグループ

G 3 : 取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」、「周知・啓発・教育」が平均以下で、「ネットワーク」が平均以上のグループ

G 4 : 取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」が平均以下で、「ネットワーク」、「周知・啓発・教育」が平均以上のグループ

G 5 : 取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」が平均以上で、「ネットワーク」、

「周知・啓発・教育」が平均以下のグループ

G 6：取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」、「周知・啓発・教育」が平均以上で、「ネットワーク」が平均以下のグループ

G 7：取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」、「ネットワーク」が平均以上で、「周知・啓発・教育」が平均以下のグループ

G 8：取組項目の3グループのすべてが平均以上のグループ

図表 2-V-2-2 取組状況による市区町村分類

取組状況による市区町村分類	市区町村数	構成比(%)	因子ごとの取組数			市区町村の概況		
			体制・施策強化等	ネットワーク	周知・啓発・教育	人口(平均値)	高齢化率(平均値)(%)	地域包括あたり高齢者人口(平均値)
G1 (すべて平均以下)	350	20.1	▼	▼	▼	21,491人	34.8	4,612人
G2	124	7.1	▼	▼	△	21,433人	35.8	5,569人
G3	123	7.1	▼	△	▼	22,050人	34.4	4,733人
G4	70	4.0	▼	△	△	34,431人	35.1	4,476人
G5	125	7.2	△	▼	▼	58,691人	34.5	8,492人
G6	213	12.2	△	▼	△	108,018人	32.8	7,550人
G7	118	6.8	△	△	▼	70,273人	31.2	6,941人
G8 (すべて平均以上)	618	35.5	△	△	△	118,719人	32.1	8,829人

(注) △はグループの取組項目が市区町村全体の平均以上、▼はグループの取組み項目が市区町村全体の平均値以下をさす。

(2) 取り組みパターンと相談・通報件数、虐待判断事例件数の関係

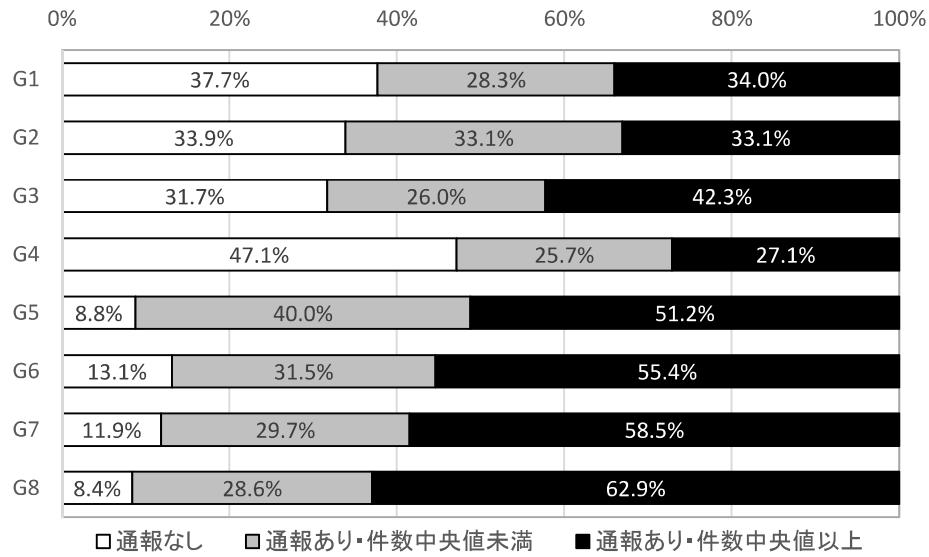
取り組みパターンによる相談・通報件数、虐待判断件数の関係性を確認することを目的としてクロス集計分析を実施した。

なお、ここでは高齢者単位人口（10万人）あたりの相談・通報件数、虐待判断件数を用い、それぞれ、①全体の中央値以上／②未満／③なしの3区分に分類して比較を行った。その結果、相談・通報件数、虐待判断件数に共通して下記の傾向が確認された。

- ・「体制・施策強化等」の取組状況が平均以下（G1～G4）では、「件数なし」の割合が高く、「あり・件数中央値以上」の割合が低い。
- ・「体制・施策強化等」の取組に加え、「ネットワーク」や「周知・啓発・教育」に取り組んでいるグループ（G5～G8）では、「あり」の割合が高く、特に14項目すべて平均以上に取り組んでいるG8では顕著である。

このような結果を踏まえれば、市区町村の取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数には強い関連性があることがうかがえる。

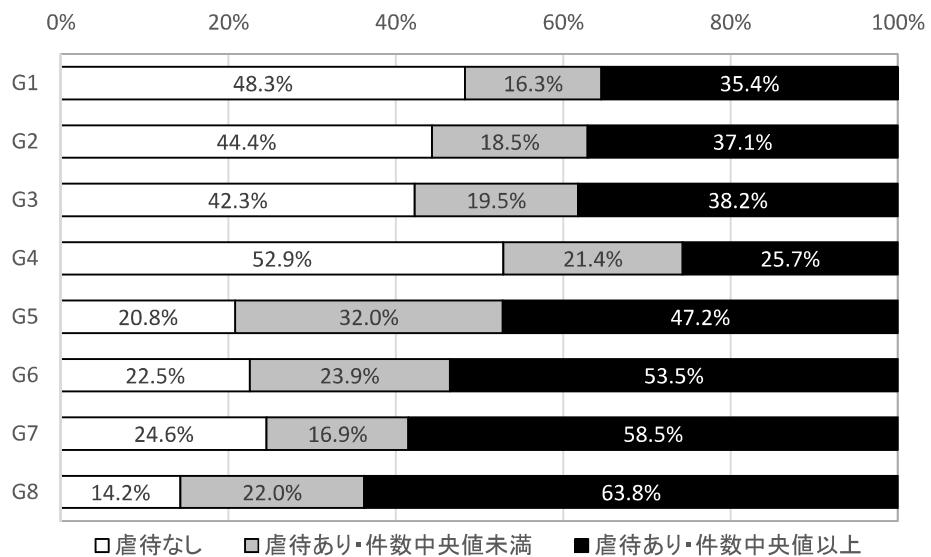
図表 2-V-2-3 取組状況に基づく市区町村グループごとの相談・通報件数（高齢者単位人口あたり）



(図表 2-V-2-3 参考図表 : 集計内訳)

	相談・通報件数の分布			合計
	通報なし	通報あり・件数 中央値未満	通報あり・件数 中央値以上	
G1 市区町村数 割合 (%)	132	99	119	350
	37.7%	28.3%	34.0%	100.0%
G2 市区町村数 割合 (%)	42	41	41	124
	33.9%	33.1%	33.1%	100.0%
G3 市区町村数 割合 (%)	39	32	52	123
	31.7%	26.0%	42.3%	100.0%
G4 市区町村数 割合 (%)	33	18	19	70
	47.1%	25.7%	27.1%	100.0%
G5 市区町村数 割合 (%)	11	50	64	125
	8.8%	40.0%	51.2%	100.0%
G6 市区町村数 割合 (%)	28	67	118	213
	13.1%	31.5%	55.4%	100.0%
G7 市区町村数 割合 (%)	14	35	69	118
	11.9%	29.7%	58.5%	100.0%
G8 市区町村数 割合 (%)	52	177	389	618
	8.4%	28.6%	62.9%	100.0%
合計 市区町村数		351	519	871
割合 (%)		20.2%	29.8%	50.0%
				1,741
				100.0%

図表 2-V-2-4 取組状況に基づく市区町村グループごとの虐待判断件数（高齢者単位人口あたり）



(図表 2-V-2-4 参考図表 : 集計内訳)

	虐待判断件数の分布			合計
	虐待なし	虐待あり・件数 中央値未満	虐待あり・件数 中央値以上	
G1 市区町村数 割合 (%)	169 48.3%	57 16.3%	124 35.4%	350 100.0%
G2 市区町村数 割合 (%)	55 44.4%	23 18.5%	46 37.1%	124 100.0%
G3 市区町村数 割合 (%)	52 42.3%	24 19.5%	47 38.2%	123 100.0%
G4 市区町村数 割合 (%)	37 52.9%	15 21.4%	18 25.7%	70 100.0%
G5 市区町村数 割合 (%)	26 20.8%	40 32.0%	59 47.2%	125 100.0%
G6 市区町村数 割合 (%)	48 22.5%	51 23.9%	114 53.5%	213 100.0%
G7 市区町村数 割合 (%)	29 24.6%	20 16.9%	69 58.5%	118 100.0%
G8 市区町村数 割合 (%)	88 14.2%	136 22.0%	394 63.8%	618 100.0%
合計 市区町村数 割合 (%)	504 28.9%	366 21.0%	871 50.0%	1,741 100.0%

3. 市区町村ごとの対応状況と取組状況

(1) 市区町村ごとの対応件数の分布（養護者による高齢者虐待）【再掲】

市区町村ごとに算出した、養護者による高齢者虐待に関する「高齢者人口 10 万人あたり」の相談・通報件数の中央値は 64.0 件、虐待判断件数の中央値は 28.7 件であった。また、市区町村ごとに算出した「地域包括支援センター 1 か所あたり」の相談・通報件数の中央値は 3.3 件、虐待判断件数の中央値は 1.6 件であった（図表 2-III-1-2 及び図表 2-III-1-3）。

市区町村ごとに算出した、養護者による高齢者虐待に関する「高齢者人口 10 万人あたり」の「終結」事例数（中央値）は 7.9 件、「一定の対応後、経過観察継続」事例数（中央値）は 2.5 件、「対応継続」事例数（中央値）は 0 件であった。また、「地域包括支援センター 1 か所あたり」の「終結」事例数（中央値）は 0.7 件、「一定の対応後、経過観察継続」事例数（中央値）は 0.2 件、「対応継続」事例数（中央値）は 0 件であった（図表 2-III-3-11 及び図表 2-III-3-12）。

【再掲】図表 2-III-1-2 高齢者人口（10 万）あたりの相談・通報件数及び虐待判断事例数

	平均値	標準偏差	パーセンタイル						
			5%	10%	25%	50% (中央値)	75%	90%	95%
新規相談・通報受理数	71.7	64.8	0.0	0.0	22.2	64.0	103.4	150.0	183.9
新規虐待判断事例数	38.9	44.3	0.0	0.0	0.0	28.7	57.2	93.2	122.2

※基礎数は市区町村ごと

【再掲】図表 2-III-1-3 地域包括支援センター 1 か所あたりの相談・通報件数及び虐待判断事例数

	平均値	標準偏差	パーセンタイル						
			5%	10%	25%	50% (中央値)	75%	90%	95%
新規相談・通報受理数	5.4	7.2	0.0	0.0	1.0	3.3	7.0	12.7	18.0
新規虐待判断事例数	3.0	4.7	0.0	0.0	0.0	1.6	4.0	7.0	10.0

※基礎数は市区町村ごと

【再掲】図表 2-III-3-11 高齢者人口（10 万）あたりの対応結果別事例数

	平均値	標準偏差	パーセンタイル						
			5%	10%	25%	50% (中央値)	75%	90%	95%
終結事例数	20.9	32.9	0.0	0.0	0.0	7.9	29.8	59.9	82.2
一定の対応終了後、経過観察継続事例数	15.6	26.6	0.0	0.0	0.0	2.5	21.5	45.3	65.7
対応継続事例数	13.8	27.4	0.0	0.0	0.0	0.0	17.9	41.5	63.5

※基礎数は市区町村ごと

【再掲】図表 2-III-3-12 地域包括支援センター1か所あたりの対応結果別事例数

	平均値	標準偏差	パーセンタイル						
			5%	10%	25%	50% (中央値)	75%	90%	95%
終結事例数	1.6	3.1	0.0	0.0	0.0	0.7	2.0	4.1	6.1
一定の対応終了後、経過観察継続事例数	1.1	2.3	0.0	0.0	0.0	0.2	1.2	3.0	5.0
対応継続事例数	1.1	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	3.0	5.0

※基礎数は市区町村ごと

(2) 市区町村の種類別にみた取組状況、対応件数の分布(養護者による高齢者虐待)

市区町村ごとの取組実施数、養護者による高齢者虐待に関する「高齢者人口 10 万人あたり」の相談・通報件数、及び「高齢者人口 10 万人あたり」の虐待判断事例数について、市区町村の種類別に集計を行った。その結果、取組実施数、相談・通報件数、虐待判断事例数とともに「政令市・中核市・特例市・特別区」が最も多く、「町村」が最も少ない結果であった。

図表 2-V-3-1 市区町村の種類別にみた取組実施数、相談・通報件数、虐待判断事例数

		取り組み実施数	相談・通報件数 (高齢者10万人あたり)	虐待判断事例数 (高齢者10万人あたり)
政令市・中核市・特例市・特別区 (n=127)	平均値 (標準偏差)	12.7 (1.9)	90.9 (41.4)	53.6 (34.9)
一般市 (n=686)	平均値 (標準偏差)	11.1 (2.8)	82.5 (54.7)	44.4 (36.9)
町村 (n=928)	平均値 (標準偏差)	8.3 (3.8)	59.2 (70.2)	32.9 (49.2)
合計 (N=1,741)	平均値 (標準偏差)	9.7 (3.7)	70.7 (63.9)	38.9 (44.3)

(3) 地域包括支援センターの設置形態別にみた取組状況、対応件数の分布(養護者による高齢者虐待)

市区町村の取組実施数、養護者による高齢者虐待に関する「高齢者人口 10 万人あたり」の相談・通報件数、及び「高齢者人口 10 万人あたり」の虐待判断事例数について、地域包括支援センター設置形態別に集計を行った。その結果、取組実施数、相談・通報件数、虐待判断事例数とともに「直営と委託」が最も多く、次いで「委託のみ」、「直営のみ」の順であった。

図表 2-V-3-2 地域包括支援センターの設置形態別にみた取組実施数、相談・通報件数、虐待判断事例数

		取り組み実施数	相談・通報件数 (高齢者10万人あたり)	虐待判断事例数 (高齢者10万人あたり)
直営のみ (n=964)	平均値 (標準偏差)	9.2 (3.8)	65.1 (67.0)	35.6 (47.3)
委託のみ (n=632)	平均値 (標準偏差)	10.2 (3.6)	75.5 (61.6)	42.0 (41.0)
直営と委託 (n=145)	平均値 (標準偏差)	11.4 (2.9)	86.6 (46.7)	47.6 (33.9)
合計 (N=1,741)	平均値 (標準偏差)	9.7 (3.7)	70.7 (63.9)	38.9 (44.3)

(4) 市区町村ごとの事実確認方法、対応方法及び結果の割合（養護者による高齢者虐待）

調査対象年度において事実確認調査を10例以上実施した市区町村について、事実確認調査を「関係者からの情報収集のみ」とした事例の割合、事実確認調査結果虐待と判断した事例の割合、及び事実確認調査の結果虐待の判断に至らなかった事例の割合を算出し、その代表値と分布状況を算出した。その結果、事実確認調査を「関係者からの情報収集のみ」とした事例割合の中央値は27.0%、事実確認調査結果虐待と判断した事例割合の中央値は55.6%、事実確認調査の結果虐待の判断に至らなかった事例割合の中央値は19.2%であった。

また、虐待と判断した事例への対応を10例以上行った市区町村について、対応として分離保護を実施した事例の割合、及び対応結果が「終結」とされた事例の割合を算出し、その代表値と分布状況を算出した。その結果、分離保護を実施した事例割合の中央値は27.9%、「終結」とされた事例割合の中央値は41.1%であった。

図表2-V-3-3 市区町村ごとの事実確認方法、対応方法及び結果の割合

	事実確認調査 (調査実施事例が10例以上の市区町村)					対応方法及び結果 (対応事例が10例以上の市区町村)				
	事実確認調査を「関係者からの情報収集のみ」とした事例の割合		事実確認調査の結果、虐待と判断した事例の割合		事実確認調査の結果、虐待の判断に至らなかった事例の割合		対応として分離保護を実施した事例の割合		対応結果が「終結」とされた事例の割合	
	市区町村数	割合	市区町村数	割合	市区町村数	割合	市区町村数	割合	市区町村数	割合
10%未満	130	21.1%	23	3.7%	220	35.7%	46	10.3%	25	5.6%
10～20%未満	98	15.9%	33	5.4%	90	14.6%	76	17.0%	44	9.9%
20～30%未満	103	16.7%	41	6.7%	97	15.7%	118	26.5%	72	16.1%
30～40%未満	93	15.1%	52	8.4%	75	12.2%	104	23.3%	61	13.7%
40～50%未満	41	6.7%	78	12.7%	49	8.0%	48	10.8%	68	15.2%
50～60%未満	48	7.8%	116	18.8%	30	4.9%	32	7.2%	60	13.5%
60～70%未満	48	7.8%	96	15.6%	31	5.0%	13	2.9%	49	11.0%
70～80%未満	32	5.2%	71	11.5%	12	1.9%	4	0.9%	38	8.5%
80～90%未満	13	2.1%	64	10.4%	7	1.1%	4	0.9%	16	3.6%
90%以上	10	1.6%	42	6.8%	5	0.8%	1	0.2%	13	2.9%
合計	616	100.0%	616	100.0%	616	100.0%	446	100.0%	446	100.0%
平均値(標準偏差)	31.5% (24.3)		55.0% (23.6)		23.7% (21.9)		29.5% (16.3)		43.6% (22.9)	
中央値	27.0		55.6		19.2		27.9		41.1	

(5) 住民や事業者に対する周知の取組と相談・通報件数の関係（養護者による高齢者虐待）

ここでは、市区町村の体制整備の取組の中で、住民や事業者等に対する法の周知、相談・通報窓口や高齢者虐待に関する周知・啓発活動の取組がどのように通報・相談件数に影響しているかを把握するため、取組状況別の相談・通報件数（高齢者人口あたり）の比較分析を行った。

なお、地域住民向けの周知・啓発の取組、事業者等に対する周知・啓発の取組は下記を対象とした。市区町村の取組具体例とあわせて示す。

【地域住民に対する周知・啓発の取組】<該当する市区町村の取組（2種類）>

○高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）

（取組の具体例）

- ・毎年広報誌で高齢者虐待養護者支援について掲載し、窓口部局とあわせて住民へ周知
- ・出前講座等で地域包括支援センターの役割を説明
- ・地域での介護予防教室等での周知
- ・自治会住民に対して、認知症の講座時に周知
- ・毎月の制度説明会や地域巡回介護予防事業において、パンフレットを使用し虐待の相談窓口として包括支援センターを紹介

○高齢者虐待について、講演会や市区町村広報誌等による、住民への啓発活動

（取組の具体例）

- ・広報誌に「みんなで防ごう高齢者虐待」と題して1ページ特集記事を掲載
- ・地域住民向けに高齢者虐待防止を呼びかける小冊子を作成し、介護事業所や公民館等に配置
- ・民生委員等の一般市民対象の高齢者虐待研修会をDV担当部局と合同開催
- ・市民向け虐待防止研修（市内5か所）、家族介護教室（2回）、出前講座実施

【事業者等に対する周知・啓発の取組】<該当する市区町村の取組（3種類）>

○地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修

（取組の具体例）

- ・県と共に居宅介護支援専門員向けに研修を実施
- ・町と包括職員を対象に虐待に関する研修会を実施
- ・民生委員、介護支援専門員、町職員等を対象とした高齢者虐待防止研修会を毎年開催
- ・年2回外部講師を迎える、福祉課・地域包括支援センターの職員・住民、居宅介護サービス事業所・介護保険施設向けにそれぞれ研修を実施

○居宅介護サービス事業者に法について周知

（取組の具体例）

- ・包括支援センターを含む介護従事者向け講演会を市独自に開催し、法の周知および虐待対応に関する研修を実施
- ・包括・居宅介護サービス事業所・施設に対しては基礎研修を実施。その他市内の介護サービス連絡協議会（独自組織）で行う研修を共催
- ・介護保険事業所に対して県弁護士会に講師を依頼し、虐待対応について法的視点を交えながら研修会を実施
- ・近隣市町（1市2町）で、居宅介護支援事業所を対象とした高齢者虐待に関する研修会を実施
- ・地域ケア会議、介護支援専門研修、事業所研修などの機会に実施

- ・毎月行われる研修会とあわせて勉強会を実施
- ・高齢者虐待防止の周知ポスターを作成し、関係グループや居宅介護サービス事業所、介護保険施設などに掲示

○介護保険施設に法について周知

(取組の具体例)

- ・弁護士の協力を得て、民生委員や町内施設職員を対象に高齢者虐待防止についての研修会を実施
- ・入職3年以内の養介護施設従事者を対象に研修会を開催
- ・権利擁護セミナーの実施や養介護施設従事者等への虐待防止研修を実施
- ・介護相談員による施設への周知

市区町村の周知・啓発の取組状況と相談・通報件数（高齢者10万人あたり）について分析したところ、住民向けの周知・啓発の取組、事業者向けの周知・啓発の取組ともに取組実施数が多くなるに従って相談・通報件数（高齢者10万人あたり）も増加しており、周知・啓発の取組状況が相談・通報件数に影響していることが確認された。

図表2-V-3-4 地域住民や事業者等に対する周知・啓発の取組と相談・通報件数の関係

	取組 実施数	回答 自治体数	相談・通報受理件数 (高齢者人口10万対)		有意確率
			平均値	標準偏差	
住民向け周知活動の取組	0	255	45.3	54.1	0.000
	1	394	57.0	58.7	
	2	1,092	81.6	65.3	
	計	1,741	70.7	64.0	
事業者向け周知活動の取組	0	281	48.0	53.7	0.000
	1	299	62.0	63.7	
	2	240	72.6	71.9	
	3	921	80.0	62.7	
	平均	1,741	70.7	64.0	

(6) ネットワーク構築の取組と被虐待者・虐待者への支援（養護者による高齢者虐待）

ここでは、ネットワーク構築に関する市区町村の取組状況によって、被虐待者・虐待者への支援内容に違いがあるか否かを確認するため、ネットワーク構築の取組有無別の支援内容について再集計を行った。

なお、市区町村のネットワーク構築の取組は下記3種類が対象である。市区町村の取組具体例とあわせて示す。

【市区町村のネットワーク構築に関する取組】(3種類)

○民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築 (取組の具体例)

- ・民生委員・町内会はじめ介護サービス事業者、診療所、警察、消防並びに企業団体及び行政職員等による見守りネットワーク体制を構築したことにより早期発見、早期対応に繋がっている。
- ・ひとり暮らし高齢者等を地域ぐるみで見守り支えるために、民生委員・業務委託先の地域包括支援センターなどで情報交換を行い、ネットワークの強化を図っている。
- ・各地域包括支援センターにて地区連絡会を実施し連携を図っている。
- ・地域での見守り支え合い制度（災害時要援護者対策）や民間運送、宅配業者との提携による見守りネットワークにより早期発見ができる体制を構築している。
- ・高齢者見守りネットワーク（市内12地区）、CSWや地区福祉委員等による地区ケア会議にて、見守りを実施。

○介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築 (取組の具体例)

- ・介護保険事業所、医療機関等が集結し、月1回定例で地域ケア会議を開催している。
- ・事業者のネットワークは、受理会議後の個別のケア会議で実施。
- ・個別のケース会議やネットワーク会議を通して、支援者・関係者のネットワーク構築を行っている。
- ・介護保険事業者、法律関係、行政職など合同で研修会を開催し、関係機関との連携や支援に向けたネットワーク構築を目的に取り組んでいる。

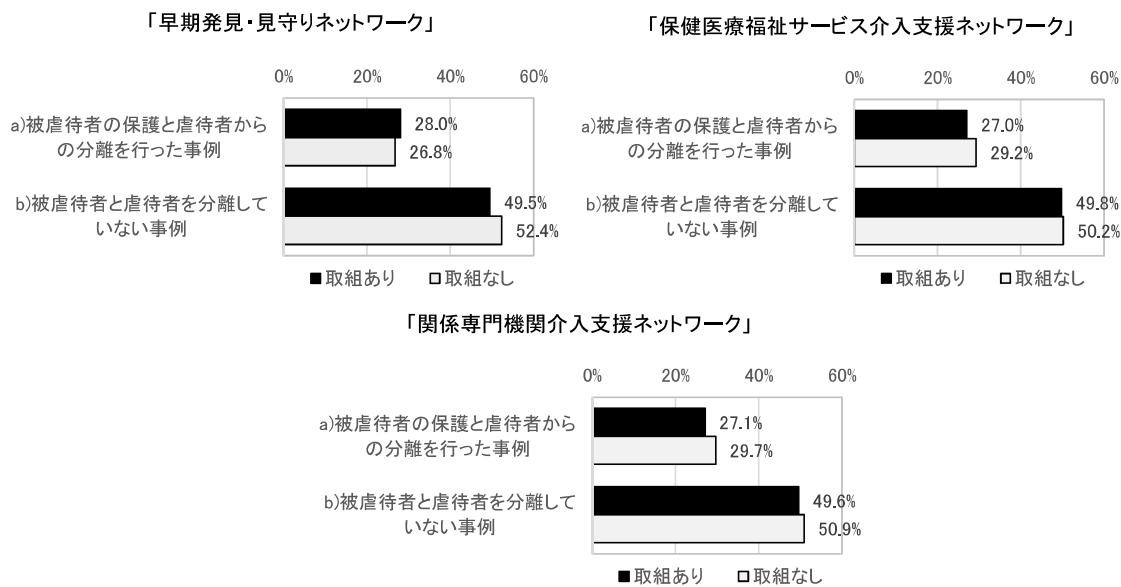
○行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築 (取組の具体例)

- ・県弁護士会に依頼し、弁護士を交えながら、地域包括支援センターや実際の関係者と虐待対応の事例検討会を行っている。必要に応じて民生委員や近隣住民等に協力を得ながら虐待対応を行っている。
- ・高齢者虐待アドバイザー契約の締結や、高齢者虐待等専門職チーム検討会議を定期的に開催。
- ・月1回、弁護士のアドバイザー、保健福祉課職員、社会福祉協議会職員、町民後見人等で権利擁護に関する会議を開催。
- ・事例によっては法テラスの弁護士や医療機関との連携を取っているが、虐待対応に限定せず、高齢者全般の支援の構築として行っている。
- ・保健・医療・福祉分野関係者に加え、人権擁護関係者、警察、弁護士、学識経験者など、多職種多機関から構成されるネットワークを構築している。定期的に会議も開催し、それぞれの視点や専門性を生かして複雑化する虐待事例に介入している。
- ・虐待対応における助言等の支援を得るために、弁護士会・社会福祉士会（高齢者・障害者虐待対応チーム）と契約。

①被虐待者と養護者の分離の有無

3種類のネットワーク構築への取組有無別に、「a)被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」と「b)被虐待者と虐待者を分離していない事例」の件数割合をみたところ、いずれのネットワークにおいても構築取組の有無による差異はほとんどみられなかった。

図表 2-V-3-5 ネットワーク構築の取組有無別にみた分離の状況

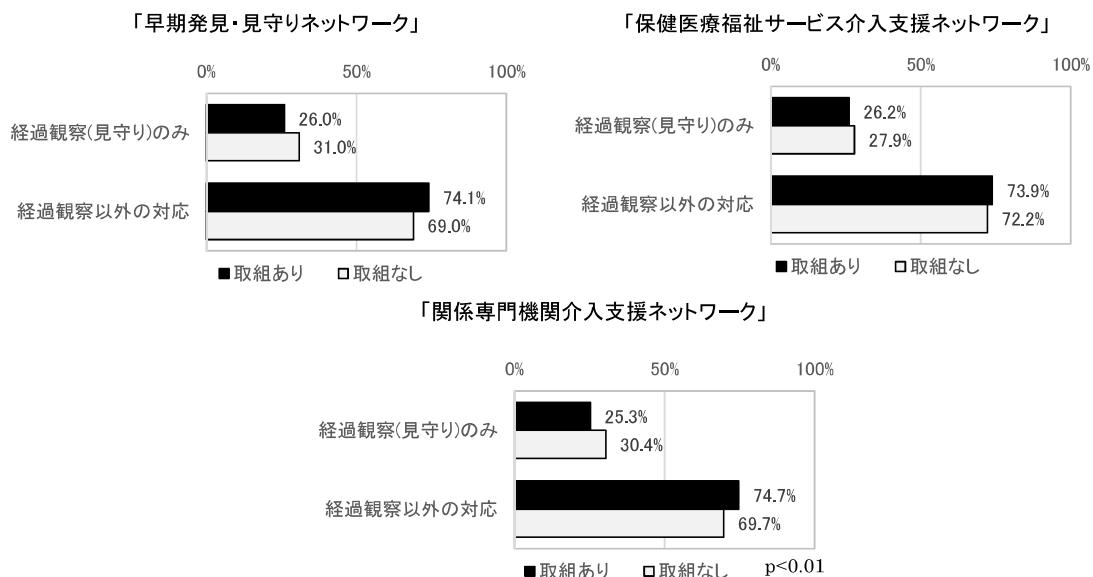


②被虐待者・虐待者への支援内容（非分離事例）

被虐待者と虐待者を分離していない事例を対象に、3種類のネットワーク構築取組状況と行われた支援内容（「経過観察（見守り）のみ」、「経過観察以外の対応」）の件数割合を比較した。

その結果、「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築に取り組んでいる市区町村では取り組んでいない市区町村に比べて「経過観察（見守り）のみ」の割合が有意に低くなっていることが確認された。「早期発見・見守りネットワーク」では統計的有意差はなかったものの、同様の傾向がみられた。この結果を踏まえれば、ネットワーク構築への取組は、経過観察（見守り）以外の被虐待者や虐待者（養護者）への支援提供に寄与していることがうかがえる。

図表 2-V-3-6 ネットワーク構築の取組有無別にみた支援内容



図表 2-V-3-7 「早期発見・見守りネットワーク」構築の取組と、被虐待者・虐待者への支援内容

	「早期発見・見守りネットワーク」					
	取組あり		取組なし		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
経過観察(見守り)のみ	2,587	26.0%	582	31.0%	3,169	26.8%
経過観察以外の対応	7,363	74.1%	1,297	69.0%	8,660	73.3%
計	9,941	100.0%	1,880	100.0%	11,821	100.0%
(経過観察以外の対応内容)						
a) 養護者に対する助言・指導	5,355	72.7%	870	67.1%	6,225	71.9%
b) 養護者が介護負担軽減のための事業に参加	252	3.4%	58	4.5%	310	3.6%
c) 被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	774	10.5%	127	9.8%	901	10.4%
d) 既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	2,653	36.0%	460	35.5%	3,113	35.9%
e) 被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	442	6.0%	77	5.9%	519	6.0%
f) その他	1,439	19.5%	297	22.9%	1,736	20.0%

図表 2-V-3-8 「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」構築の取組と、被虐待者・虐待者への支援内容

	「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」					
	取組あり		取組なし		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
経過観察(見守り)のみ	1,965	26.2%	1,204	27.9%	3,169	26.8%
経過観察以外の対応	5,549	73.9%	3,111	72.2%	8,660	73.3%
計	7,512	100.0%	4,309	100.0%	11,821	100.0%
(経過観察以外の対応内容)						
a) 養護者に対する助言・指導	3,995	72.0%	2,230	71.7%	6,225	71.9%
b) 養護者が介護負担軽減のための事業に参加	163	2.9%	147	4.7%	310	3.6%
c) 被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	574	10.3%	327	10.5%	901	10.4%
d) 既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	2,009	36.2%	1,104	35.5%	3,113	35.9%
e) 被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	343	6.2%	176	5.7%	519	6.0%
f) その他	1,136	20.5%	600	19.3%	1,736	20.0%

図表 2-V-3-9 「関係専門機関介入支援ネットワーク」構築の取組と、被虐待者・虐待者への支援内容

	「関係専門機関介入支援ネットワーク」					
	取組あり		取組なし		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
経過観察(見守り)のみ	2,124	25.3%	1,045	30.4%	3,169	26.8%
経過観察以外の対応	6,267	74.7%	2,393	69.7%	8,660	73.3%
計	8,389	100.0%	3,432	100.0%	11,821	100.0%
(経過観察以外の対応内容)						
a) 養護者に対する助言・指導	4,520	72.1%	1,705	71.2%	6,225	71.9%
b) 養護者が介護負担軽減のための事業に参加	190	3.0%	120	5.0%	310	3.6%
c) 被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	653	10.4%	248	10.4%	901	10.4%
d) 既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	2,288	36.5%	825	34.5%	3,113	35.9%
e) 被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	389	6.2%	130	5.4%	519	6.0%
f) その他	1,221	19.5%	515	21.5%	1,736	20.0%

4. 体制整備の具体的方法

市区町村における高齢者虐待防止・対応のための体制整備等に関する平成29年度内の取組状況を調査した14項目について、「広報・普及活動」「ネットワーク構築」「行政機関連携」「相談・支援」の4カテゴリに分類した上で、実施している場合はその具体的な方法を、未実施の場合はその理由等を自由記述により回答するよう求めた。

図表2-V-5-1 体制整備項目について記述回答を求めたカテゴリ

質問項目	カテゴリ
問1 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）	広報・普及啓発
問2 地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	
問3 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	
問4 居宅介護サービス事業者に法について周知	
問5 介護保険施設に法について周知	
問6 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	
問7 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	ネットワーク構築
問8 介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	
問9 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	
問10 成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	行政機関連携
問11 法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	
問12 老人福祉法の規定による措置を探るために必要な居室確保のための関係機関との調整	
問13 虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	相談・支援
問14 居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	

図表 2-V-5-2 体制整備の具体的方法として回答された主な内容

1. 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知(年度中)
○パンフレット等の配布、広報誌等への掲載
市広報で高齢者虐待相談窓口、高齢者虐待に関する掲載による周知を実施
毎年度広報紙で高齢者虐待養護者支援について掲載し、窓口部局と合わせて住民へ周知
町内全域配付の広報紙への虐待・通報等に関する記事及び相談窓口の掲載
夜間・休日虐待窓口の周知
生活情報誌等で対応窓口を周知
チラシを各戸に配布し住民へ周知
介護保険パンフレット、認知症ケアパスに掲載
広報誌に高齢者虐待や見守り活動について掲載
○上記以外のメディアを使用した周知
地域包括センターなどにより記事を掲載し、住民や関係機関に周知
ケーブルテレビによる住民に対する周知
健康祭り等のイベントにおいて、ポスター掲示、チラシの配布等により周知活動を実施
ケーブルテレビ文字放送で周知
○会議集会等での周知
出前講座等で地域包括支援センターの役割を説明
老人クラブ、サロン、民生委員会などでパンフレット配布
民生委員、町内会、老人クラブなどの会合で周知
弁護士と連携を図り、権利擁護セミナーの開催をおして相談窓口等を周知
地域での介護予防教室等での周知
自治会住民に対して、認知症の講座時に周知
認知サポーター養成講座の開催
○福祉・健康等に関する広報等における周知
毎月の制度説明会や地域巡回介護予防事業において、パンフレットを使用し虐待の相談窓口として包括支援センターを紹介
窓口については健康カレンダーや広報誌に掲載
2. 地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する周知
○形態の工夫
県と共に研修を開催
地域振興局と共に住宅介護支援専門員向けに研修を実施
管内合同で虐待の研修会を開催
勉強会の開催や県の研修への参加
都道府県及び関係団体主催の研修に参加
県の高齢者虐待対応職員研修や高齢者虐待防止フォーラムに参加
虐待ネットワーク会議で研修等を実施
県及び高齢福祉者虐待対応専門職チームが開催した研修に参加
研修については広域市町村圏組合で実施
包括支援センター内部研修実施
○対象者の工夫
町と包括職員を対象に虐待に関する研修会を実施
可能な限り行政職員とともに研修に出席
民生委員、介護支援専門員、町職員等を対象とした高齢者虐待防止研修会を毎年開催
○研修テーマの工夫
悪徳商法等に関する研修実施
成年後見について毎年管轄の裁判所にて研修を受講
成年後見人等が行う事務等について、被後見人等の死後事務や、医療同意など、制度上分かれづらい実務上の対応について、事例などを交え、弁護士より講演してもらい、民法、その他関係法律についての理解がより深められ、医療、養介護施設従事者等による共通理解のもと、要支援者の支援の向上が図られるよう、研修会を開催。
高齢者権利擁護研修の実施
○講師招聘
年に2回、包括支援センター職員との連絡会において、弁護士との事例検討会を開催
講師を招いて高齢者虐待等についての研修会を包括支援センターで実施
年2回外部講師を迎えて、福祉課・地域包括支援センターの職員・住民、住宅介護サービス事業所・介護保険施設向けにそれぞれ研修を実施
弁護士による講演、グループワーク等
○研修等への派遣・参加の促し
区主催研修会の開催や派遣研修参加への支援
関係者の研修は県や関係団体の行う研修への参加勧奨や地域包括支援センターが開催する会議研修において周知

3. 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	
○パンフレット等の配布、広報誌等への掲載	<p>広報誌に「みんなで防ごう高齢者虐待」と題して1ページ特集記事を掲載 街頭で高齢者虐待防止チラシ(約500枚)を市民等に配布し防止を呼びかけ 住民向けパンフレットを作成し、住民が集まる機会に合わせて説明・配布 毎月全戸配布の広報誌の3月号に高齢者虐待防止についての記事等を掲載</p>
○上記以外のメディアを使用した周知	<p>ホームページ上に簡易・セルフチェックリスト等を掲載することによる高齢者虐待についての住民向け普及啓発 地域包括支援センターのパンフレットに高齢者虐待について記載 地域住民向けに高齢者虐待防止を呼び掛ける小冊子を作製し、介護事業所や公民館等に配置 ケーブルテレビによる住民に対する周知</p>
○会議集会等での周知	<p>市民、民生委員を対象にした講演会の開催 町民向けに成年後見制度について、寸劇をまじえた講演会の開催 民生委員会や老人クラブでの研修会 地域サロンにて住民へ虐待に関するミニ講座を実施 地域のミニティサービスにて虐待対応についての情報提供協力など発見時の対応について周知 県の高齢者虐待対応市町村支援事業を利用し、高齢者虐待防止に係る講演会の講師依頼を行い、民生委員向けに講演会を実施 町内会等の出前説明会等で高齢者虐待について説明を実施 民生委員等の一般市民対象の高齢者虐待研修会をDV担当部局と合同開催 市民向け虐待防止研修(市内5ヶ所)、家族介護教室(2回)、出前講座実施</p>
○福祉・健康等に関する広報等における周知	<p>健康カレンダー</p>
4. 居宅介護サービス事業者に法について周知、及び 5. 介護保険施設に法について周知	
○周知等のための研修等の開催	<p>介護保険サービス事業所職員を対象にした虐待防止法に関する学習会を実施。 包括支援センターを含む介護従事者向け講演会を市独自に開催し、法の周知および虐待対応に関する研修を実施 包括・居宅介護サービス事業所・施設に対しては基礎研修を実施。その他市内の介護サービス連絡協議会(独自組織)で行う研修を共催 弁護士の協力を得て、民生委員や町内施設職員対象に高齢者虐待防止についての研修会を実施 高齢者虐待防止連絡協議会を組織し、各事業所職員等参加のもと、代表者会議内で窓口周知・講師を招いての研修を実施 介護保険事業所に対して県弁護士会に講師を依頼し、虐待対応について法的視点を交えながら研修会を実施 福祉関係者、行政関係者を対象に高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する講演会を実施 地域包括支援センター主催の医療介護従事者向け研修にて、高齢者虐待研修を実施 権利擁護セミナーの実施や養介護施設従事者等への虐待防止研修を実施 高齢者虐待対応専門職チームに要請し研修を実施 近隣市町(1市2町)で、居宅介護支援事業所を対象とした高齢者虐待に関する研修会を実施 入職3年以内の養介護施設従事者を対象に研修会を開催</p>
○会議・研修等の機会を利用した周知	<p>虐待対応マニュアルを作成し、地域ケア会議等を通じて関係者に周知 地域ケア会議や高齢者虐待防止見守りネットワーク会議等において周知 地域包括ケア会議、介護支援専門員等支援会議で周知 地域・個別ケア会議等で研修を実施 法人内研修や勉強会等で虐待関連テーマを取り扱う際に、依頼により周知啓発 施設の虐待研修への参加や、地域振興局と合同での研修会の開催 地域ケア会議において高齢者虐待に関する部会を設置し、部会をとおして周知 地域ケア会議、介護支援専門員研修、事業所研修などの機会に実施 介護保険施設や居宅介護サービス事業者に対しては、指導監査の際に周知 毎月行われる研修会とあわせて勉強会を実施</p>
○情報提供	<p>居宅介護サービス事業所への研修資料の配付 国や県からの文書は、関係機関に周知 居宅介護サービス事業者及び介護保険施設については隨時、周知</p>
○研修・自己評価・取組等の促し	<p>介護相談員による施設への周知 町以外が実施している研修会への参加を促している 事業所等に向けた注意・喚起 高齢者虐待防止の周知ポスターを作成し、関係グループや居宅介護サービス事業所、介護保険施設などに掲示 各種講演会や研修会等への参加を文書により呼びかけ</p>

6. 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成

○マニュアル・要綱・ガイドライン等を独自に作成

H29年度に高齢者虐待マニュアルを作成し、リーフレットとともに町内の関係機関へ配布

課内で共有できるよう「高齢者虐待対応フロー」を作成

独自のマニュアル及び、事業者向けのマニュアルを作成し、事業者向けのマニュアルは、市内居宅介護サービス事業者等に周知
要援護高齢者等支援ネットワークマニュアルを作成

市独自で対応フローを作成

高齢者虐待対応マニュアル作成、配布

サービス事業者向けに虐待対応の手引きを29年10月に発行

高齢者と障がい者と合わせた虐待対応マニュアルを作成

平成29年度に高齢者虐待対応マニュアルを作成し、関係部署、関係機関等の役割を明記するとともに、防止についても併せて周知
独自にマニュアルと簡易版マニュアル(啓発用)を作成

○都道府県・他団体等のマニュアルを参考にし、独自マニュアル等を作成

県作成マニュアルを参考に高齢者虐待対応マニュアルを作成

県の手引きを参考にして作成

マニュアルは国・他自治体を参考に作成

○マニュアル改訂等

高齢者虐待防止マニュアルを家庭用、養介護施設用、専門職用の3種類を平成29年度に改訂

対応フロー図の見直しを実施

養護者虐待・施設従事者等虐待それぞれの対応マニュアル・フロー図を平成29年度末に改訂

高齢者虐待防止マニュアル(改訂版)の作成

市高齢者虐待対応マニュアルの住民向け簡易版を作成し配布

7. 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組

○新たに構築

住民組織・医療介護事業所・行政等が加盟しているネットワークを構築し、取組実施

民生委員・町内会始め介護サービス事業者・診療所・警察・消防並びに企業団体及び行政職員等による見守りネットワーク体制を構築したことにより早期発見、早期対応に繋がっている。

高齢者のみまもりネットワーク事業として、地域住民や民生委員、介護保険サービス事業所をはじめ、市内の様々な事業所の登録を実施。登録事業所や協力機関を対象に会議を開催し、ネットワークの構築・推進を図っている。

ひとり暮らし高齢者等を地域ぐるみで見守り支えるために、民生委員・業務委託先の地域包括支援センターなどで情報交換を行い、ネットワークの強化を図っている。

各地域包括支援センターにて地区連絡会を実施し連携を図っている。

銀行や郵便局、新聞販売店等と市が契約をし、配達員が異変に気付いた際には包括に通報が入るようになっている。民生委員からも担当課を通じ情報が入るようになっている。

民間企業(市内新聞店や郵便局)との協定を推進している。また、地域包括支援センターを中心に、圏域内にある商店等とのネットワーク構築を推進している。

地域包括支援センターが実施する地域ケア会議において民生委員等も含めたネットワーク構築を行っている。

○既存ネットワークを活用

町・包括・警察・社協・民協・消防・人権擁護委員・介護サービス事業者等により「あんしんネットワーク会議」及び「包括・居宅等連絡会」や「地域ケア会議」を開催している。

民生委員、社協、行政(福祉・保健・包括等)関係機関による地域ネットワーク会議を開催。また、行政、福祉団体、民生委員、学校関係者、状況により福祉事務所や児童相談所、警察等を含む虐待防止対策連絡協議会を設置済み。

虐待対応に限定しないが、見守りネットワークを強化し、地域との情報共有に取り組んでいる。

高齢者虐待及び徘徊高齢者等SOSネットワーク運営会議を同時に開催し、日常的な見守り体制の構築を図っている。福祉関係団体や見守り協力事業所に対し、ネットワークシステムの紹介や見守りチェックリスト配布及び説明を随時行っている。

あんしん見守りネットワーク事業を実施。87民間事業所に住民の安否確認、徘徊搜索を依頼。虐待の早期発見、通報もマニュアルを通じ通報内容の一つとなっている。

地域での見守り支え合い制度(災害時要援護者対策)や民間運送、宅配業者との提携による見守りネットワークにより早期発見ができる体制を構築している。

高齢者見守りネットワーク(市内12地区)、CSWや地区福祉委員等による地区ケア会議にて、見守りを実施。

高齢者見守りサポーターの登録事業を実施し、支援が必要な高齢者の早期発見、早期対応に努めている

地域の高齢者の地域支え合いネットワークの実施

地域住民主体のネットワーク活動支援を実施

社会福祉協議会が中心となり、民生委員や地域住民、民間事業者等で構成する見守り安心ネットワークに行政も参加している。

地域ケア会議、民生委員協議会や認知症初期集中支援チーム会議、医療・介護連携会議等既存ネットワークを活用。

民協に月1回参加し、年間ですべての町内会を回り、虐待の防止及び地区との情報交換している。介護保険課が窓口となっている包括や在介、地域包括ケアセンターとの連携を密にし、ネットワークの活用及び構築に努めている。

○	ネットワークの増強
今年度においては、75歳以上の単身高齢者世帯を対象にする見守りネットワーク事業実施の他、民間事業者との協定による地域見守り活動を実施している。また、障がい者分野の委員を含めた対策協議会を設置し、支援ネットワークの構築を図っている。	
高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク協議会の中で対応している。	
年に数回、高齢者虐待対応・認知症高齢者支援ネットワーク推進会議を実施している。	
○	事例ごとの連携
体制化はしていないが、学習会等を通じて早期発見・見守りを啓発し、ケース対応に係る会議を通じて必要時に必要な職種と連携している。	
個別ケースに応じて支援策を検討し、対応している。	
虐待防止対策会議委員を中心として、必要に応じてケースごとに民生委員や医療従事者などに出席を依頼し会議を開催している	
個々の事例により関係機関との連携や対応を図っている。	
8. 介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉介入支援ネットワーク」の構築への取組	
介護保険事業所、医療機関等が集結し、月1回定期例で地域ケア会議を開催している	
事業者のネットワークは、受理会議後の個別のケア会議で実施	
地域ケア会議等を活用したネットワーク構築を取り組んでいる	
個別のケース会議やネットワーク会議を通して、支援者・関係者のネットワーク構築を行っている。	
地域ケア会議を実施し、医師、福祉関係者、行政関係者でケース検討を行っている。	
介護保険事業者、法律関係、行政職など合同で研修会を開催し、関係機関との連携や支援に向けたネットワーク構築を目的に取り組んでいる。	
地域ケア会議の実務者会議(虐待対策部会)において、法律・医療・介護・社協・福祉事務所等の関係機関とともに事例を検討している。	
9. 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関入支援ネットワーク」の構築への取組	
県弁護士会に依頼をし、弁護士を交えながら、地域包括支援センターや実際の関係者と虐待対応の事例検討会を行っている。必要に応じて民生委員や近隣住民等に協力を得ながら虐待対応を行っている。	
高齢者虐待アドバイザー契約の締結や、高齢者虐待等専門職チーム検討会議を定期的に開催	
月1回、弁護士等のアドバイザー、保健福祉課職員、社会福祉協議会職員、町民後見人等で権利擁護に関する会議を開催。	
権利擁護ネットワーク会議による専門機関、医療福祉等の関係者も含めた介入支援ネットワークを構築している。	
事例によっては法テラスの弁護士や医療機関との連携を取っているが、虐待対応に限定せず、高齢者全般の支援の構築として行っている。	
保健、医療、福祉分野関係者に加え、人権擁護関係者、警察、弁護士、学識経験者など、多職種多機関から構成されるネットワークを構築している。定期的に会議も開催し、それぞれの視点や専門性を生かして複雑化する虐待事例に介入している。	
介護支援専門員、施設職員、医療ソーシャルワーカー、弁護士、司法書士、行政書士、行政からなる権利擁護勉強会を毎年2回開催しており、何かあればすぐに相談しあえる関係性ができている。	
虐待対応における助言等の支援を得るため、弁護士会・社会福祉士会(高齢者・障害者虐待対応チーム)と契約。	
司法関係者、医療機関、警察、介護保険事業者等を構成員とする権利擁護広域ネットワーク会議を定期的に開催している。	
10. 成年後見制度の市区町村長申立てが円滑にできるように役所・役場内の体制強化	
○	条例・要綱等の整備、予算の確保
市町村長申し立てについての要綱作成、予算化	
成年後見利用支援事業要綱を制定し相談を受けている。	
申立てについて弁護士と委託契約を結んでいる。	
成年後見制度利用支援事業について、報酬助成基準等を明確にし、使いやすくなるよう協議しています。	
平成29年度、「成年後見制度利用支援事業」の要綱について、町長申立てのみならず親族申立てについても費用助成出来るよう全改訂。	
○	協議・連携
権利擁護センターの設置(社会福祉協議会)により連携を図っている	
市社会福祉協議会「成年後見サポート推進協議会」から専門的意見を求め、成年後見制度利用支援に関する判定委員会により支援の要否を調査協議している。	
成年後見制度利用のための情報交換会を社会福祉協議会と定期的に開催しており、市町村申立てが必要な場合、円滑に行えるよう取り組んでいる。	
成年後見制度は65歳以上は地域包括支援センター、65歳未満の障がい者は社会福祉課で対応し、連携を取りながら進めている。	
市長による成年後見申立てについて、市ケースワーカーが申立て事務、成年後見制度所管課が手数料事務、後見人候補者紹介を社会福祉協議会等が、役割分担して行っている。	
市長申し立てについて、課内・地域包括支援センター職員を等含め検討会を実施し、市長申し立てについて適切か判断を行ったうえで市長申し立てを行っている。	
包括の権利擁護担当者連絡会に、成年後見担当部署である社会福祉協議会職員の参加。	
虐待や成年後見制度の相談について、障害福祉関係部署(福祉課)との協働対応や基本計画作成等の業務連携を行っている。	
平成27年度に高齢者・障がい者権利擁護センターを開設し、市長による申立て事務を委託している。	
高齢福祉担当、包括全員で担当するが業務分担として3名を主担当して配置し、役割と責任の所在を明確にしている。	
成年後見・権利擁護センターと関係各課を交えた定例会や個別ケース会議により役割分担、期限の設定を行い速やかな申立て準備ができる体制を作っている。	

○会議等の整備
役所内に成年後見等審査請求委員会を設置
親族申立てが困難な場合は区長申し立て審判会議を開催し、区長申し立てを行っている。また、権利擁護センター専門相談も活用している。
成年後見制度の区長申立てが円滑にできるように、区社会福祉協議会の権利擁護板橋サポートセンターにおいて、司法書士及び弁護士を含めた調整会議を毎月1～2回実施。
府内・外の関連機関との月1回の定期連絡会を開催
府内において成年後見人市長申立て会議を設置
定期的に役所内の福祉関係課でケース検討会議を実施しています。
各区福祉事務所が市長申立てを実施する際に、福祉事務所関係部署による会議を実施。
市長申立てに必要な情報が収集できるよう府内で連携を図るとともに申立てにかかる事案について関係部署や機関からなる審査会を行っている。
市長申立てについては、行政関係課からなる審査会を実施し、申立案件について検討している。
成年後見制度の円滑な利用及び市の体制整備のための検討会を定期的に開催している。
○人員等体制整備
担当職員が研修会等に参加するなどスキルを高め、役所内の成年後見審判申立審査会で了解を受け円滑に進めている。
成年後見制度が適切に活用できるよう平成29年に成年後見支援センター(実施機関)開設。
「成年後見制度利用支援事業実施要綱」による手続きや費用助成を実施。また社会福祉協議会に成年後見・あんしんサポートセンターを設置し、障害者・高齢者担当部門と連携。
市長申立て支援の流れについて対応フロー図により体制を明確化
行政担当者と司法書士と市長申立ての勉強会を開催
役所内に社会福祉士を配置。県主催の研修に参加や司法書士とともに市長申立て実務研修を実施するなどして円滑な申立ての体制強化に取り組んでいる。
包括と共同で権利擁護研修会を実施
市長申立てマニュアルの改訂作業等、制度の変更にも対応できるよう職員のスキル向上に取り組んでいる。
○周知
障害者福祉担当部署との共催により町民向けの成年後見制度をテーマに説明会と個別相談会を開催した。
市民相談窓口に制度の周知を図り、スムーズに担当部署へつなぐ体制を整えている。
11.法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議
○協定締結、協力に関する文書等の作成
高齢者虐待防止通報表による通報依頼、対応時の同行依頼
警察署と高齢者虐待被害者の安全確保に関する協定を締結
○情報交換・協力体制確認・周知等
警察署担当者とは、事業の支援経過報告書等を通じて密に連携している。
地元警察署と情報共有のための会議を定期開催し、警察機関との連携体制を構築している。
高齢者安全対策実務者研修を通じて警察関係者との協議実施
月1回、要支援高齢者(困難事例や虐待事例、徘徊高齢者など)の支援会議を実施しており、警察関係者に参加してもらっているので、必要時助言、支援をお願いできる状況である。
管轄の警察署とは、虐待事例の事後対応の経過について情報共有するための打合せを定期的に設けています。
地域ケア会議等において、区内警察署と地域包括支援センターとの関係づくりを深めている。
警察とは虐待防止ネットワーク協議会等を通じて連携を図っている。
地域包括支援センターと警察担当部署との会議を行っている。
警察署担当課との援助要請等に関する勉強会を開催。
12.老人福祉法の規定による措置を探るために必要な居室確保のための関係機関との調整
○契約締結等
必要応じて一時保護等が実施出来るよう、短期宿泊事業(市単独事業)の業務委託契約を特別養護老人ホーム等と締結している
高齢者虐待防止事業実施要綱に基づく緊急避難短期入所委託契約を介護保険サービス事業所と行っている。
近隣の特別養護老人ホームとやむを得ない事由による措置に関するネットワーク体制に関する協定書を取り交わしている。
養護老人ホーム2箇所、特別養護老人ホーム4箇所と短期入所の契約を行っている。
区内にある3ヶ所(医療機関2、介護施設1)の施設と年間契約を行い、緊急一時保護先として居室を確保している。
緊急一時保護等、施設と契約を締結し、受け入れ先の確保を行うとともに、「やむを得ない措置」を活用。
特別養護老人ホームに年間2床のベッド確保。また、有料老人ホーム空床を利用して必要時ベッドを使用させてもらっている。(単価契約)
市内の養護老人ホームを運営する社会福祉法人と短期宿泊事業の委託契約を締結。虐待発生時には、被虐待者の緊急避難場所として利用している。
緊急保護の要綱を作成し、虐待等の緊急時に、養護老人ホームや特別養護老人ホームへ短期入所ができるように、施設と契約を行っている。(最長2ヶ月間)

○事業としての整備、予算確保等
一時保護の措置をとる際に備え、町内の特別養護老人ホームに居室確保するための予算を計上している 高齢者緊急一時宿泊事業(特養ホーム空床利用)。 平成24年度より高齢者緊急一時保護事業(老人福祉法上の「やむを得ない事由による措置」)を実施。 養護老人ホームにおける短期宿泊事業を実施。 緊急時に対応できるよう複数の養護老人ホームと生活管理指導短期宿泊事業の契約を締結し、予算計上している。 緊急ショートステイとして、市内特別養護老人ホームに2床ベットを確保している。
○対象施設・事業所以外の代替施設の確保・利用
町内生活支援ハウスに緊急時の部屋を確保している。 地域密着型特別養護老人ホームにて措置も可能となっている。
○協議・連携、情報共有等
緊急時に措置を探れるよう、施設に依頼済み 町内の介護施設事業者と調整し居室の確保を実施している。 緊急避難先となる養護老人ホームの空室確認・及び調整。 市内受け入れ施設へ、受け入れ時の流れについて毎年説明を行う 特別養護老人ホーム施設連絡会での緊急保護案件の報告 市独自のサービスである緊急一時入所サービスを実施するに当たり受け入れを依頼する施設とは調整をしている。 一時保護施設確保事業の契約時に受託施設と話し合い及び高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会での協議により調整を図っている。 養護老人ホーム入所措置担当者と情報交換し、入所可能性があるケースについて情報提供している。 管内の養護老人ホーム施設との調整
13.虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言
○他機関との連携、対応体制の工夫
保健師、福祉係職員、ケアマネが家庭訪問を行い相談、指導・助言を行っている 包括支援センター職員、地区担当保健師、保健福祉課職員等が連携し対応 コアメンバー会議や個別ケース会議を開催し、対応方針や関係者の役割分担について協議している。 養護者の精神疾患への対応や経済的課題への相談対応。養護者の介護負担軽減のためケアマネジャーとの同行実施。 虐待が疑われるケースに対し、訪問調査等を行うとともに総合的に相談を行い、必要な医療や介護サービスへつなげる等本人のみならず擁護者に対しても必要に応じて対応を実施。 担当ケアマネージャや保健師が心のケアをしている。 再発防止目的及び介護負担の軽減等を図るために、行政、包括支援センター、居宅支援事業所、介護サービス事業所との連携で養護者の相談に応じている。 地域型の地域包括支援センターと役割を分担し、行政機関として養護者との面接や相談指導等を実施している。 再発防止に向け、養護者・当事者を含めた関係者と協議し、改善に向けた指導、提案、支援とモニタリングを実施。必要に応じて警察、医療機関、民生委員、老人施設等との連携を図っている。 虐待者である養護者が経済的に困窮している場合では、法律相談やその他の保護機関(生活保護)などの相談につなげるほか、養護者に精神疾患等があるような場合には、保健部門と連携するなど、個々の状態に応じた対応を行っている。 被虐待者の支援を検討する場合、養護者と面接を行い必要な福祉等(生活困窮者自立支援、生活保護、障害者福祉等)の窓口に繋ぐ。 養護者に対する相談、指導は担当職員もしくは、スーパーバイズをしている医師より相談助言する体制を取っている。 地区担当保健師、ケアマネ等支援者が役割分担を明確にし相談助言方法内容も共有し対応。指導や助言の実施状況を共有し再度検討の機会を持つ。 地域包括支援センターに併設しているヘルス部門の相談所職員と協力をを行い、養護者支援を行っている。 養護者に対しては、虐待担当者以外にも、福祉事務所や生活サポートセンターなどの支援機関などと連携し、生活支援を行っている。 養護者に対しても、ケアマネジャー、介護保険事業所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の関係機関が連携して支援や見守りを行い、必要に応じて助言等を行っている。
○助言、支援内容
高齢者への支援と同時に、養護者に関するアセスメントも実施し、医療機関への通院や生活保護の申請など課題を明確にした上で支援を実施している。 虐待を行った養護者を含む家族に対し、介護負担の軽減や養護者自身の病気(認知症等)の治療の必要性について助言している。 養護者とも話をし、介護負担の軽減や必要なサービスに結びつくように支援しています。 養護者と高齢者のそれぞれに対応担当を配置し、相談等に当たっている。 高齢者虐待対応マニュアルに基づき訪問面接及び介護サービス導入等を実施 本人支援とともに養護者にも働きかけ、介護に関する精神的負担が軽減するような支援を心がけている。 虐待者に息子が多いことから、息子介護者を対象にした介護者の会を行い、ピアカウンセリングの場を設けることで、介護サービスを利用することに繋がったケースもあった。 家族会への参加の促し、必要であれば介護保険サービスの利用を促し負担を軽減するように説明をしている。介護家族の会等で介護ストレスに対する悩みを話せるようにしている。 養護者に対し適切な介護方法やサービスの利用を促し負担を軽減するように説明をしている。介護家族の会等で介護ストレスに対する悩みを話せるようにしている。

14.居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用してない高齢者の権利利益の
養護を図るための早期発見の取組や相談等

○要綱等体制整備

権利擁護に関しては市および地域包括支援センターに窓口を設置。

虐待ケース台帳の他、地域包括支援センターがグレード台帳を作成し、リスクが高いケースに対し、適切に支援を行うことができるよう
対応。

権利擁護に特化した、権利擁護支援センターの開設準備(H31年予定)

○訪問・実態把握調査

介護認定の受けておらず、サービスを利用していない高齢者の居宅を訪問し、生活課題がないかどうか確認している。

70歳以上で構成される世帯には、毎年高齢者実態調査を行い、地域包括支援センター職員や市職員が高齢者宅を訪問し、実態把握や早期発見に努めている。

高齢者生活実態調査や民生委員あるいは安否確認等の情報により、早期発見、相談等をすすめている。

訪問相談員による定期訪問や80歳を迎えた方への誕生日訪問を実施している。

民生委員の見守りや保健師等の訪問を実施している。また、認知症初期集中支援チームを設置している。必要に応じて成年後見制度の利用支援に繋げている。

高齢者実態把握調査による状態把握及び地域ケア会議等で関係機関との情報共有、見守り状況の確認を行い早期発見・相談に繋げている。

65歳到達及びサービス未利用の高齢者については、地域包括支援センターが定期的に訪問し、世帯の見守り支援している。

高齢者世帯には、社会福祉協議会や民生委員が定期的に訪問し必要なサービスについて助言等を行っている。

訪問による、介護認定更新未申請者の把握。持病があるにもかかわらず受診をしていない方への指導、又はレセプトより受診履歴を確認し対象者への指導等。

住民や民生委員を通してサービスの必要性があるにも関わらずサービスを受けていない方を発見し個別訪問等で対応を行っている。

精神疾患が疑われる場合は、精神科医に同行訪問を依頼し見立てや対応方法について助言をもらっている。

地域包括支援センターにて支援の必要がある高齢者への見守り訪問や民生委員等との情報交換を適宜実施している。

認知症高齢者見守り訪問事業や地域包括支援センターの実態把握業務等により、実態把握と支援を行っている。

医療機関の受診や介護サービスの利用につながっていない高齢者に対し、医師のアウトーチなどの取り組みを実施している。

各地域包括支援センターに訪問支援員を配置し、ひとり暮らし高齢者等のうち要援護高齢者の掘り起こし・ニーズの把握を行う事業を、平成29年度モデル実施し、平成30年度からは全地域にて実施。

高齢者見守り相談窓口職員がアウトーチして高齢者宅を訪問している。

毎年、高齢者あんしん調査として、地域包括支援センターより独居または高齢夫婦のみ世帯を対象に戸別訪問を実施している。

地域の介護サービス等を受けていない70歳以上の独居もしくは高齢夫婦のみの世帯の高齢者、または70歳以上と40歳以上の子の2人世帯を中心に、民生委員による戸別訪問を実施し、生活状況の把握を行うとともに必要な支援につなげている。

セルフネグレクトについては複数回の訪問、面談をとおして関係構築を図り、サービス導入等への支援を実施。

介護保険サービスが未利用の高齢者に対し、経過観察が必要な場合、定期訪問等を行っている。

市内4箇所に地域包括支援センタープランチを設置し、独居や高齢者世帯等に対し、実態把握を委託し、定期的に訪問をし、権利利益の早期発見や必要なサービスの結び付けを行っている。

生活支援コーディネーターによる情報収集と住宅訪問及び相談を行っている。

早期発見の取組みについては、地域包括支援センターや社会福祉協議会が連携し、在宅高齢者の個別訪問等を実施し要支援対象者の掘り起しを行っている。

総合相談で包括に情報が入って来たり、認定申請を受けながらサービス利用に繋がっていない方には、訪問しながら状況を確認している。

保健師による戸別訪問による地域巡回、在宅医療介護連携を通して、情報集約、早期発見、相談に取り組んでいる。

ひとり暮らし高齢者訪問事業により、高齢者の見守りを行い、状況によって地域包括支援センター、関係機関等に繋げている。

○関係機関との連携、会議等の活用
ケア会議等を活用し、様子の気になる高齢者情報共有を図り、地域包括支援センター職員や保健師等が訪問を実施し、早期に対応している。
地区地域包括支援センター(委託)による高齢者の実態把握や日常的な訪問業務から問題点を発見し、地域ケア会議や包括連絡会議等により解決の方向性を検討している。
民生委員、事業所、警察等からの情報により、訪問や状況に応じ親族への連絡や必要な社会資源につないでいる。
地域で高齢者を見守る・支えるしくみによる早期発見機能の活用
高齢者等を対象とした「見守り事業」を通じて生活問題の早期発見に取り組んでいる。
小地域ネットワーク等により対応
見守りネットワークにより対応。心配な事例の相談が入ってくる。
市内の各地域包括支援センターの事例検討会を定期開催し、各担当地域の処遇困難事例や高齢者虐待事例に関する情報共有の機会を設けている。
民生委員等の関係機関との連携により早期発見に努めている
業務委託先の地域包括支援センター や警察とも連携して、該当者と思われる高齢者について情報交換を行い、個別支援ケースとして、養護者支援や高齢者の権利擁護を図るために早期発見・早期対応、関係機関との連携に取り組んでいる。
医療機関、社会福祉協議会、民生委員と連携して、相談や情報の把握と早期対応を行う
民間事業者・団体等の高齢者見守りネットワークの構築により、権利擁護が必要な高齢者の早期発見に努めている。
平素から地区組織との連携を図りサービスに繋がらない気になるケース、高齢者について報告、連絡、相談を受けている。
小学校区毎の会議等で民生児童委員や区長など地域役員と連携して事例の把握に努めている。
民生委員や高齢者お知らせ隊(新聞配達や宅配等の市内事業所)と協力。
小規模自治体のため、保健福祉課、社協、診療所、地域包括支援センター、民生委員、老人会等や地域住民と密な連携を取っており、常に早期発見、取組、相談をおこなっている。
医療機関との間で、支援が必要だと考えられる高齢者の情報共有を行っている。
社会福祉協議体の見守り員による見守り活動の中で、早期発見を行う体制作りをしている。
要援護者、虐待の恐れがある方等の見守り名簿を作成し、町内の保健医療福祉関係事業所間で共有している。
小地域ケア会議を活用し、要援護高齢者の早期発見により対応に結びつけている。
○周知
認知症サポーター養成講座や、高齢者グループ・団体を対象とした出前講座等を開催し、認知症理解者の養成を図ることにより異変に気づきやすい地域づくりを行っている。
地域包括支援センターだよりや老人クラブでの講話を行い、地域住民に対する相談窓口の周知を行った。
地域包括支援センターやプランチによるアウトリーチ、地域包括支援センターで実施している介護予防教室での見守りや普及啓発、民生委員や関係機関、庁内関係課と連携し情報収集を行っている。
地域包括支援センターによる町内会等での周知、民間業者との見守り協定
民生委員児童委員や介護支援専門員、介護サービス事業所の会議、研修会等で、地域包括支援センターが早期発見等の啓発を行った。
高齢者の事業対象者把握事業として基本チェックリストの配布・回収を行い、対象者に関して説明会や訪問を実施。

5. 市区町村が挙げた課題

高齢者虐待対応を行うにあたっての課題等について自由記述形式で回答を求めたところ、養護者による高齢者虐待に関しては 277 件、養介護施設従事者等に高齢者虐待に関しては 20 件の回答が寄せられた。

養護者による高齢者虐待関連では、「発見／通報困難／啓発」に関する事項が 45 件（16.2%）で最も多く、次いで「虐待判断・定義」28 件（10.1%）、「関係機関連携・ネットワーク」25 件（9.0%）、「養護者支援（全般）」24 件（8.7%）の順となっていた。また、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関しては、対応する市区町村の体制等に関するものほか、施設・事業所に対する啓発等の必要性を指摘する意見や医療機関への措置など制度運用上の課題に対する意見が寄せられていた。

図表 2-V-6-1 高齢者虐待対応を行うにあたっての課題等【養護者による高齢者虐待関連】
(虐待定義、マニュアルの見直し、関連制度運用上の課題等（抜粋）)

区分	具体例		
虐待判断・定義	・虐待の明確な判断基準がないため、特に心理的虐待については、虐待と認定することが非常に困難である。	「目に見える虐待」の案件が減り、例えば金銭的虐待の場合、本人の生活ができないくらいの経済状況の場合、子供による金銭搾取なのか、高齢者本人が自分の生活を切り詰めてでも子供にお小遣いとして渡しているのか等わかりにくい案件が増え、虐待なのか虐待でないのかの判断が難しいケースが増えた。	住民や役職者等からの情報があつても、本人と養護者との言い分のずれ等で虐待と判断する事が困難で、時間がかかり事態が深刻化する場合もある。
セルフネグレクト	セルフネグレクト(ゴミに覆われた環境・必要な福祉サービスや保健医療サービスを拒否)、身寄りのない方への支援対応に苦慮している。	セルフ・ネグレクトに対しての行政の介入できる法的根拠で、適当と思われるものがないことが厳しい。	独居、身寄りがいない、セルフネグレクトの方も増えており、関わりの面で誰がどこまで関わるべきかがはっきりせずボランティアで対応して頂いているところもある。特に経済面の関わりは苦慮している。
分掌・マニュアル	虐待の基準があいまいであるため、居宅介護事業者や介護保険事業所などに共通の基準を持つための働きかけを行う必要がある。また、施設で虐待が起きた際の対応マニュアルが未整備であり、今後、勉強会等を行い、マニュアルの整備や対応力の向上に努めていく必要がある。	個人の経験の蓄積による対応には限界があるため、高齢者虐待対応マニュアルの見直し等を通して対応手順等を標準化し、その手順を基礎として、他部署、他機関も含めた適切な組織的対応を実現させることができるのは課題となっている。	虐待対応は様々な背景や要因に対応する必要があるが、新任の担当者による対応は、経験値がものを言うので、マニュアル作成の必要性を感じていた。昨年度、市独自のマニュアルを作成し対応を行っているが、個々のケースを客観的に判断するために数値化する必要性を感じている。
関連制度の運用上の問題	医療的ケアが必要な高齢者も多いことから、医療機関への措置又は委託できるように法改正の必要性等を感じている。	警察等関係機関からの急な保護要請について対応に限界あり。DV防止法等の広域な対応施設、女性センターに判断能力に疑いがある方、また、要介護高齢者が受け入れられるよう施設のあり方を再検討してほしい。	虐待ケースの大多数の場合において被害者又は(同居する)加害者に精神疾患の兆候がみられることから、精神科への措置入院等も視野に入れた支援が必要と考えているが、要件が厳しく対応に苦慮している。市及び地域包括支援センターからの働きかけには限界があるため、保健所及び警察等の「主体的な」役割を明記した虐待対応マニュアルのモデルを国から示していただければと考えている。
やむを得ない事由による措置	医療依存度が高い高齢者の保護等について「やむを得ない事由による措置」ができるない場合、居所が確保しづらい等課題がある。	介護保険料未納により給付制限を受けている者に対するやむを得ない措置は自治体の負担が大きく、また、金銭を搾取されている場合には医療費や当面の生活費の確保が難しい。	高齢者を措置入所により保護した場合でも、医療が必要になることは多いが、措置費による立替が出来ない。病院に無理をお願いして、本人の金銭問題が解決されるまで支払を待ってもらっている状況。病院が了解してくれなければ、医療にかかることが出来ない。
転居・住所移動に伴う問題	当市に住民票を移さずに避難してきている高齢者の把握ができない。問題が発生してから把握することが多い。	住民票があるが、居住していない者や原発避難者が関係するケースなど、虐待対応をどの自治体が対応するか明確な指針がないため、迅速な対応が難しくなることが予想される。	

また、対応体制上の課題として、職員の人員配置や異動、委託型地域包括支援センターに対するフォローアップ体制の必要性、担当者に対するフォローアップ研修の必要性を指摘する意見も寄せられている。

図表 2-V-6-1 高齢者虐待対応を行うにあたっての課題等【養護者による高齢者虐待関連】

(職員体制等に関する課題等 (抜粋))

区分	具体例		
人員配置／確保／異動	高齢者虐待対応を行うには、極めて高度な技術と知識を要するものであるため、行政担当者においてもそのような専門的な技術をもった職員を配置することが望ましい。	虐待対応において、虐待の判断や対応方針など行政と包括が話し合う会議が必要となります。が、委託の地域包括支援センターが増える中、その対応ができる行政側の人材育成が今後ますます課題になってくるのではないかと危惧しています。	自治体担当者が交代することで、判断基準や動き方が変わり、統計集計にバラつきがでてしまう。
地域包括支援センター	地域包括支援センターでの虐待予防に関する対策および虐待の判断の有無や養護者支援に対する質の強化が必要。	委託している市内12箇所の地域包括支援センターによって、対応や判断が統一しきれない。	地域包括支援センターや市職員の虐待対応能力の向上。フォローアップ体制の整備。
研修・相談支援	コアメンバー対象者には、高齢者虐待対応現任者標準研修に参加してもらうようにしているが、日程が長いことや講習費用がかかるため、予算措置も必要であり参加しづらい。高齢者、障害者、児童など分野別の虐待対応研修とは別に、分野横断的に学習できる機会(フォローアップ研修)があると良いと思う。	小規模自治体であり関係機関との連携が図りやすい面もあるが、関係機関がどのように協力して対応するかなど実際の手法等の学習の機会などを設ける必要がある。	小規模自治体においては、扱う件数が少なくノウハウも少ないため、虐待通報として取り扱うか相談なのか、迷うケースがある。都道府県主催の研修を継続的(単発的ではなく)に行って欲しい。

図表 2-V-6-1 高齢者虐待対応を行うにあたっての課題等【養護者による高齢者虐待関連】

(発見・通報・啓発、関係部署・機関連携に関する課題等 (抜粋))

区分	具体例		
発見／通報困難／啓発	家族間での虐待で表面化するまでに時間を要したり、虐待を行った養護者が精神疾患であったり、問題解決が困難なケースが多い。そのため、地域住民の理解、協力、関係機関との連携が重要である。	通報に対する躊躇等、様々な要因によって表面化しづらい状況に変わりはないことから、引き続き虐待の定義について、あるいは早期発見・早期介入の必要性について広く周知する必要がある。 また、貧困化等を背景とした経済的虐待についても、いわゆるニートなどの問題と密接に関連する課題であることから、若年層を対象とした啓発も必要である。	養護者からの虐待疑いで通報等のなかで、養護者が何らかの障がいを持つ(手帳はなし)子からの不適切なケア等も多くある。親の筋力低下等に気づけておらず、気づいた時には要介護状態であった等の事例もある。 暴力を振るうことだけが、高齢者虐待ではないことの認識度が低く、不適切なケアが高齢者虐待に値することを広く周知をする必要がある。
関係機関連携・ネットワーク	虐待者には何らかの精神疾患や知的障害、発達障害がある場合が多く、虐待者に対する支援がなされないと、解決には至らない。関係機関との連携が不十分であり、虐待者に対する支援を依頼するが、支援が進まず、根本的な解決に繋がらない。	必要とされる関係機関が多くなるほど迅速な対応が難しくなるため、その連携協力体制の充実が課題である。	虐待対応時に法律家を交えたチーム体制やスーパーバイズ体制が必要を感じている。
行政機関内・間連携	市他部署との連携が課題(経済的虐待において養護者が生活保護を受給している場合に虐待解消に向けた連携や情報の共有、養護者支援の役割分担等)	他市町村で虐待の疑いがあった場合に、その方が転入してきた場合のコアメンバー会議の開催方法などについて、振興局と確認をとりながら調整を行った。市町村が複数絡んでいくと、対応方法に悩むときがある。	高齢者の見守りネットワーク事業や民生委員の実態把握調査等はあるが、担当部署が別々だったり、単独事業で活動したりしており、横断的・重層的な連携や共有ができていない。

また、実際の虐待対応における支援課題についても意見が寄せられている。特に、養護者支援や解決困難・長期化、介入拒否・困難事例、分離保護に関する記載が多く寄せられている。

こうした課題については、関係機関とのネットワーク体制構築などの体制整備を進めることによって、担当者の負担軽減につなげていくことが考えられる。

図表 2-V-6-1 高齢者虐待対応を行うにあたっての課題等【養護者による高齢者虐待関連】
(虐待対応における支援課題等 (抜粋))

区分	具体例		
養護者支援(全般)	養護者が、障害を抱えたり、無職で生活困窮状態にあるなど、他領域の問題も複合している場合が多くなっており、他機関・他部署との連携が課題となっている。また、養護者をどのように他機関につないでいくかという課題もある。虐待の解消には被虐待者の支援のみならず、養護者の自立についても考える必要があるが、高齢者担当部局として、どこまで関与すればよいか判断が難しい部分もある。	高齢者虐待対応は、養護者への対応が盛り込まれている。特に被虐待者を分離・保護した場合など養護者の意図に反した対応を取った後の養護者支援は困難を極める。精神的負担も大きく、継続不可能になる場合もある。警察の支援も受けるが市町村権限なだけに権利擁護センターなどに相談してもそのまま帰ってくる場合も多い。専門職のスーパー・バーバイズ、フォローができる機関の早期構築をお願いしたい。	養護者との長年の関係性の問題(DV、家庭内暴力や虐待関係の逆転)による虐待事例の対応に困難を感じている。介護保険サービス利用などの介入を行っても養護者と高齢者本人の関係性は改善が難しく、虐待を解消する方法が分離に限られてしまう。高齢期を迎えるまでの支援の重要性を感じている。
養護者支援(障害／経済)	精神疾患や知的障害をもつ子からの虐待の場合、関係各課・機関にも参加要請し評価会議等を行い、支援方法を模索するが、高齢者側は高齢者の人権、こども側は精神障害者や知的障害者の人権を最優先するため、折り合いがつかないことが多い。	身体的精神的な理由から、またそれ以外の理由で働きたくても働けない養護者の経済的虐待等に繋がることがあり、経済的な要因の排除が困難。	養護者への支援がまだまだ不十分。養護者自身が障害を持っている場合など、障害担当部署とは連携を図っているが、障害の方の支援体制が十分とは言えない。
解決困難・長期化	各々のケースで特殊な家庭環境、家族関係や経済的困窮が根底にあるため、スムーズな支援は難しい。(困難ケースは時間がかかる。) 本人の意思を尊重した支援が必要だと思うが、社会通念的な許容範囲が人それぞれの主觀によって異なるため、関係者で統一した意識を持って支援ができるようになるまで時間がかかる。	虐待をした養護者支援の手立てや支援できる社会資源が十分でなく、養護者側の虐待要因の解消が困難なケースが多い。	関係者が連携し、支援を行った結果、分離することが妥当と判断されたとしても、養護者または被虐待者が共依存関係にあり、分離を拒んだ場合には、分離方法や分離の時期の判断、また、分離後、虐待の事実を認識していなかった養護者に対し、どのように支援を行っていけば良いのか対応が難しい。
介入拒否・介入困難	認知症等により正常な判断ができないと思われる場合や緊急性のある場合を除き、本人が意思を明確に表示でき介入を拒むケースの場合、自己決定の尊重と問題解決の優先度の判断が困難と感じる。	虐待と判断される場合でも、被虐待者が虐待者との分離を頑なに拒否されるケースの対応が難しい。	養護者による高齢者虐待の場合、家族の経済的理由、何らかの障害が伴ったり、行政との信頼関係が構築されていなければ、養護者・被虐待者が介入を拒むなど対応の困難さを感じる。
分離保護	虐待者と被虐待者が共依存関係の状態で、本人の意思を尊重すべきか分離すべきなのかの見極め。	高齢者と養護者に介入し、分離させた場合でも、高齢者の一時的な感情から、自宅等に戻ってしまう等、養護者と交流を持ってしまい、根本的な解決につながらないことがある。	本人と虐待者(養護者)との分離(一時保護や措置入所)の困難性→コアメンバー会議での緊急性の判断、援助方針が決定した後に、本人の意思が変わり、分離が不可能になることがある。分離に関する法律(条文)の整備が必要。
居室の確保(保護先の確保)	措置入所先として特養と協定しているが、医療依存度の高い方の場合、受け入れできる措置施設がない。(公立医療機関もない)	法的には、措置を行うにあたり認定の有無や認定度などは関係ないとされているが、実際は経営上の理由で要介護3以上でないと受け入れは難しいと断られたり、認定を受けかからつけ医がないと受け入れできないなど事前にクリアしなければならない条件が多く(申請→調査→認定、健康診断など)、分離に苦慮する場合が多い。	緊急時、特に感染症の確認ができない中のベッド確保が課題。

図表 2-V-6-2 高齢者虐待対応を行うにあたっての課題等【養介護施設従事者等による高齢者虐待関連】

区分	具体的な回答内容
対応体制	高齢者施設も増加しており、限られたマンパワーでの対応であるため、「市町村」が困難に直面した際にタイムリーに相談に乗ってもらえる、共に動いてもらえるような体制の整備を望む。 養介護者による高齢者虐待事例は一定程度の対応経験があるが、養介護施設従事者による高齢者虐待はその事例が少ないとから、事業所調査等の対応に苦労する場合が多い。また、必ずしも都道府県からの支援も十分とは言えない。
	養介護施設従事者等による高齢者虐待は、通報・相談件数が少ないため、職員の経験が蓄積できない。今後は、養介護施設従事者等による対応について、対応力の向上を図る必要がある。
	虐待対応では各種連携しての対応が必要となり労力も割くので、各職員が虐待対応のマニュアルを把握して、迅速な対応に繋げられるようにしておく必要があるが、養介護施設従事者による虐待に関する相談も増え、思うような対応ができず苦慮している。
対応方法	介護保険法の改正に伴い、地域密着型通所介護の創設や居宅サービス事業所の指定・指導の権限が市町村(保険者)に移行し、範囲が広がることもあり、今後、事例が発生した場合、適切な対応ができるかどうか不安がある。引き続き、都道府県の市町村に対する支援をお願いしたい。
	施設長など管理者が持論を曲げずに、虐待とは思っていないことがあり、調査時の聞き取り時に苦労をする。管理者ではなく現場担当者のほうが虐待への認識が高いことがある。施設内で意識統一するためにも委員会などの組織で話し合われることが必要だが、小規模な施設ではそれが難しい状況にある。
	施設職員による虐待においては、対処方法が大変難しいため、県のバックアップが必要。
発見・通報	養介護施設における虐待について、養介護施設従事者は自分の働いている施設で虐待を見た場合の通報義務を負っているが、その認識が弱いと感じる。
	施設従事者の中で虐待防止法を適切に理解できていないものが多く、課題を感じる。特に、第21条第1項においては、通報が義務規定になっているにも関わらず、曖昧な認識の施設従事者が多い。
改善指導	養介護施設従事者等による虐待について、改善指導の難しさ。市単独では限界があり、県との協働対応が望ましい。 デイサービスやグループホームにおいて、出入り口を施錠している等で、利用者が外に出られないようにしている事業所が多い。しかしこれが直ちに身体拘束になるかどうかの判断が難しく事業所に対する指導や助言が難しい。
	養介護施設従事者等による高齢者虐待ありと認定した施設・事業所に指導をしても、なかなか改善が見られなかったり、虐待対応を終結した施設・事業所から再度通報がある等、本当の改善に至っていない施設・事業所が複数ある。
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、施設長が虐待を行っている場合、施設長独自の考え方等で施設運営されており、なかなか改善が見られず苦慮している。
施設等への研修・啓発	高齢者虐待に対する介護保険サービス事業者の認識に差があると感じている。日常的に起こっている高齢者虐待に対し、見過ごされていたケースもあり、その対応にも事業所間で大きな差が出ている。事業者に対し、法について周知し、研修や勉強会等を行っていくことが今後の課題である。
	施設虐待防止のため、介護事業所や施設での虐待に関する定期研修を毎年開催を継続していくことを企画しているが、施設の人員不足により、研修に職員を出す余力がない。
	養介護施設・事業所向けの研修会を実施しているが、施設の認識やレベルに大きな開きを感じる。施設管理者が職員へ一定の水準で伝達及び啓発ができるよう教材用DVDの作成をお願いしたい。
	施設等での虐待については、施設長など管理者の意識が大きく影響するように感じます。
その他	介護支援専門員や、介護施設従事者(通所・入所ともに)の高齢者虐待防止に対する認識が薄く、高齢者本人や養介護者からのSOSがあっても、すぐに担当課へ通報が来ないケースがある。毎年、高齢者虐待防止に関する研修を開催しているが、現場で活かせていないと感じる。
	地方公共団体(区市町村)が本法に基づいて実施できる権限の強化(養介護従事者等による虐待事案における当該施設への立入調査等)を、区市町村がその責務を持って適切な対応が可能となるよう、本法改正も含めて検討してほしい。また、サ高住等施設形態(居宅・訪介事業所が他自治体等)によっては、区市町村をまたぐ連携や、都道府県との連携が必要となる事例が増えており、事実確認調査から改善指導に至る広域連携(権限分散による弊害)のあり方を見直してほしい。

〔考察〕

○啓発

「高齢者虐待」について、多くの住民や介護保険事業者等に知つていただく啓発活動は、市区町村にとって大切な取り組みである。今回の分析を見ると、住民向けの周知・啓発の取組、事業者向けの周知・啓発の取組ともに取組実施数が多くなるに従つて相談・通報件数（高齢者10万人あたり）も増加しており、周知・啓発の取組状況が相談・通報件数に影響していることが確認された。

各市区町村において、高齢者虐待をなくすため、住民や事業者向けの、積極的な啓発活動が望まれる。

○ネットワークの構築

民生委員、住民、社協などからなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築については74.1%の自治体が取り組んでいる。一方で、介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」や行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築は約半数の自治体で取り組めていない。町村など小規模自治体は、特に法律関係者との連携について自治体に法律専門職や法律関係の相談窓口がないこともある。

これについては、個々の自治体だけで取り組むというのではなく、保健医療圏域や災害協定など既にある連携協働のネットワーク組織を活かしながら広域対応することも考えられる。このように広域対応する場合は、特に都道府県の積極的関与が求められる。

また、法律家を交えたチーム体制やスーパーバイズ体制の必要性も指摘されている。これらについては、都道府県の支援とともに、虐待対応専門チームなどの活用も有効である。

○組織的対応

虐待対応における市区町村の課題として重要なことは、市区町村職員の対応力を上げていくことが重要である。昨今の困難事例に対応するためには、保健・福祉等の専門職の活用が望ましい。

とりわけ養介護施設従事者の虐待については事例が少なくノウハウが蓄積できないことから、他市区町村の先進事例の横展開などが求められている。

いずれにしても、担当者個人の力量だけに依存するのではなく、組織として判断・対応していくことで、自治体としてのノウハウの蓄積と対応力の底上げにつながっていく。

VII. 調査結果：都道府県の状況

1. 都道府県における取組状況と市区町村に対する評価

(1) 都道府県における取組状況

都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 29 年度の状況を調査した。

高齢者権利擁護等推進事業関連事業の実施状況をみると、「普及啓発（市町村職員等の研修）」は 41 都道府県（87.2%）で、「権利擁護相談窓口の設置」は 36 都道府県（76.6%）で実施済みであるが、「高齢者虐待防止シェルター確保事業」（実施済み 1 都道府県）や「権利擁護強化事業」（実施済み 7 都道府県）を実施している都道府県は限られていた。また、「普及啓発（地域住民向けのシンポジウム等）」（実施済み 12 都道府県）、「普及啓発（リーフレットの作成等）」（実施済み 15 都道府県）、「身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催」（実施済み 12 都道府県）などを実施している都道府県も限られていた。

なお、高齢者権利擁護等推進事業関連事業以外の取組として記載のあった事項を図表 2-VI-1-3 に整理した。一部の都道府県では、介護事業者等に対してリーフレットによる啓発や、事業者等を対象としたグループワーク形式での虐待防止研修会を開催したり、虐待防止に関する会議体において施設内虐待発生時の対応判断基準を検討するなど、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の啓発や対応に関する取組が行われていた。

図表 2-VI-1-1 都道府県における取り組み

	調査項目	実施 自治体数	実施率(47都 道府県中)	前回調査 「実施済み」
高 齢 者 権 利 擁 護 等 推 進 事 業 関 連	身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催	12	25.5%	14
	権利擁護推進員養成研修	27	57.4%	25
	看護職員研修	25	53.2%	26
	権利擁護相談窓口の設置	36	76.6%	35
	普及啓発(市区町村職員等の研修)	41	87.2%	38
	普及啓発(地域住民向けのシンポジウム等)	12	25.5%	11
	普及啓発(リーフレットの作成等)	15	31.9%	16
	普及啓発(その他)	12	25.5%	14
	権利擁護強化事業	7	14.9%	6
その 他	高齢者虐待防止シェルター確保事業	1	2.1%	1
	管内市町村等の通報・相談窓口一覧の周知(ホームページ等)	39	83.0%	37
	市町村のネットワーク構築支援、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等	26	55.3%	26

図表 2-VI-1-2 都道府県における取組実施数の分布（12項目中）

実施項目数	都道府県数	割合	累積
1項目	0	0.0%	0.0%
2項目	4	8.5%	8.5%
3項目	4	8.5%	17.0%
4項目	8	17.0%	34.0%
5項目	7	14.9%	48.9%
6項目	12	25.5%	74.5%
7項目	6	12.8%	87.2%
8項目	4	8.5%	95.7%
9項目	0	0.0%	95.7%
10項目	2	4.3%	100.0%
11項目	0	0.0%	100.0%
12項目	0	0.0%	100.0%
合計	47	100.0%	

図表 2-VI-1-3 都道府県におけるその他の取組

・地域包括支援センター及び市町村職員を対象とした、地域包括支援センターが行う権利擁護業務に関する研修会(1回)
・法務省の人権啓発地方委託事業を活用し、高齢者虐待に関する研修会を開催(1回)
・高齢者虐待防止啓発パンフレットの作成
・成年後見制度市町村長申立マニュアルの作成
・高齢者虐待の実態把握の一環として、厚生労働省の調査と同時に、県独自に調査項目を追加し、県独自調査を実施することにより、高齢者虐待の詳細を把握している。
・高齢者あんしん介護推進会議を親会議として、高齢者虐待防止部会、拘束なき介護推進部会の開催。
・高齢者虐待防止部会の取組として、施設内虐待発生時の対応判断基準について検討。
・県内市町村、保健福祉事務所の高齢者虐待防止担当者会議の開催。
・県内高齢者施設・事業所への権利擁護のための一斉自己点検実施の呼びかけ。
・養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応の手引きの作成
・市町村等職員向け高齢者虐待防止実務者研修(基礎研修・管理職研修・現任者研修)
・養介護施設従事者等を対象とした高齢者虐待防止研修(管理者・現場リーダー)
・介護事業者等への集団指導の場でのリーフレットによる啓発
・介護支援専門員研修における高齢者虐待予防に関する講義
・高齢者虐待防止対応市町村担当者連絡会議の実施
・市町村への高齢者虐待対応専門職チーム派遣の実施(派遣回数2回)
・高齢者虐待防止対応アドバイザーミーティングの開催
・地域福祉や障がい担当課との成年後見制度の市長申立研修や事例検討会の共催
・施設職員向け研修
・市町村等が行う高齢者・障害者虐待等に係る支援として、専門的な知識を持った弁護士や社会福祉士を派遣
・介護保険事業者を対象とする集団指導において高齢者虐待防止法について説明
・県条例で高齢者施設等に配置を義務づけている人権擁護推進員を対象とした研修会を実施
・県広報誌において虐待防止を周知
・高齢者虐待防止研修会の開催(高齢者福祉施設の管理者等 グループワーク形式で約100名参加)
・高齢者虐待防止研修(3回)
・高齢者虐待防止係る県・市町・介護福祉士会合同研修(県内6カ所)
・高齢者虐待防止に係る県・市町意見交換会
・介護保険施設、事業者向けの集団説明会の場において、県内の高齢者虐待の発生状況や防止対策等について、情報提供及び指導等を実施。
・高齢者権利擁護(市町村担当者向け)基礎研修
・高齢者権利擁護(市町村担当者向け)事例検討会
・有料老人ホーム施設長及び従事者向け高齢者権利擁護研修
・高齢者虐待防止対策を総合的に推進するとともに、関係機関の連携等を図るため、関係機関や団体により構成される県高齢者虐待防止連絡会議を年1回実施している。
・養護者による高齢者虐待事案について、市町村から県へ定期報告及び重大事案については、早急に報告をする。

(2) 都道府県による市区町村の取組状況に対する評価

「法に基づく対応状況調査」では、各都道府県に対し、管内市区町村の取組について概況を評価するよう求めている（記述回答）。この回答内容について、市区町村の取組状況14項目に対応させ、肯定的または否定的な評価について件数を整理した。

この結果をみると、「高齢者虐待の対応窓口の住民への周知」や「高齢者虐待についての住民への啓発活動」「成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるよう体制強化」「虐待を行った養護者に対する相談、指導・助言」「早期発見・見守りネットワークの構築」に関して肯定的な評価が挙げられていたが、「関係機関介入支援ネットワーク」や「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」構築の取組に関しては、否定的な評価が多い。

図表2-VI-1-4「市町村における体制整備の取組に関する都道府県管内の概況」（都道府県記述回答）における評価

	肯定的評価		否定的評価	
	件数	割合	件数	割合
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）	18	38.3%	1	2.1%
地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	1	2.1%	0	0.0%
高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	10	21.3%	3	6.4%
居宅介護サービス事業者に法について周知	3	6.4%	2	4.3%
介護保険施設に法について周知	0	0.0%	8	17.0%
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	5	10.6%	1	2.1%
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	9	19.1%	1	2.1%
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	3	6.4%	13	27.7%
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	2	4.3%	20	42.6%
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	13	27.7%	1	2.1%
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	1	2.1%	5	10.6%
老人福祉法の規定による措置を探るために必要な居室確保のための関係機関との調整	2	4.3%	2	4.3%
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	10	21.3%	0	0.0%
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	7	14.9%	0	0.0%

2. 都道府県における取組状況と市区町村の取組・対応状況

(1) 都道府県の取組状況と市区町村の取組状況・対応件数(養護者による高齢者虐待)

都道府県の取組状況について、主に養護者による高齢者虐待対応に関する 9 項目（問 4～問 12）について取組実施数の分布を確認した（図表 2-VI-2-1）。その結果から、「1～3 項目」「4～5 項目」「6～7 項目」に都道府県を 3 分した（8 項目以上実施している都道府県はなし）。

この 3 区分ごとに市区町村を分け、市区町村ごとに算出した取組実施数、養護者による高齢者虐待の「高齢者人口 10 万人あたり」相談・通報件数、「高齢者人口 10 万人あたり」虐待判断事例数の平均値を比較した（図表 2-VI-2-2）。この結果をみると、都道府県の取組実施数の増加に伴い市区町村の取組実施数、相談通報件数、虐待判断事例数も高まる傾向が確認された。

図表 2-VI-2-1 都道府県における取組実施数の分布（養護者による高齢者虐待対応に関する 9 項目中）

実施項目数	都道府県数	割合	累積
1項目	2	4.3%	4.3%
2項目	8	17.0%	21.3%
3項目	9	19.1%	40.4%
4項目	7	14.9%	55.3%
5項目	12	25.5%	80.9%
6項目	7	14.9%	95.7%
7項目	2	4.3%	100.0%
8項目	0	0.0%	
9項目	0	0.0%	
	47	100.0%	

図表 2-VI-2-2 都道府県における取組実施数と市区町村の取組・対応状況

都道府県の取組状況による市区町村の区分	市区町村の取組・対応状況			
	取組実施数	相談・通報件数 (高齢者10万人あたり)	虐待判断事例数 (高齢者10万人あたり)	
1～3項目 (n=599)	平均値 (標準偏差)	9.6 (3.7)	68.3 (61.0)	37.3 (41.6)
	4～5項目 (n=829)	平均値 (標準偏差)	9.7 (3.8)	69.8 (63.3)
	6～7項目 (n=313)	平均値 (標準偏差)	10.1 (3.5)	77.9 (70.4)
合計 (N=1,741)		平均値 (標準偏差)	9.7 (3.7)	70.7 (63.9)
				38.9 (44.3)

〔考察〕

都道府県の取り組みの実施状況をみると、「普及啓発（市町村職員等の研修）」は41都道府県（実施率：87.2%）で、「権利擁護相談窓口の設置」は36都道府県（実施率：76.6%）で実施済みであるなど、多くの都道府県で取り組みが展開していることがわかる。

その一方、「普及啓発（地域住民向けのシンポジウム等）」は12都道府県（実施率：25.5%）、「普及啓発（リーフレットの作成等）」は15都道府県（実施率：31.9%）、「身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催」は12都道府県（実施率：25.5%）などを実施している都道府県も少ないので現状である。

特に「市町村のネットワーク構築支援、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等」は、26都道府県（実施率：55.3%）と約半数の都道府県でしか取り組めていないのが現状である。これから本格的な人口減少社会に突入する多くの市町村にとっては、都道府県の専門的支援にも期待しているところであり、法律の範囲内で都道府県の積極的かつ専門的な市町村支援が望まれる。

Ⅶ. 法に基づく対応状況調査に関する提案

1. 経緯

今年度（平成 30 年度）の事業テーマは「高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待の再発防止に向けた効果的な取組に関する調査研究」であり、これまでの調査を引き継ぐものとしての経年的なデータ分析に加え、虐待の再発防止に向けての要因分析及び自治体の対応の向上のための体制整備について追加分析を行うとともに来年度（平成 31 年度）調査に向けて、調査票の改訂案等の検討を行った。

2. 提案

（1）調査項目の追加等に関する提案

平成 31 年度に実施する「法に基づく対応状況調査」について、疑義照会を解消することで市町村の負担を軽減するとともに、実態を把握するための虐待の要因分析について検討し、調査項目の追加や回答選択肢の修正等に関する提案を行った。追加等に関する提案事項は下記のとおりである。

1. 調査票全体

「任意回答」と記載のある調査項目は、すべて「任意回答」の標記を削除。

2. B票（養介護施設従事者等による高齢者虐待）

（1）新規に追加を提案した質問項目

問番号	質問項目名	目的
問 2_2)	相談・通報が寄せられた施設・事業所のサービス種別	<ul style="list-style-type: none">相談・通報が寄せられた施設・事業所のサービス種別を把握するための質問。選択肢は、虐待が発生した施設・事業所のサービス種別と同じ 14 種類である。
問 6_3)	虐待対応ケース会議での発生要因の分析	<ul style="list-style-type: none">虐待対応ケース会議において虐待の発生要因分析を実施したか確認する質問。選択肢は「a 実施した」「b 実施していない」「c その他」の 3 択。
問 6_4)	虐待の発生要因	<ul style="list-style-type: none">虐待の発生要因について、従来の自由記述回答に加え、下記分類ごとに複数の選択肢を追加「4) _2 運営法人（経営層）の課題」※1「4) _3 組織運営上の課題」※2「4) _4 虐待を行った職員と職場環境の課題」※3「4) _5 虐待を受けた高齢者の状況」※4

問 6_6)	事実確認時における当該施設の虐待防止に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認時点において、当該施設・事業所が取り組んでいた虐待防止の取組について把握する質問。 ・下記の選択肢ごとに該当の有無を回答。 <ul style="list-style-type: none"> 「6)_1 管理者の虐待防止に関する研修の受講」 「6)_2 職員に対する虐待防止に関する研修の実施」 「6)_3 虐待防止委員会の設置」
問 11	改善取組のモニタリング評価	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業所の改善取組のモニタリング評価の方法について確認する質問。 ・下記の選択肢ごとに、該当の有無を回答。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 施設訪問による確認 2) 施設からの報告 3) その他
問 13	調査対象年度末までの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応を行った事案について、調査対象年度末時点での状況を確認する質問。 ・選択肢は、「対応継続」と「終結」の二択。「終結」の場合は日時もあわせて記載。 ・また、「終結」の場合は終結時の状況を、「対応継続」については調査対象年度末時点での状況を記載。

※1：問 6_4) 虐待の発生要因「4)_2 運営法人（経営層）の課題」に含まれる項目

- a) 経営層の倫理観・理念の欠如
- b) 経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足
- c) 経営層の現場の実態の理解不足
- d) 業務環境変化への対応取組が不十分
- e) 不安定な経営状態
- f) その他

※2：問 6_4) 虐待の発生要因「4)_3 組織運営上の課題」に含まれる項目

- a) 介護方針の不適切さ
- b) 高齢者へのアセスメントが不十分
- c) チームケア体制・連携体制が不十分
- d) 虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分
- e) 事故や苦情対応の体制が不十分
- f) 開かれた施設・事業所運営がなされていない
- g) 業務負担軽減に向けた取組が不十分
- h) 職員の指導管理体制が不十分
- i) 職員研修の機会や体制が不十分
- j) 職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい
- k) 職員が相談できる体制が不十分
- l) その他

※3：問 6_4) 虐待の発生要因「4)_4 虐待を行った職員と職場環境の課題」に含まれる項目

- a) 職員の倫理観・理念の欠如

- b)職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足
- c)職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足
- d)職員の業務負担の大きさ e)職員のストレス・感情コントロール
- f)虐待を行った職員の性格や資質の問題
- g)待遇への不満
- h)その他

※4：問 6_4) 虐待の発生要因「4)_5 虐待を受けた高齢者の状況」に含まれる項目

- a)介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回
- b)認知症による BPSD（行動・心理症状）がある
- c)医療依存度が高い
- d)意思表示が困難
- e)職員に暴力・暴言を行う
- f)他の利用者とのトラブルが多い
- i)その他

（2）修正変更を提案した質問項目

問番号	質問項目名	修正変更内容
問 9	老人福祉法の規定に基づく権限の行使	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法の権限行使に関する選択肢を変更。(実施主体について「市区町村」または「都道府県」を選択) 従来：「実施した」、「無」 変更：「市区町村が実施」、「都道府県が実施」、「無」

3. C票（養護者による高齢者虐待）

（1）修正変更を提案した質問項目

問番号	質問項目名	修正変更内容
問 8	調査対象年度末までの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象年度末までの状況に関する選択肢を変更。（「一定の対応終了、経過観察継続」を削除） 従来：「対応継続」、「一定の対応終了、経過観察継続」「終結」 変更：「対応継続」、「終結」

4. E票（虐待等による死亡事例）

従来は、市町村が虐待対応を行わなかった殺人・心中等の死亡事例（報道等で把握したもの）についてはE票のみに記載することとなっていたが、C票（養護者による高齢者虐待）への記載をあわせて依頼する。